

563

54

6 7 8 9 6<sup>cm</sup> 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7<sup>cm</sup>

始





2.2.15  
2.2.15



通信業務  
大意  
電信法規



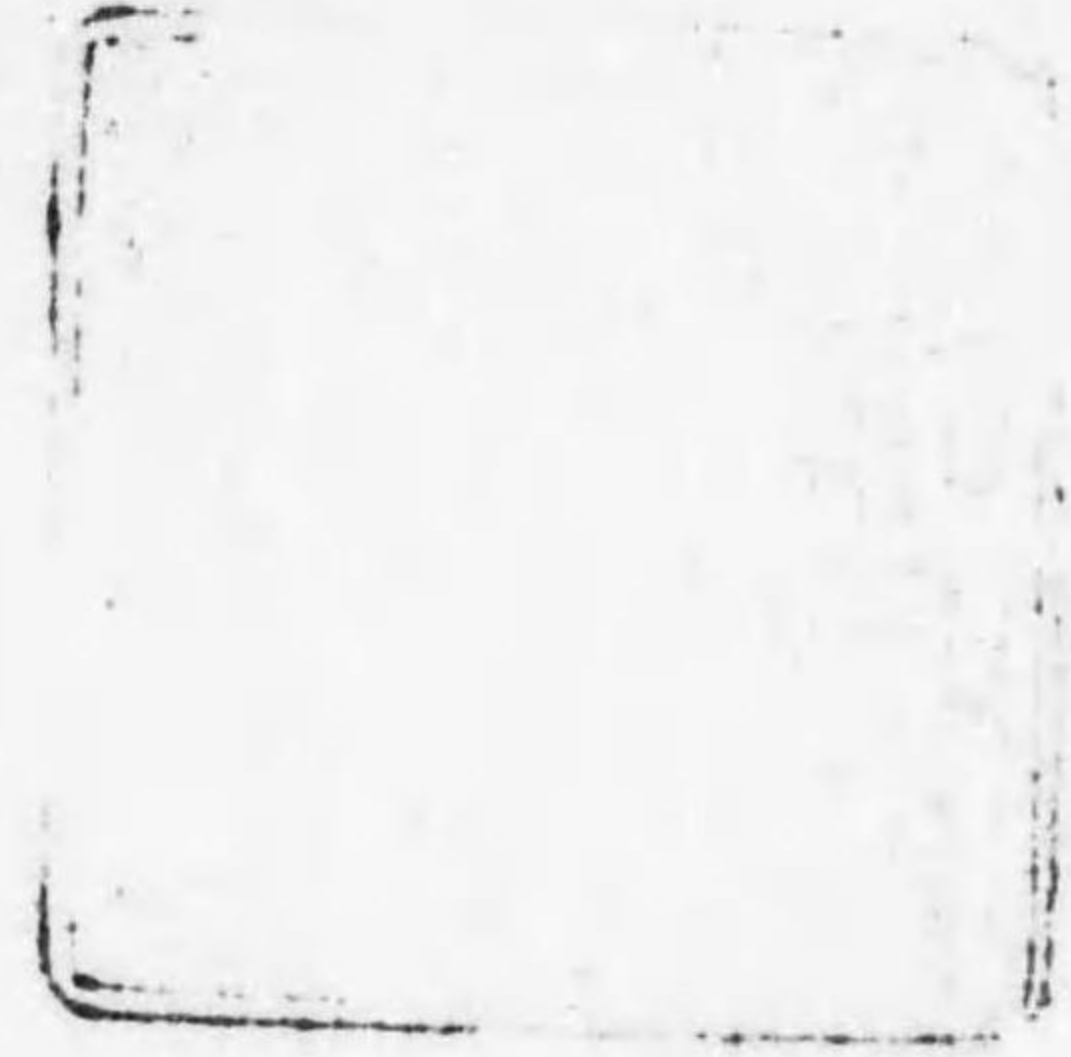


大 通  
信 業  
務 意

電  
信  
法  
規

穴  
澤  
勝  
次  
郎  
著

大 正  
15. 10. 16  
内 交



15  
10  
16



## 序

逓信講習所に於ける電信法規の教授に付ては、未だ教科書の定まれるものなく、多くは法規成文の逐條解説を主とし居れるもの、如きも、之れのみにては、未だ電信事業に理解を有せざる生徒に對し、業務の系體を會得せしむる事困難にして、如何なる方法によりて此の科目を教授すべきかは、當路者間に問題とせられたる所なり。尤も從來とても、電信法規に關する著書なきに非ざるも、其の説く所或は高尚に過ぎ、或は理論に偏し、初學者に對する教材として適當なるものに乏しきを嘆せしめたるが、友人穴澤勝次郎君茲に見る所あり、今回其の著通信業務大意電信法規を公刊せらる。君は多年東京逓信講習所に在りて親しく教鞭を執り、其の獨創の教案に據り良好なる成績を擧げ來れるが、今回之を補修の上刊せられたるものにして、内容を一覽するに、尙推敲を要すと思はるゝ點なきにあらざるも、概して平易に、而かも親切に、概念を説くと共に巧に關係規程を引用し、初學者をして電信事業の大體と關係法規の大意に通せしむる良著にして、講習上裨益少からざるを信ず。乃ち一言を寄せて序となす。

大正十五年八月

序

武 田 信 賀



## 自序

- 一、本書は遞信講習所普通科生に對して電信法規の大要を授くる上の資料に供するを目的として編著したるものなり。
- 一、電信法規の知識は電信従業員に取りて必須缺く可からざるものたるは今更冗言を費す迄もなし、然るに初學者に向つて彼の逐條講義の如きは其困難殆ど言語に絶せるものあり之を寛和せむとする是れ本書發現の理由なり。
- 一、本書に依り學ぶに當りては必ず法規條文を座右に置くの要あらしめたり。書中屢々「第何條を參照せよ」「詳細は第何條に就きて會得せよ」等の指示あるは其の目的に出づ、蓋し條文其物に馴るゝ亦肝要なりと認めたるに因る。
- 一、本書編纂の系統は可及的條文上の系統に従ひたるは勿論なるも實用を主とするの意味に於て實際取扱の多少に比例し説明に精疎の差あらしめたり。
- 一、法條の根據を示すに際しては多く略辭を用ゐたり。例へば電報規則に對しては則、電報取扱規程に對しては程とせるが如し、其他各種の略辭は一々解説せざるも直に了解し得べしと信ずるが故に呶々せず。



一、書中引例往々東京市を中心として示せるのみにて各地方に言及せざるものあり是れ止むと得ざるに出でたるのみ。

一、本書完成に關しては武田所長始め同僚諸氏の多大なる是正援助を辱ふせり、茲に深厚なる謝意を表す。

大正十五年七月

著者識

# 通信業務 電信法規目次

## 緒言

一頁

## 第一編 總論

二

### 第一章 電信法規の概念

二

第一目—意義、第二目—電信に關する法律の成立及效力、第三目—電信に關する命令の成立及效力、第四目—電信に關する訓令の成立及效力、第五目—再掲、第六目—講義の範圍、

### 第二章 法規條文の解釋方に付て

六

(イ)條項の呼稱、(ロ)條項の分解、(ハ)條項の連鎖、(ニ)法規専門語、(ホ)法規は理解を主とす、(ヘ)唯解釋に従へ、(ト)法規と常識、附、法規論と實際論、(チ)特別法は普通法に優る、(リ)適用と準用、

### 第三章 遞信官署の組織

一五

第一目—遞信官署の組織、第二目—官制、第三目—電信官署、

### 第四章 電信區、附、郵便區

二二

### 第五章 電信線路の状態

二三

### 第六章 電報差出より配達迄の一般的經路

二三

## 第二編 本論

### 論

二四



**第一章 電報の種類及送達順位**……………二四

第一目—電報の種類、第二目—官報、第三目—官報を受付ける時の注意  
第四目—局報、第五目—局報無料原則、第六目—局報表解、第七目—私  
報、第八目—送達順位、……………二四

**第二章 書法**……………三二

**第一節 總説**……………三二

第一目—書法の意義、第二目—文字數字記號、第三目—本文、第四目—  
名宛の書き方、第五目—指定、第六目—記號使用方、第七目—發信人居  
所氏名、……………三二

**第二節 和文電報**……………三六

第一目—總説、第二目—假名遣に付て、第三目—語辭、第四目—濁點及  
半濁點の使用方、……………三六

**第三節 歐文電報**……………四一

第一目—實用主義、第二目—語辭、第三目—普通辭用法、……………四一

**第三章 字數及語數計算**……………四五

**第一節 字數計算**……………四五

第一目—字數に算入せらるゝもの、第二目—個々の計算方、……………四五

**第二節 語數計算**……………四九

第一目—語數に算入せらるゝもの、第二目—原則、第三目—特例、……………四九

**第四章 料金**……………四九

**第一節 總則**……………四九

第一目—料金の分類、第二目—料金額、第三目—同一市町村、附、市内  
電報、……………五二

**第二節 追徴**……………五二

**第三節 還付**……………五三

第一目—電信事業の與ふる損害、第二目—料金還付の場合、第三目—還  
付請求方法、第四目—處理方、……………五三

**第五章 差出**……………五九

第一目—總説、第二目—取扱時間、第三目—取扱制限、第四目—差出方  
法、第五目—差出方法特例、第六目—受付時刻、第七目—遅延承知、第  
八目—受取證書、第九目—返還、……………五九

**第六章 受付事務**……………六五

第一目—概要、第二目—受付の際の調査事項、第三目—切手の消印、第  
四目—受付當務者が電報に記入すべき事項、第五目—件名表の記入方、  
第六目—發信原書の整理、……………六五

**第七章 配達**……………七六

第一目—總説、第二目—配達の意義、第三目—配達區域、第四目—郵送  
第五目—翌朝配達、第六目—保管通知、……………七六

**第八章 特殊取扱**……………八二

**第一節 總説**……………八二

第一目—講義範圍、第二目—特殊取扱の併合、……………八二

**第二節 至急**……………八三



第三節 返信料前納.....八四  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—着信局對受信人關係、第四目—返信料前納證書の性質、第五目—返信料前納證書所持人の權利、第六目—返信料前納證書充當、第七目—前納證書使用制限、第八目—前納證書に關する發信人の權利、第九目—前納禁止、

第四節 照 校.....八九  
 第一目—意義、第二目—料金、第三目—特別責任、

第五節 受 信 報 知.....九〇  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—受信報知不許可、第四目—報知すべき日時、第五目—報知料充當、

第六節 追 尾.....九三  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—權能に依る指定記入、第四目—追尾料、第五目—追尾方法、第六目—追尾禁止、

第七節 再 送.....九六  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—準用、第四目—再送請求者の責任、第五目—再送請求者の指定削除請求、第六目—再送通知充當、第七目—再送手續、

第八節 同 文.....一〇一  
 第一目—意義、第二目—同文電報の要件、第三目—原信等の語義、第四目—字數計算方法及徴料方、第五目—同文電報の指定併用、第六目—同文電報の受付方、

第九節 外 國 郵 送.....一〇五  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—制限、

第十節 時 間 外.....一〇六  
 夜 間 配 達.....一〇七  
 第一目—意義及請求、第二目—タラ要否、

第十二節 留 置.....一〇八  
 第一目—意義及請求、第二目—留置電報の細分、

第十三節 別 使 配 達.....一〇九  
 第一目—意義、第二目—別使配達の分類、第三目—配達證徴收、

第十四節 解 船 配 達.....一一一  
 局 待.....一一二  
 親 展.....一一三

第十六節 配 達 日 時 指 定.....一一三  
 第一目—意義、第二目—請求、第三目—受付方、

第十七節 信.....一一六

第九章 通 信.....一一六

第一節 總 則.....一一六  
 第一目—總說、第二目—通信者の親和、第三目—對手局の喚呼、第四目—通信速度の協定、第五目—通信用語、第六目—送信順序、第七目—中繼順路、第八目—局内心得、第九目—受信證、第十目—照校、第十一目—通過番號、第十二目—連送、第十三目—略送、第十四目—貼付原書、



第十五目―夜間送信、第十六目―特急電報の處理、第十七目―翌朝送信電報の處理、

第二節 電話通信……………一三〇  
 第一目―總説、第二目―準用、第三目―符號使用方

第三節 其他の通信……………一三三  
 第一目―總説、第二目―二重通信及四重通信、第三目―自動通信、第四目―氣送通信、

第四節 通信上の事故處理……………一三六  
 第一目―總説、第二目―夕ハ電報の處理、第三目―自發的訂正、第四目―着局改正、第五目―回線障礙及通信輻輳、第六目―應答遲延及通信遲滯

第五節 電信回線通信監視措置規程の概要……………一四三  
 第一目―總説、第二目―監視局、第三目―監視者、第四目―監視關係交信、

第十章 検査……………一四六  
 第一節 通則……………一四六  
 第一目―式紙配賦、第二目―廢紙保存、第三目―略送電報の轉寫、第四目―時間外取扱特例、

第二節 發信検査……………一四七

第三節 中繼検査……………一四七  
 第一目―概要、第二目―検査事項、第三目―中繼信配付、第四目―中繼

順路達電報の處理、第五目―送信後の處理、

第四節 着信検査……………一四九  
 第一目―要領、第二目―検査事項、第三目―着信番號、第四目―種類及指定圖書、第五目―折疊、第六目―封皮使用の特例、第七目―配達當務者送付、第八目―翌朝配達、

第二款 特殊取扱電報着信検査特例……………一五三  
 第一目―返信料前納證書調製、第二目―前納證書郵送、第三目―同文電報の謄寫、第四目―同文電報分送、

第五節 料金追徴……………一五五  
 第一目―料金追徴の場合、第二目―追徴手續總説、第三目―追徴依託

第二款 追尾電報に關する追徴……………一五七  
 第一目―追尾料額算定、第二目―追尾電報保管

第三款 再送に關する追徴……………一五八  
 第一目―再送料額算定、第二目―再送電報保管

第四款 別使配達に關する追徴……………一五九  
 第一目―原則、第二目―特例、

第五款 解船配達に關する追徴……………一六〇  
 第一目―原則、第二目―特例、

第十一章 配達事務……………一六〇



第一節 總說.....一六〇

第二節 通則.....一六一

    第一目—對配達人受授、第二目—配達速度、第三目—兼配、第四目—再配達、第五目—電報交付方、第六目—受信人移轉、

第三節 保管.....一六四

    第一目—總說、第二目—保管の場合、第三目—保管手續通則、第四目—(トロ)の場合の處理方、第五目—保管後の交付送達、

第十二章 電線託送.....一六七

    第一目—總說、第二目—意義、第三目—電線託送の種類、第四目—託送開始、第五目—託送料及金種、第六目—託送に關する手續、

第十三章 略號登記.....一七四

    第一目—總說、第二目—略號登記の種類及料金、第三目—局所間連絡、第四目—略號名宛電報配達方、第五目—繼續及廢止、第六目—内外共通

第十四章 配達先特定登記.....一七七

    第一目—總說、第二目—配達方、

第十五章 局渡.....一七八

    第一目—總說、第二目—請求、第三目—電報交付方、第四目—其他規定

第十六章 課金局報の發受.....一八〇

    第一目—總說、第二目—請求上の制限、第三目—徵料上の特例、第四目—課金局報の特殊取扱、第五目—處理方、

第一節 通則.....一八〇

第二節 尋問.....一八三

    第一目—總說、第二目—發信人の尋問、第三目—受信人の納付尋問、第四目—受信人の假納尋問、第五目—課金局報の文例、

第三節 改正.....一九〇

第四節 停止.....一九〇

第十七章 閱覽、正寫.....一九一

第十八章 新聞電報.....一九二

    第一節 總說.....一九二

    第二節 新聞電報認可.....一九三

        第一款 通則.....一九三

        第二款 豫約取扱及後納取扱認可.....一九四

        第三款 新聞電報發受.....一九四

        第一款 通則.....一九四

            第一目—總說、第二目—發出要件、第三目—取扱時間、第四目—料金、第五目—私報換算、

    第二款 豫約新聞電報.....一九六

    第三款 後納新聞電報.....一九六

第十九章 押收.....一九七

第二十章 局報發受.....二〇一

    第一節 通則.....二〇一



第一目—總說、第二目—局報發送の場合、第三目—局報の名宛、第四目—局報の本文、第五目—局報の特殊取扱、第六目—局報の取扱時間、第七目—併合名宛の特例、第八目—局報郵送の特例、

第二節 障礙局報……………二〇五

第三節 別紙添附局報……………二〇六

第四節 各局所宛局報……………二〇六  
第一目—意義、第二目—範圍、第三目—同時送信、第四目—東京管内の實際、

第五節 資金受授局報……………二一〇

第六節 爲替局報……………二一〇  
第一目—總說、第二目—受付、第三目—拂渡局名附送達方、第四目—爲替局報の特殊取扱、第五目—其の他の規定、

第七節 氣象局報……………二二三

第二十一章 電報書類處理……………二二四  
第一目—總說、第二目—電報書類の意義、第三目—調製期間、第四目—調綴別、第五目—異種類附綴、第六目—合綴分綴、第七目—編綴方注意及表記分、第八目—件名簿調製、第九目—差立目録、第十目—自局名表示方、第十一目—差立期日、第十二目—郵送方、附、封裝方、第十三目—定期報告、

第二十二章 式紙及帳簿、附、保存期間……………二二〇  
第一目—式紙及帳簿、第二目—保存期間、

第二十三章 無線電報……………二三一  
第一目—總說、第二目—無線電報取扱局所、第三目—名稱解、第四目—料金、第五目—獨特指定、附局内心得、第六目—特殊取扱、第七目—海岸局指定、第八目—保管、

第二十四章 日支電報……………二二七  
第一目—總說、第二目—地的範圍、第三目—料金、第四目—準用、第五目—取扱方、

第二十五章 外國電報の概念……………二二六  
第一節 總說……………二二六

第二節 通信方法……………二二九  
第一目—總說、第二目—通信字號、第三目—種類、附、送達順位、第四目—送信順序、第五目—指定、第六目—語數計算方、第七目、其他の概念、第八目—電報例、

第三節 外國和文電報……………二三五  
第一目—意義、第二目—通信方法、



大 通信業務 電 信 法 規

穴 澤 勝 次 郎 著



言

一般に法規といふ科目は諸子の大部分に取つては定めし目新らしいものに相違ない、是から學ばうとする電信法規は謂は、法學の範圍に一步を踏み入れるものであるが、遞信講習所普通科の教科として種々の方面から考慮して適當と認める程度を定めて授けるのであるから、決して深遠な理論に立ち入らざればならぬのである。然し此科目が一種變つたものであるだけに、諸子が從來學び來つた地理や歴史や、國語などの修得方とは少しく異なつた考で取かゝる必要がある。

何故當所で斯様な科目を教ふるやといふに、人は一般の場合と雖も必ず何等かの法則に従つて行爲すべきもので、決して自分勝手のこととは出來るものでない。況んや國家萬民のために設けられた電信事務を採るに當つては各人任意の行動をせず一定の法則を守らねばならぬことは言ふ迄もないことで



ある。即ち電信法規は將來の吏員たる者に取つては必須缺くべからざる科目の一である、最初暫くの中は或は諸子は茫乎として捕捉する所がない様に感ずるかも知れぬが、努めて學ぶ間に自ら其眞意を了解することが出来る筈である。

因に本書の説明には殆ど此種の書籍の用語の最低限ともいふべきものを用ゐたけれども、それでも猶ほ難解の點があつたら、元來本書は國語教科書でなく理論を教えるが目的なことから、教官の説明次第各自に分り易い様に説明語を書き直すなり、假名を振るなり、一切任意にして宜しい。(條文に従つた専門語を書き直すことはいけない)

## 第一編 總論

### 第一章 電信法規の概念

#### 第一目、意義

本講義で電信法規と謂ふのは「遞信法規類纂」中の「電信編」に纏められた法律、命令、訓令、其他の總稱である。

#### 第二目、電信に關する法律の成立、及び効力

電信に關する法律の出來上つた筋道は一般の法律のそれと同じである。即ち政府、貴族院、衆議院の何れか、發案して帝國議會に提出し其の協賛を経てから、天皇の裁可を得て、「××法」の名稱で官報で公布する、(實際に於ては電信に關する法律は政府の中たる遞信省で發案するのが普通である)

總て法律は一旦公布された以上は假令官報を讀まなくとも何人も之を知つた者と看做され遵奉を強要せられる、換言すれば法律の効力は帝國内に在る何人をも拘束するのである。(外國人でも日本の電信法規に従つて内國電報の發受が出来るのは此理由からである)

#### 第三目、電信に關する命令の成立及び効力

命令は其の實質に於ては法律と大差なく均しく天皇又は天皇の委任を受けた者の定むる法的一種であるが形式上法律よりは一段下に位する。

電信に關する命令は多くは「××規則」の名稱で發布されて居る、命令は單に遞信大臣に於て條項を制定して之を官報で國民に對し公布したものである、(命令には議會の協賛や天皇の裁可が要らぬ點に注目せよ)命令の効力は法律のそれと全然同じである。

(註) 法規研究上、命令には一種特別の意味があるのだから「命令とは言ひ付けのことである」といふ様な通俗の考は念頭より取り去るが宜しい。



第四目、電信に關する訓令の成立、及び効力

電信に關する訓令は多くは「××規程」の名稱で發布されて居る、是は逓信大臣に於て必要と認められた電信に關する事務取扱の手續を定めたのだから唯従業員にのみ遵奉させるために逓信公報で公布される。結局内部に於る取扱方の如何は公衆に關係ないことだから官報には載せるに及ばぬのである。

第五目、再掲

分り易いために以上のことを更に表で現はせば左の通りである。

法規トシテノ分類	發布ノ形式	名稱
法律	法律第××號	××法 (例、電信法)
命令	逓信省令第××號	××規則 (例、電報規則)
訓令	逓信省公達第××號	××取扱規程 (例、電報取扱規程)

第六目、講義の範圍

是れから學ぼうとする電信法規の範圍は凡そ左の通りである、然し電信法規は左記で盡きて居るのでなく又是等示したもの、中にも必要の程度に應じて説明上精練の差を置くは言ふ迄もないことである。

ある。

尙ほ條約をも掲げたが總て條約は國民に於て遵奉しなければならぬものかどうか未だに學者間にすら論が一定して居らぬのである、然し其事は問題外として茲では遵奉すべき法規の一部として擧げたのである。

電信法	法律
無線電信法	法律
萬國電信條約	條約
國際無線電信條約	條約
電報規則	命令
無線電報規則	命令
日支電報規則	命令
新聞電報認可規則	命令
外國電報規則	命令
電報取扱規程	命令
無線電報取扱規程	命令



日支電報取扱規程……………訓令

外國電報取扱規程……………

電報書類處理規程……………

## 第二章 法規條文の解釋方に就きて

電信法規條文を解釋するに當つて注意すべき點は大體左の通りである。

### (イ) 條項の呼稱

條文を参照するときに一々指さして其處此處と言ふ不便を避けるために其の呼び方が定まつて居る、左に例として電報規則中の一ヶ條を轉載し、其部分的呼稱を括弧で示すことにする、各自は原條文と對比して會得せよ。

電報規則第九條(第一項、上段)電報ノ名宛ハ簡明ニ記載スヘシ、(第一項、下段)若其ノ地名ニシテ著名ナラサルトキ、又ハ他ニ類似ノモノアルトキハ必要ニ應ジ府縣名、國名、又ハ郡名ヲ附記スベシ。

(第二項)汽車中ニ在ル者ニ宛テタル電報ノ名宛ニハ前項ノ外左ノ事項ヲ附記スベシ、(第二項但書)但シ其ノ附記ナキモノト雖モ電信官署ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付クルコトアル

ベシ。

(第二項第一號)一、肩書驛ノ通過時刻、又ハ乗車シタル驛名、及列車ノ番號、若ハ其ノ乗車驛發車時刻。

(第二項第二號)二、下車スベキ驛名及客車ノ等級。

(第三項)和文電報ノ名宛中不必要ト認ムルモノアルトキハ電信官署ニ於テ之ヲ抹消スルコトアルベシ。

### (ロ) 條項の分解

法規條文は簡潔に出來て居る。故に一つの章句で「又ハ」及「並」などの語を使つて數箇の事項を含ませたものが到る所にあるのである。此様なときは「又ハ」などの語で分たれた事柄毎に分解して解釋すれば良く分るのである、要するに是等章句に當つたら徒に讀み下して鵜呑にせず表裏左右から觀察翫味して其の眞意を捉へる必要がある。

左に章句分解の一例を示す。

既示電報規則第九條、第二項、第一號、即ち

「肩書驛ノ通過時刻、又ハ乗車シタル驛名及列車ノ番號若ハ其ノ乗車驛發車時刻」を分解すれば左の三事項になる。



肩書驛ノ通過時刻(又ハ)

乗車シタル驛名及列車ノ番號(若ハ)

乗車驛發車時刻

(註) 規則第九條を以上二度迄引用したが此の條文が特に重要だといふ意味ではないのである。講義の目的を了解せよ。

(ハ) 條項の連鎖

一定の事項の據り所を探すに當つて、唯一つの條文丈で解決出来ることは寧ろ稀であつて、條文なるものは恰も網の様に互に關し合つて居るのだから一時に二ヶ條も三ヶ條も飛び々々に見なければならぬことが普通である。

各自は此事を心得て居つて、計らず見當つた一條項に依つて總てを解決する様な早計を避けねばならぬ。

條項連鎖の例を示せば至急電報料は規則第三十八條に出て居るが其根據として當然規則第七十條及び第三十七條を見なければならぬし、又市内電報なるもの、真相を知るには規程第六條、規則第三十七條及び第六十一條等を夫々見なければならぬ様な次第である。

(ニ) 法規専門語

法規専門語は假令外形は通俗用語と同じでも其の意義は甚だしく異なるものが多いから特に注意を要する。夫等に付ての例を左に擧げる。

(A) 條文中に現はる、命令、金庫、町村、夜間配達、市内電報(其他數多し)等の語は何れも特殊の意義があるのである。是等は箇々の場合に説明せられることを良く聞き、通俗の考に捉はれぬ様にせよ。

(B) 又條文上、同じ用語でも廣義と狹義との區別があることがある。例之、指定といふ様な語である。是は廣い意味では「指し示す」位の意味だが狹い意味では「指定欄に指定を記入する」意である、規則第十六條第一項前段に「豫メ配達日附ヲ指定シ」とあるのは廣義で、規則第三三條後段に「外國郵送ト指定シ」とあるのは狹義である。是等の區別は要するに種々の事柄を綜合して眞意を判断する外ない。

(ホ) 法規は理解を主とす

總て學問の中には理解を主とし記憶を従とする科目と、記憶を主とし理解を従(若くは殆ど不要)とする科目とがある。法規は此前者に屬する。即ち理解と應用とを最も尊重するのである。故に徒に暗記に努めても理解無く、應用が出来ぬならば法規智識として價值なく無意義なる徒勞に歸する。

(ヘ) 唯解釋に従へ



法規條文も人間の手に成つたものであるから不備の點がないとは保障出來ない。故に不備の點を悟り其の改善を論ずるのは差支ないけれども改正される迄は飽迄も其儘として遵奉しなければならぬ。換言すれば法規は解釋——正當なる解釋に従へば宜しいのである。

(ト) 法規と常識、附法規論と實際論

電信の實務を採るに當つては電信法や電報規則は勿論のこと、特に取扱規程に通じなければならぬことは本書緒言や總論第一章に依つて各自は既に了解した筈であるが、然らば取扱規程は變轉豫期すべからざる實務萬般のことを細大洩さず規定してあるかといふに決して左様なことは出來るものでない。茲に於て各從業員の常識、委しく言へば法規的常識に俟たねばならぬ點が甚だ多いのである。電報取扱規程の第一條に「……規程ノ精神ニ從ヒ之ヲ處理スベシ」とあるのは是がためである。試に見よ、前示、規則第九條唯一ヶ條中にすら「著名ナラサルトキハ云々」「必要ニ應ジ云々」「差支ナシト認ムルトキハ云々」「不必要ト認ムルモノアルトキハ云々」等四五ヶ所に亘つて不確定な語句がある、然るに其の又細則として取扱規程中に「斯々ノ如キハ著名ナラサルモノナリ」といふ様な規定は存しないのである。

斯の如く「著名ならさるときは斯々せよ」といふのを法規論と言ひ「何をか著名ならずといふや」と論ずるのを實際論（一名、事實論）と名づける。斯る實際に當つては一に各員の常識に訴へる外に途がないのである。要するに常識を加味せずしては法規なるものは到底あり能はざるものなることを忘るゝ勿れ。

尙ほ實務に當つて常識判断の必要ある場合には少しでも疑念あらば決して自我を徹さず上長の指令を仰ぐのが更に必要であるといふことを今より記し置くを要する。

(チ) 特別法は普通法に優る

茲に説くこと及次に出つる(リ)は非常に必要であるけれども唯今學ぶは難解だらうから特に後らして第二學期或は第三學期に入つてから講義を乞ふても宜しい。

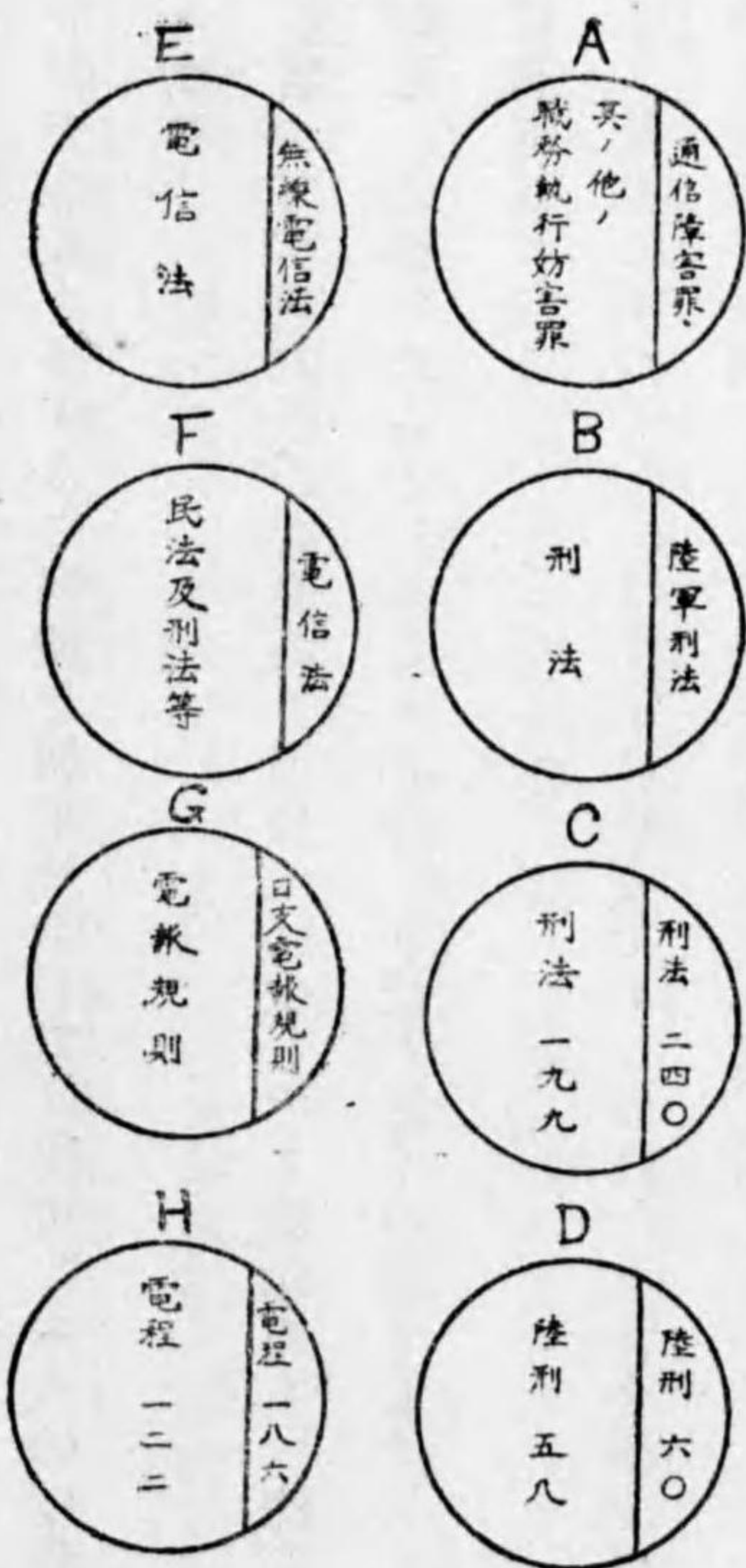
總て法規には廣く一般に適用されるものと、或る範圍を限つて適用されるものがある。前者を普通法（一名、通例法）と呼び、後者を特別法（一名、例外法）と呼ぶ、是等兩者間に如何なる關係があるかといふに、特別法は普通法を除外し之に打勝つて適用されるのである。然し兩者符合しない程度に於て斯うするので普通法を必然全部無視すると限るのではない。（左に例示するけれども取敢ず「通信法規」中電報規則と日支電報規則とを對照し見よ）此の觀念は電信法規のみならず一般法規を通じての原則であつて之が實用を感ずること甚だしいものである。

今茲に普通法と特別法との關係に付て一例を設けて説明すれば或る電信吏員が電報を送らうとするときに外部から暴漢が侵入して來て、どうしても其の電報を送ることの出來ぬ様に妨害したとすれ



ば(斯様なことは實際は殆ど想像出來ぬことである。假定例だから誤解する勿れ)確かに職務執行妨害に相違ない故刑法第九十五條第一項、職務執行妨害罪(三年以下の懲役又は禁錮)で律せられるかといふに、此場合に關しては別に電信法第三十七條に通信障害罪(七年以下の懲役又は五百圓以下の罰金)の規定があるから之に依つて問はれるのである。即ち此場合の刑法第九十五條第一項は普通法であつて電信法第三十七條は特別法である。

普通法、特別法間の關係理解に資するため上述及び其以外のことを併せて左の圖示する。此種圖形はあらゆる普通法と特別法とを對比するときは必ず當て箴るので、若し作らうとすれば殆ど無數に此の圖形が出来る。(各圓二分された中の大部は普通法の意味で小部は特別法の意味である。)



右の圖を見れば或は異法典を總括して對立せしめたもの、或は異法典中の箇々の條文を對立せしめたもの、或は同一法典中の二條を對立せしめたもの、殊に一圓に於ける普通法が他圓では特別法になつて居るものなどがあるに心付くであらう。結局甚だ捕捉し難い様に見えるだらうが、普通法と特別法の區別は決して絶體なものでなく比較的のものである。而かも比較的过程中に絶體的の理論、即ち「特別法は普通法に優る」を含むのである。(恰も千葉と東京を較べれば千葉は東で東京は西だが更に東京と八王子を較べれば東京は東で八王子は西であつて東西の區別は比較的の問題である而かも此中の一ヶ所から見れば東は絶體に東であると同じ様な理論である)

(註) 曾て實際に甲局から乙局に照校電報を送つた際に乙局では DD、DQ 等の符號を用ゐず續け様に照校して甲局から其不法を咎められたときに乙局員は「規程一七八に「照校電報ニ付テハ名宛、指定、及本文ヲ照校スベシ」とあつて DD、DQ 等ヲ送出セヨ」となきに非ずやと抗辨したといふ。上講の精神が分つて居れば斯様なことはせぬ筈である。

(參考)

- 〔刑法第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス〕
- 〔同 第二百四十條 強盜人ヲ……死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス〕
- 〔陸軍刑法第五十八條 上官ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス〕



一、敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス(第二號略)

同 第六十條 上官ニ對シ兵器又ハ兇器ヲ用キテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス(第二號略)

(リ) 適用と準用

「法規を適用する」とは「法規關係に付て法規條文を應用接合して其事件を解決處斷する」ことである。換言すれば或る事件を處理する上に於て基準になる法規條文を其儘當て依めることである。一例を示せば東京府知事の出す公信が官報に出来るのは電報規則第二條を適用するからである。總て法規研究は大部分法規條文適用の研究に過ぎぬのである。

次に準用とは類推適用と同義であつて、的確に該當しない條文を、特別なる他の明文を待つて類推して適用するのである。平易に換言すれば特定の文言を他の文言に讀み直して適用するのである。準用の例を示せば前言した東京府知事發、滿洲奉天某宛を官報に出来るのは日支電報規則第二條の規定に據つて電報規則第二條を準用するからである。此の電報規則第二條を讀み直すには「官報トハ云々」とあるのを「日支電報ノ官報トハ云々」或は「日支官報トハ云々」と讀み直せば良い丈けのことである、以下準用に付て注意すべき點二項を擧げる。

(一) 準用の場合には準用せられる條文を全部類推適用出来ると限らないで、幾分取捨せねばならぬことがある。例へば二局間電話で電報を送る際に取扱規程一七六に依つて同一四三を準用すれば第一項本文は差支なく之が出来るが、但書「但シ二重以上ノ通信法云々」は準用の必要がない。何となれば電話の二重通信なるものはないからである。同様の理論で、更に範圍の廣いこと、再言すれば「準用ス」とあるに不拘事實大部分準用出来ない例は程、一九九對一一六より一九四に至る七十九條の關係などである。

(二) 上記説明に夫々準用の根據を示した通り、總て準用の場合には、「……ヲ準用ス」の意味の條文がなければ出来ぬのである。此の不可なる場合の一例を考へて見るに、若し何人か「則五五に局待電報等を受取つた者は五分間以内配達人を待たして電報を出すことが出来る旨規定してあるから況して至急電報を受取つた者も之に準して五分間以内に配達人に依託して賴信出来る筈である」と言ふ者があつたら夫は根據なき不法な準用である。

### 第三章 遞信官署の組織

#### 第一目、遞信官署の組織

遞信官署と呼ぶのは「遞信省管内に在る總ての官署」の略語である、遞信官署の組織は「遞信省官制」



「通信官署官制」等で定められて居る、夫等の官署を左に表で示す。

(第一表) 「逓信省官制」に依るもの

逓信省						
大臣官房	郵務局	電務局	工務局	電氣局	船舶局	航空局
						經理局

(第二表) 各別の官制に依るもの

貯金局	簡易保險局	燈臺局
-----	-------	-----

(第三表) 「逓信局官制」に依るもの

逓信局

(第四表) 「通信官署官制」に依るもの

通信官署		
(イ) 郵便局	(ロ) 電信局	(ハ) 電話局
一等郵便局	一等電信局	一等電話局
二等郵便局	二等電信局	二等電話局
三等郵便局	三等電信局 (非現存)	二等電話局 (非現存)
		取扱所

(註一) 右表各階級の官署中の同種のものにも事務取扱の範囲に廣狹の差があり得る、例へば同じ三等郵便局でも集配局あり無集配局あるが如きである、然し是等の區別は他の法令に基くことだから官制とは別問題である。

(註二) 右表(ニ)の取扱所には電信取扱所、郵便取扱所等の區別があり得るけれども實在數は極



めて稀である、其中電信取扱所は「電信電話所」などの名稱で常設せられて居るものもあるが大體に於て大演習などの際臨時に施設せられるのが常である、因に鐵道電信取扱所等のごとは第三目に出るけれども右表とは無關係である。

第二目、官制

官制とは官廳の組織及び職務の範圍を定めて天皇の御名で發布されたものである。形式は大概勅令である、例へば明治三十一年十月勅令第二九五號遞信省官制といふ如きである。以下、前目表解を引用して遞信官署に關する官制の概要を述べる。

第一表で示した遞信省の職務の範圍は次の如くである。

- (イ) 大臣官房では遞信部内の官吏の身分、進退に關する事項や機密に關する事項などを掌る、(此事は遞信省官制にあるのでなく、もつと總括的な「各省官制通則」に示されて居るのである)
- (ロ) 郵務局では郵便及小包郵便に關する事項、陸運事業(民業)の監督に關する事項を掌る。
- (ハ) 電務局では電信、電話に關する事項等を掌る。
- (ニ) 工務局では電信、電話の建設、及保存に關する事項を掌る。
- (ホ) 電氣局では電氣(主として民業)の取締に關する事項などを掌る。
- (ト) 航空局では航空(主として民業)の取締に關する事項などを掌る。

- (ヘ) 管船局では航路、船舶、海員(主として民業)などの監督に關する事項を掌る。
- (チ) 經理局では遞信部内の經費、豫算、決算などの事項を掌る。

第二表で示した各別の官制に依る官廳の職務の範圍は左の通りである。

貯金局では郵便貯金、郵便爲替、年金、恩給の給與(總ての官吏、軍人等)などに關する事項を掌る。

簡易保險局では簡易生命保險に關する事務を掌る。

燈臺局では燈臺等に關する事務を掌る。

第三表で示した遞信局では郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金、簡易保險等の監理に關する事務及船舶電氣等の監督に關する事務を掌る。

(註一) 遞信局は全國に七局ある、即ち東京、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺、札幌のそれぞれある。

(註二) 東京遞信局の管轄區域は東京、埼玉、(神奈川)静岡、茨城、群馬、栃木、千葉、山梨の一府、八縣である。

(註三) 遞信局は左の七課、一部、一所から成立する、名の示す所に依つて夫々の事務の範圍の大體は想像出来るであらう。

庶務課、監督課、規畫課、工務課、保險課、電氣課、經理課、海事部、遞信講習所



第四表で示した通信官署の職務の範圍は左の通りである（同時に是等が一名現業局と呼ばれる所以にも想到せよ）

- (イ) 郵便局は郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易保險の現業事務を掌る、但し、郵便局は電信及電話の現業事務をも掌ることが出来る。
- (ロ) 電信局は電信の現業事務を掌る、但し電話の現業事務をも掌ることが出来る。
- (ハ) 電話局は電話の現業事務を掌る。

(註) 本目に説いた様なことは各自に記憶を強ひる譯ではない。大體に通ずれば宜しい。

### 第三目、電信官署

電信法規研究上到る所に用ゐられる語の一は電信官署又は電信局所である。而して電信法及び電報規則等の中には主として電信官署とあり、取扱規程中に電信局所とあるのは全然同一物である。依て以下電信官署とは如何なるものかを説明する。

電信官署とは第一目第四表通信官署中の(ロ)の三階級のもの、(イ)の三階級の中で電信を取扱ふもの(ニ)の取扱所更に加ふるに逓信省監督の下に鐵道省、陸軍省等に所屬する公衆電報を取扱ふ電信取扱所、合計八種の總稱である。

右の説明中、郵便局(勿論電信を取扱ふもの)が加はつたが、何故郵便局を電信官署と呼ぶやといふに、是は其の資格、權能の方面から言うのだから官制上の郵便局なる名稱などには拘泥せぬのである。再言すれば電信法規上、電信官署といふときは、其の局所が電信の外に、郵便や、爲替などを取扱ふや否やは全く考慮の必要ないことである。故に東京中央電信局(郵便を全然取扱はず)も芝郵便局(郵便の文字に捉はるゝ勿れ)も共に電信官署たるの點に於て何等の差異もないのである。

## 第四章 電信區、附郵便區

日本全國如何なる山間僻地と雖も必ず郵便物又は電報を配達する受持局所が定まつて居る、而して郵便局には郵便配達受持區域、即ち郵便區があり、電信局には電報配達受持區域、即ち電信區がある然し純然たる郵便局(電信を取扱はざる)が多くなることは各自知悉の通りで従つて郵便區と電信區とは一致すると限らぬことは容易に想到出来る筈である、故に某村字某所は郵便區としては甲局受持だが電信區としては乙局の受持であるといふ様なことは決して稀なことでない。

又一の行政區に一の郵便局又は電信局があるに限らぬから當然電信區又は郵便區は行政區に拘泥するものではないのである。

電信區を細別すれば、直配達區域内、直配達區域外に分れる、詳細は後章に出る、唯今回は日本中の何處へでも電報を出し得ること、及び受持局の觀念を得れば宜しい。

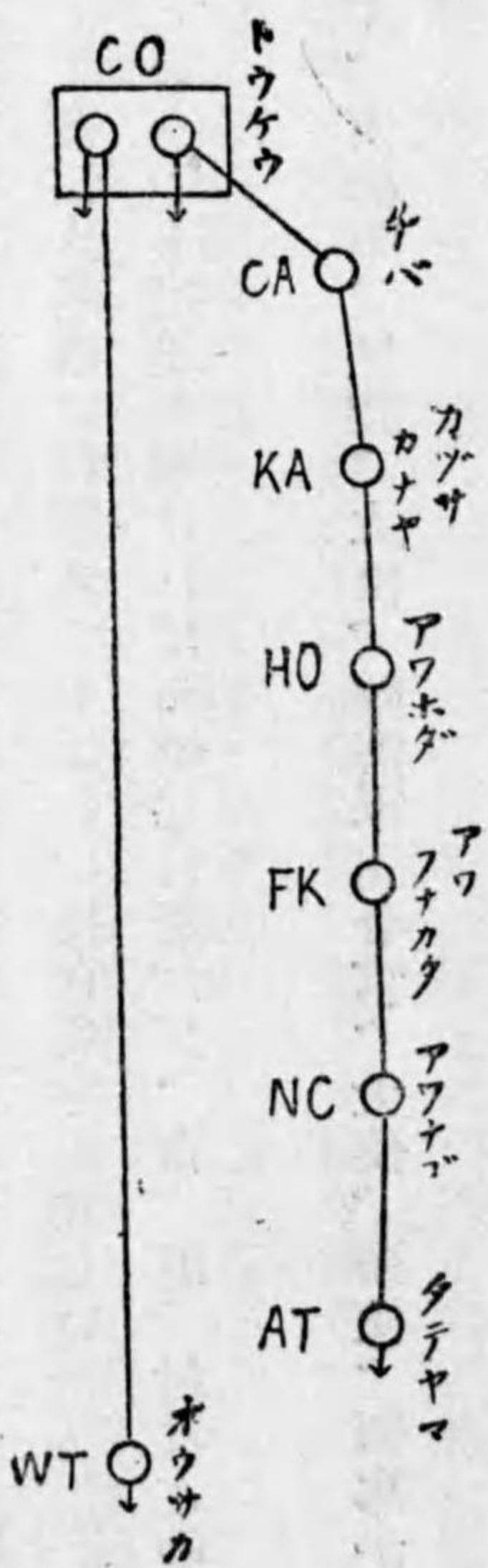


因に受持局のことは配達にのみ關することだから差出に付ては受持局のことを考ふる必要ないことは各自が郵便物や電報を任意の局に出し得るといふ經驗に鑑みて明かであらう。

### 第五章 電信線路の状態

我國には約六千の電信取扱局所があつて是等の局所の間には丁度樹枝狀に電信線が引かれて居る、是を電信網と名づける、電信網と呼び乍ら何故網狀にならず樹枝狀であるかというには主として經濟の點からである、本來ならば上記總ての局所相互間に夫々直通の電信回線を設けたら定めし便利でよいだらうが斯うするには何れの局にも約六千の機械を備へ且つ各局所間に千七百萬本以上(一七、九七、〇〇〇)の電線を引かねばならぬ、斯様なことは國家經濟上許されることでないから必要に應じて全國各地方毎に二局以上、十局内外を絡いで一回線とし更に幹線を以て重要局間を絡ぐのである、従つて機械數や線條數は上記數量の幾千分の幾つで済む譯である。

左に二局専用回線と數局接續回線との實際例を示して上述の理解に資することにする、之を見れば館山發大阪着電報が東京の中繼に依らねばならず一見手數を増す様なことになり、加之同一線上の何れの局も他局通信中は自局通信が自然不可能のことになつて不便の様だが止むを得ない結果であることは速に了解出来るであらう、圖中夫々の羅馬字は其の局の呼出略號であり、又印は地線の意味である。



(註) 前記一七、九九七、〇〇〇の數を出した算式は左の通りである。

$$\frac{(6000-1) \times 6000}{2} = 17,997,000$$

### 第六章 電報差出より配達迄の一般的經路

大概の電報は頼信より配達迄には左記三場合の内何れかの經路を取るものである、實際に於て最も普通なのは(ハ)又は(ロ)である。

- (イ) 頼信——受付——着送紙に書き替へ配達(自局受付且配達の場合)
- (ロ) 頼信——受付——傳送——着信——配達(直通線に據る場合)
- (ハ) 頼信——受付——傳送——中繼——着信——配達(中繼に據る場合)



## 第二編本論

### 第一章 電報の種類及び送達順位

#### 第一目、電報の種類

電報を大別すれば官報、局報、私報の三種類となる(則一)電報は官報であるか、局報であるか、私報であるかに依つて取扱上色々な相違があるのである。

#### 第二目、官報

官報とすることの出来るのは左の電報である(則二)

##### (イ) 官廳又は地方自治體の公信

官廳といふ語は法律的に説明すれば非常に六ヶ敷いのだが平易に言へば通俗に所謂「役所」のことである、而して發信人名儀は役所名でもよし、長官名でも宜しい。

地方自治體というのも定義を附ければ面倒な言葉だが、市、町、村などの自治團體と見れば宜しい。

(ロ) 外國の君主、大統領、皇族、大臣、陸海軍司令官、大使、公使、領事から出す電報、(即ち公信及び私信)

(ハ) 商人にして外國領事の事務を取扱ふ者から、官報發出資格者に宛てた公信

(註) 右(ロ)(ハ)に挙げた者が日本の電報規則に據り官報を出す場合というのは實際に於て日本在

留中に起る事と考へて宜しい、而して是等の規則は外國發着電報に關係ないこと勿論である

(ニ) 日本銀行本店、支店、代理店から國庫金取扱に關して出す電報

國庫金といふのは國家の所有又は保管する金錢のことである。

(ホ) 宮内省本金庫、支金庫、派出所から、宮内省金庫事務に關して出す電報。

(ヘ) 戰時事變の際左の者から出す電報。

日本赤十字社

軍事輸送の爲政府に雇ひ上げられた船舶、航空機又は鐵道の所有者

(ト) 本來官報を出す資格のない者が出す官報の返信

其の證據として原信を示させる、尙(イ)(ロ)などの場合の宛先は公人、私人の區別がないことを想ひ見よ。

(チ) 日本の皇族から出す電報、(即ち公信及び私信、程六〇)

右の中(ニ)(ホ)(ヘ)の三場合に付き特に説明を加へる、是等の者が出す總ての電報は必ずしも官報に出来るとは限らぬが遞信大臣の承認があるとき丈け官報にするのである、(但し此承認權は各局に委任されて居る、大正十三年公達三九四及び四一〇)

#### 第三目、官報を受付けるときの注意



公衆が電報を頼信するときに種類の所へ「官」と書いて來ることもあるし、官報にして貰ふ積りでも「官」と書かずに來ることもあるし、又官報に出來るかどうかを質問することもある、何れの場合でも取扱者は取扱者として果して官報に出來るものであるかどうかを見分けなければならぬ。

#### 第四目、局 報

局報とすることの出來るのは左の電報である、(則三)

- (イ) 電信事務、無線電信事務に關して電信局所相互間に往復する電報(種類はムラ「Sイラ」Asニラ Csイ「Acチナ」)
- (ロ) 電信事務、電話事務、無線電信事務、無線電話事務、郵便事務、郵便爲替事務、郵便貯金事務に關し、郵便官署、電信官署、電話官署相互間に往復する電報、(ムラ「Sイラ」Asワラ、イワ)
- (ハ) 郵便爲替金、郵便貯金、及郵便に依る取立金の取扱に要する資金受授に關し日本銀行本店、支店、代理店相互間に往復する電報(ムラ、イラ)
- (ニ) 氣象臺、測候所相互間に發着する氣象報告に關する電報(ヨラ)

尙ほ上記電報の總ては内容の緩急如何を問はず局報に出來る譯ではない、此事に付ては種々複雑な規定があるけれども後講すべき取扱規程に依り次第に判明する、條文中に「遞信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキ」とか「遞信大臣ノ承認ヲ經テ」とかあるが要するに取扱規程の示す所に従へばよいのである。

(註一) 各項の下に示した種類は通信技術の進歩に併行して覺えても宜しい、歐字の欠けて居るのは規程上歐文にする場合がないからである。第八目に出づるそれも同斷である。

(註二) 氣象臺は文部大臣の監理に屬し中央氣象臺、海洋氣象臺、高層氣象臺の三つがある、外に中央氣象臺や各縣等の管下に屬するものを合して全國に約九十ヶ所の測候所がある、(氣象臺も測候所も廣義では觀測所に相違ない、然し條文中にある様に「觀測所」の名稱を有する氣象官署が日本内地にある譯ではないのだから捉はれてはいけない)

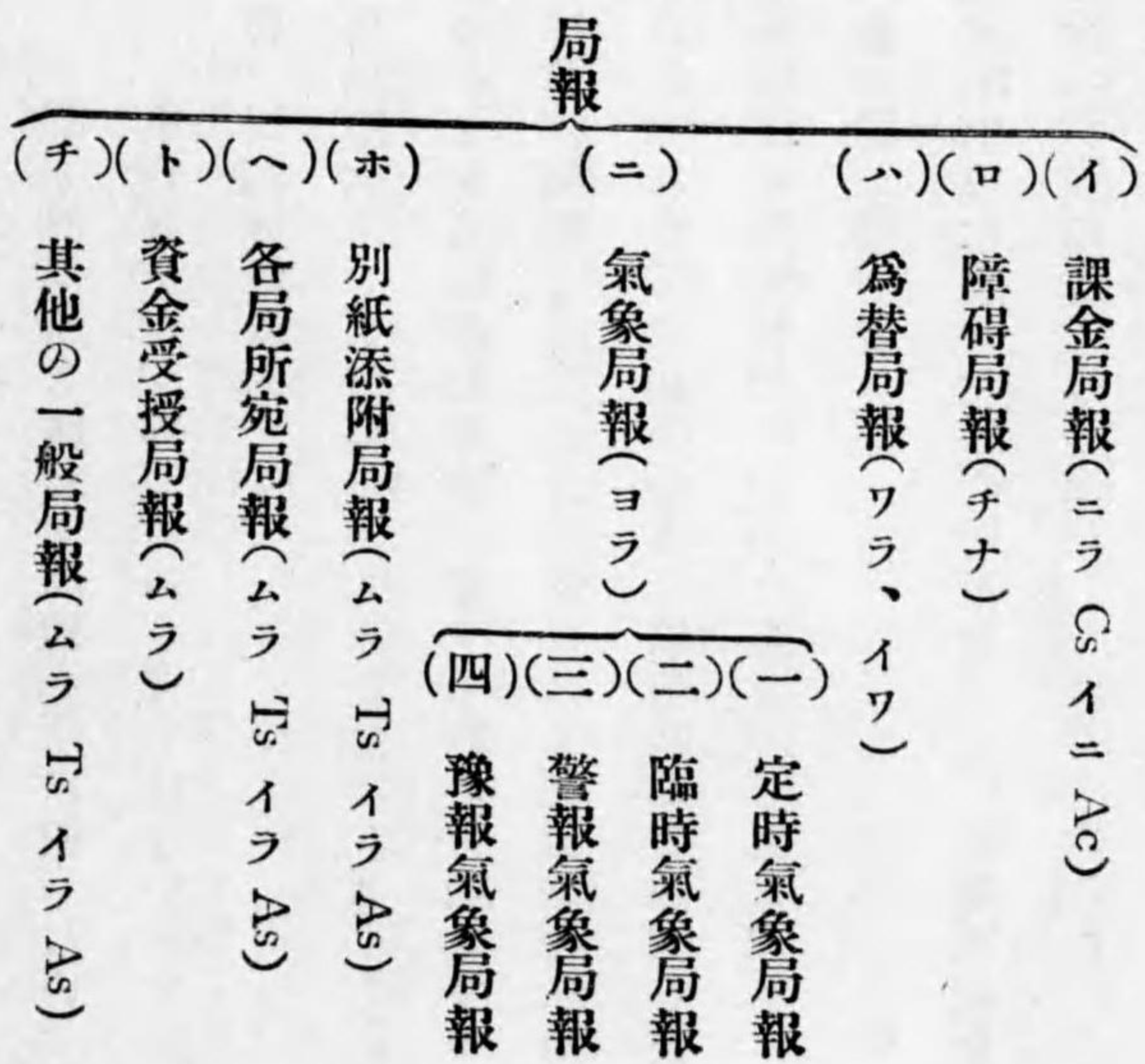
#### 第五目、局報無料原則

局報は原則として無料である。唯課金局報(ニラ Csイ「Ac」)は主として公衆の請求に依つて往復するのでから當然公衆報に進ずる料金を徴收する(則四〇、一八〇、程、三八一)尙ほ爲替局報(ワラ、イワ)俗に言ふ電報爲替は公衆の請求に依り郵便局の爲替係が書いて頼信して來るのであつて、其係の方では勿論爲替法規に従つて相当料金を徴收するけれども電信法規上は爲替局報は全然無料局報の中に入るのである。

#### 第六目、局 報 表 解

上記第四目に述べた各種局報を、更に取扱規程上の分類に従つて表解すれば左の通りである、局報發受の手續に付ての詳細なことは第十六章及第二十章に説くが此際は局報の分類丈けを示す。





因に取扱規程中に「局報ヲ以テ通報スベシ」或は「局報スベシ」(例、程、二〇六、二四八、二六二、等)とある場合には右表(チ)の局報を發することを意味する、而して夫を至急にするや否は事情次第である。

第七目、私 報

上記官報にも局報にも相當しない一般の電報は私報である。唯注意せねばならぬことは電報規則第四條に出る私報の中には普通一般の個人が差出す電報のみならず、新聞電報(ツム、ラム、ナム)、船舶通報(ニラ)、氣象通知電報(ヨニ)、同報電報(種類不要)等をも含んで居るのである。

第八目、送 達 順 位

電報の送達といふのは、電報を受付けてから配達に附する迄の経路のことである。電報の送達順位は必ずしも受付又は受信の前後に依るのではないのである。夫れに付ては電報規則第五條に至急官報、至急局報、至急私報、官報、局報、私報の順で示されて居り、記憶にも困難ないけれども、實務に當つては遙かに複雑なこと迄考慮せねばならぬ、其の順位を左に示す、但し送達順位のこととは二通以上の電報が機側に堆積した場合にのみ考へる必要があるもので、單に一通のみの電報を送る際なれば何等送達順位の問題が起らぬこと勿論である。

尙ほ超順位電報(條文中にない言葉だが便宜上名付けたもの)は他局通信を阻止して送るといふ特徴がある。

超順位、陸軍動員令電報(ナケ)、海軍充員令電報(クケ)、軍機電報(ライ)、局内心得ヒゼウとある障碍局報(チナ)、



第一位、障碍局報(チナ)、局内心得ジンメイとある電報(種類一定せず)、

第二位、至急官報(イリ Ag)、

第三位、至急局報(イラ As)、至急課金局報(イニ Ac)、至急爲替局報(イワ)、氣象局報(ヨラ)、  
氣象通知電報(ヨニ)、

第四位、至急私報(ウナ Ur)、

第五位、官報(リム Gt)、

第六位、局報(ムラ Ts)、課金局報(ニラ Cs)、爲替局報(ワラ)、船舶通報(ニラ)

第七位、私報(種類略號なし)、通常新聞電報(ツム)、豫約新聞電報(ラム)、後納新聞電報(ナム)  
上記は色々な種類の電報が混淆した場合のことだが、若し左様でなく同一種類のものゝみが堆積した場合なら甚だ簡單である、即ち發信局では受付の前後、中繼局又は着信局では受信の前後に依て送達する。(則六)

(註一) 本目の送達順位と、之に先だつ諸目に述べた電報の種類とを對比すれば幾分矛盾あるやの點を發見するだらうが、此の送達順位は規程中特別の明文を綜合した結果の然らしむ所なのだから止むを得ないのである。

(註二) 私報中の同報電報は一種特別のものであつて他種電報と混淆すると云ふことはあり得な

い。のだから順位の問題は起らぬ。

## 第二章 書 法

### 第一節 總 說

#### 第一目、書法の意義

茲で書法と謂ふのは公衆が電報を賴信するに當り如何に賴信紙に記載すべきかのことであつて隨つて額表の書き方にも關係なければ又受信する側の受け方を言ふのではない。

電報の書法には和文電報特獨の規則と歐文電報特獨の規則とがあり、更に和歐文双方に通じた規則とがある。本節では此の共通の規則を説明する、尙ほ本節の説明は便宜和文を目標にしてある、故に「歐文なら斯々」と明示しなくとも總て和文に準して察知するを要する。因に以下總ての章節も之に倣ふ。

#### 第二目、文字、數字、記號

電報として記載することの出来る文字、數字、記號は規則で一定されて居る。(則八)之に反するものは假令一般社會に用ゐられるものでも許されないものである。是れ主として技術上の必要から起つたので當然のことである。故に是等のことは規則の範圍内に於て一般の用法とは引き離して覺える



必要がある。

第三目、本文

電報には必ず本文がなければならぬ。(則三二) 又發信人が自己の居所氏名を電文中に現はすや否やは自由だけれども若し書くなら本文の終りに書くのである。之は本文と看做される。(則二三) 右二つの事柄を綜合すれば本文中に發信人伊藤太郎の略字として單に「イ」字あつても許されることになる(是がために如何なる意味が通ずるかは素より法規の關する所でない)。

第四目、名宛の書き方

通俗に名宛と言へば大概誰でも分ることだけれども法規上は遙かに微細な點迄考へる必要がある。名宛の内容は左表に依つて了解せよ。

トウケウシ……………	着信地、一名着信行政區 (則一、一七五)
シバク	特に名附くる必要なし
ニシクボトモエテウ	宛所(則一四)
三五バンチ	又は居所(則三七、八七、九一)
カトウキヨシカタ……………	宛所の者(則、九一)又は肩書人(程、三三三)
イトウヒロシ……………	狭義の名宛(程、四六)又は受信人名(則一〇、六四、程、三三三)
	名宛(廣義) 則九二、二六

名宛の書き方に關する規定の五場合を左に分説する。

(イ) 一般に電報の名宛は他に紛れない程度に於て簡單明瞭に書くべきである。(則九の一項) 若し不必要に冗長な宛所などがあつたら局の方で抹消しても宜しい。(則九ノ三項) 此の場合の心得は程三二を参照せよ。

(ロ) 居所の違ふ二人以上の者に一通の電報を宛てることは勿論許されることでない、然し同一の宛所に居る二名以上の者に宛てるなら差支ない。(則一〇) 此の場合には第二以下の受信人名に對しては一人毎に五錢宛料金を附課される。

例



トウケウシアザブクタクヤテウニバンチ」

テイシンコウシウシヨキシユクシヤナイ」

サイトウイチロウ」

コンドウジロウ」

エンドウサブロウ

(ハ) 電報の名宛を簡單にするために略號を使ふことが出来る。(則一ノ二項) 例へば

トウケウシシバクトモエテウ五バンチ」

ハルヤマナツヲ

と書く替りに

(シバ)

トウケウ」

ハナツ

と書く様なものである。然し局所側と何等連絡なしに此の様な略號で書いては配達が出来ないから、受信人に於て豫め配達受持局に相當登記して置かねばならぬ、此の登記に付ての詳細は第十三章で説明する。

略號を使用するに當つて若し其の着信地に二つ以上の配達受持局があるならば正當配達局を括弧で圍んで示さねばならぬ(則一ノ二項)但し此の局名は受付完了後は最早用がないから抹消する。(程三二ノ一項前段)

例一

(アザブ)

トウケウ」

ツキヤ

例二

(トウケウ)

トウケウ」

ユキヤ

又上記略號は肩書に使つても宜しい。(則一ノ三項)

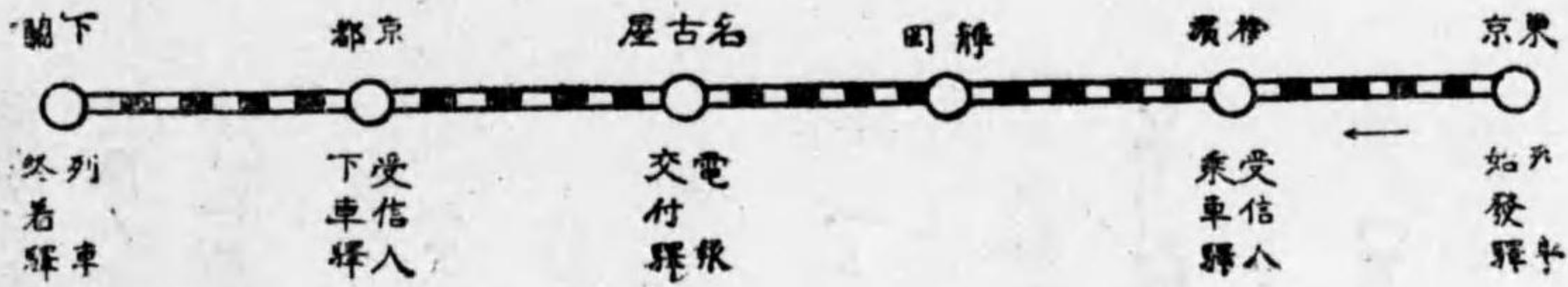
例

(アザブ)

トウケウ

ツキヤカタ」





クロウシロウ

(二) 汽車中に在る者に電報を宛てることも出来る。(則九ノ二項) 其の電報の名宛は次の様に書かねばならぬ。

例一

ロエキゼ××ジ××フツツウカ  
 ××エキ×トウキヤク  
 ストツゴロウ

例二

ロエキ  
 リエキハツ××ゴウレツシヤ  
 ×トウキヤク  
 ゴトウクロウ

書き方は右の例計りでなく外にもある。(則九ノ二項一號、二號、程四七) 要するに受付、傳送、配達が順調に行く程度ならよいのである。尚は上記の理解に資するため上に假定圖を示すことにする。

(ホ) 以上の外留置電報の場合、追尾電報の場合などは夫々獨特の書き方があるけれ

ども是等に關しては後出章節で説くことにする。

第五目、指定

電報規則上指定に關する規定の要項は大體左の通りである。

- (イ) 規則は色々公衆の利便を計つて特殊の取扱を設けて居る。是等特殊取扱に關しては夫々の種別に應じて指定略號が定められてある。指定略號に付ては則一二を參照して記憶に努めよ。
- (ロ) 指定略號は字數又は語數に算入されること勿論だが其上特別の料金が要るものと要らぬものがある。特別の料金の要らぬものはタラ、ムナ、ヤム、ニカである。其他の指定は必ず特別の料金が要るか若くは要らぬにせよ種々複雑な規定がある。後者の例は始發の際附けるチラの如きである。尚ほ詳細のことは第八章に説くことにする。
- (ハ) 公衆が郵便を利用して頼信する様な場合には往々指定が判明せぬこともあり得る。其の時は指定がないものとして受付ける。(則一三ノ一項) 又指定欄に普通辭で「至急」等と書いて出して來たものは取扱者がウナ等と改書する。(則一三ノ二項)

第六目、記號使用方

電報に用ゆる記號は則八の示す通り一般學界のそれに比し甚だ少數で僅に和歐文共四種づゝである是等を電文中に適當に使用するの素より差支ないけれども如何なる場所に使用すべきやに就ては



則一九は單に「普通ノ用法ニ從ヒ之ヲ使用スベシ」と謂ふのみである。結局は一般學識や經驗に委する外途がない。實務に當つて疑義があつたら獨斷せず上司の判定を受くべきである。

(註) 左の如きは一般の用法に從へるや否やを考へ見よ、

—チチ—アス— ウヘノ、ツク

第七目、發信人居所氏名(控欄)

發信人は局の参考として自分の居所氏名を委しく控欄に書くを要する。則二五參照。字體は和文電報なら漢字が宜しい。尙ほ條文中の但書などに拘泥せず必ず書かされる方針が最も宜しい。

(註) 發信人が二名以上連帶といふことも法規上差支ないことは則四九の反面から見ても明かである。

第二節 和文電報

第一目、總 說

本節では和文電報のみに關する書法を述べる、但し前節と綜合して會得するを要すること勿論である。

第二目、假名遣に付て

國語の用法上は假名遣が一定して居ることは各自が既に知悉する通りである、然し電信では餘り假

名遣に拘泥せず専ら實用に重きを置く慣習がある。例之東京はトウキヤウが正當だが電報の額表中等に記載(例へば着局として)するに當つては「局所名録」に示されてある通りトウケウとする如きである。

局所側ですら右の通りだから公衆が出す電報の假名遣に付ても殆ど容喙するを要しない。故に例へば兵藤庄藏はヒヤウドウシヤウザウと書くのが正當だけれども是れ以外にヘウダウセウゾウ或はヒョウドウショーゾー其他何と書かうが發音上似て居る限り強ひて訂正させるに及ばぬのである。

第三目、語 辭

電報本文に用ふる語辭には普通辭、隱語、秘辭の三種がある。夫等に付て左に分説する。

(一) 普通 辭

普通辭とは一般人が見て意味の通ずる日本語のことである。(是は正普通辭と考へて宜しい) 外に電報新書又は中國電報新編に據る數字の集合は普通辭と看做される。(是は准普通辭と考へて宜しい) 此の二書のごとは次節第二目で再説する。

(二) 隱 語

隱語とは一見普通辭の様でも實は普通の意味以外に使つたもので一般人には通解出來ぬ用語である。



(三) 秘辭

秘辭とは一見意味を爲さぬ文字や數字の孤立又は集合であつて一般人に通解出來ぬは勿論甚だしきは發音すら出來ぬのものもある。次目参照

實際に於て秘辭は俗に暗號電報と呼ばれ商業上などに盛に用ゐられて居る。

又右のみならず普通辭ともならず隱語ともならぬ爲に秘辭とされるものがある、例へば日本の假名で書いた朝鮮語の様なものである。

以上の説明はしたけれども和文電報に於ては普通辭、隱語、秘辭三者の間に字數計算方や徴料上別に差異がある譯でないし是等區別は法規的に考慮する實益は殆どない。(是等區別は主として次節歐文電報の場合に必要が起つて來るのである。)

第四目、濁點及半濁點の使用方

電信法規の規定は假名遣に拘泥せぬことは既述の通りだが更に加ふるに文法と異なつたことを規定して居る。即ち片假名でさへあれば濁點又は半濁點を付けてもよいのである。然し數字や記號に付けてはいけない。(則一八)

上記の通りだから左の如きは少しも差支ない。但し秘辭になることは勿論である。

イユマヅ

第三節 歐文電報

第一目、實用主義

電報に用ゆる外國語の用法も亦必ずしも文法に泥拘しないでもよいのである。故に發信人は法規に反しない範圍に於て文法を度外視し實用を主としても宜しい。例へば左の様なことを電報する必要があつたとすれば

(照會) Please tell me in what province your grandfather and grandmother live. (十二語)

(回答) They live in Musashi province. (六語)

此の二文は何れも文法通りであり此儘電文としても勿論差支ないけれども左の様にするれば意味も通じ且經濟的である。

(照會) Where your grandparents living (四語)

(回答) Living Musashi (二語)

(註) 右英語原文はクラウンリーダー卷一から引用したものである。

第二目、語辭

歐文電報の語辭にも普通辭、隱語、秘辭の三種あることは和文と同じである、然し歐文電報には是等三者の中何れを使用するかに依つて料金に大なる差が起るのだから公衆は可及的少額の料金で用



を辨じやうとするために隠語又は秘辭を用ゐる者が甚だ多數あるのである。従て従業員たる者は和文の語辭以上に詳細研究する必要がある。然し是が爲には餘程の語學的基礎を要するのだから今として各自は現在の語學智識に於て最善の研究をする外ない。

(一) 普通辭

歐文電報の普通辭となるのは次のものである。(則一五)

(イ) 羅馬字綴日本語

(ロ) 羅 甸 語

是は昔羅馬帝國に行はれた言葉で現今は一般人の間では死語デットラングイデだけれども學者社會等に在りては今尙世界的に此語の勢力がある。

(ハ) 現行の歐州國語

是は無慮數十種ある、單純に英語のみを聯想する様ではいけない。尙ほ歐州國語の中數ヶ國語(例へば希臘、羅馬尼、露西亞等のそれ)は本來希臘系の文字を使用するけれども是等は羅馬字に直さなければ電報として用ゐられないこと勿論である。

(ニ) 電報新書又は中國電報新編に據つた數字の聯集

此の二書は共に支那の交通部(我が遞信省に當る)で發行した、漢字の番號表であつて主として支那人間に用ゐられる、前者は舊刊で後者は新刊である。新刊に據つた場合の一例を示せば 6153 6623 6855 (譯、請送金)の如きである。

(ホ) 商標又は記號として用ゐた文字及び數字又は文字又は數字

(二) 隱 語

隱語となるは左の二種である。(則一六)

(イ) 實 在 隱 語

是は日、獨、英、西、佛、蘭、伊、葡、羅の九種國語の中から一綴十字以内のものを採用して而かも隠れた意味を含ませたものである。

(ロ) 人 爲 隱 語

是は獨、英、西、佛、蘭、伊、葡、羅の八種の語法の中何れかに許される發音に従つて一綴十字以内に作つた語で勿論一般人には分らない意味を含めたものである。

(註一) 人爲隱語の發音能否に關する一例を示せば Tschschofs の綴は英、佛語等の用法に従へば發音不能だが獨語の用法ではチエホフスと發音出来る、結局隱語に使つても差支ない。

(註二) 第一目終りに示した二文は省略した英語普通辭に過ぎないので隱語ではない。誤解する



(三) 秘 辭

秘辭となるのは左の通りである。

(イ) 文字又は數字の孤立又は集合で意味の通解し難いもの。

(ロ) 普通辭、隱語何れにも相當しないもの。(則一七ノ一項)

次に秘辭を作るには一の制限がある、夫は一綴の中に文字と數字とを混せてはいけなないことである。(則一七ノ二項)但し文字のみの一綴の發音能否は問ふ所でない、故に Bodfg などの綴は發音不能だが秘辭たるに妨ない。

第三目、普通辭用法

歐洲國語又は羅句語を使用するときは文章を省略するのは第一目で説いた通り差支ないけれども一語々々の綴方其物は夫々の用法に従はねばならぬ、此の事は則三三の反面から見ても明かである。又羅馬字綴日本語に付ては左の制限がある。

(イ) 原則として一綴十五字を超ゆることを許されぬ。且つ語の中間で切つてはいけなない。例外として名詞は普通の用法に従ふ限り助詞共連記して十五字を超しても宜しい。(其一綴は二語以上に計算されるけれども夫は別問題である。)(則二〇)

(ロ) 同一綴中に日本語と外國語又は數字とを混記してはいけなない。(則二一)注意を要するは右外國語の中には外國固有名詞は含まれて居らぬのである、是れ程五三ノ二項に特別の明文ある結果である。

第三章 字數及語數計算

第一節 字 數 計 算

第一目、字數に算入せらるゝもの

和文電報の字數(即ちw)に算入されるものは左の通りである。(則二六)字數に算入するのは取も直さず課金上主要なる基礎とするためである。

- (イ) 本 文
- (ロ) 指 定

第二目、箇々の計算方

假名及び數字は其の一字を一字と計算すること明文が無く其何等疑ない。記號は一箇を一字と計算する、但し記號の中括弧は必ずや開と閉とがある筈だから併せて當然二字になる。(則二七ノ一項)濁點又は半濁點は之を附けた文字と共に二字に計算する。(則二七ノ二項)



第二節 語數計算

第一目、語數に算入せらるゝもの。

歐文電報の語數に算入せられるものは左の通りである。

- (イ) 本文
- (ロ) 名宛
- (ハ) 指定

第二目、原則

歐文電報の語數計算方には左の三原則がある。

第一原則 普通辭は一綴り十五字迄を一語とし其れ以上は十五字迄毎に一語を増す。(則二八) 勿論無制限に一綴りにしてよい譯ではない。前章第三節第三目に結びて考へよ。

第二原則 隱語は十字以内の一綴を一語とする。此事に付ては特別の明文はないけれども則一六や三一等を綜合して考へても明かである。而して十字を超すものは假令發信人が隱語の積りでも前章第三節第二目(三)に該當するため秘辭になるから十一字のものでも三語になる。

(註) chlorophane (十一字、實在隱語)などは外國電報としては $\kappa$ を一字と看做されるために一語である。然し法規の根據が違ふのだから仕方がない。

第三原則 秘辭、又は數字は五字以内の一綴りを一語とし其れ以上は五字毎に一語を増す(則二九)ノ一項、則三〇)

第三目、特 例

上記原則に示した以外のことに付ては左の計算方に據る。

(イ) 左記は夫々を一語に計算する。

(一) 歌文記號(則、三五)

歐文記號は四種あるが夫々に付て分説すれば次の通りである。

カンマ、ピリオド、  
カマ、ピリオド、  
此二種の記號は公衆の明白な請求が無ければ無視せられる。

/ (斜線) 是は孤立して用ふことは一般の用法が許さぬから自然他の語と結び附いて始めて一語となるのである、故に May/August (五月より八月に至るの意)などは三語である。

() (括弧) は開閉合せて一語となる(和文のそれと區別せよ)。

(二) 孤立した數字又は文字(則二九)

孤立した數字に付ては明文があり文字に付ては夫がないけれども精神上疑ない。

(三) 指定(則二六)

指定は數字を伴ふものでも一語である。例 RPSO

(ロ) 普通辭隱語混用の場合には其普通辭は十字迄毎に一語に計算する。(則三一) 其の譯は彼是の判



別が煩に堪えぬからである。  
因に普通辭、秘辭混用、又は隱語、秘辭混用の場合には格別の考慮は要らぬ、夫々の原則通りの計算をすれば宜しい。

(ハ) 左の場合は第三原則で計算する。

(一) 羅馬字綴日本語の書法に關する規定に違反した場合(則三三二、二〇ノ一項本文、實例、程五三)順序を示す爲に數字に附加したる文字(則、三四ノ一號、實例、程、五二ノ六號)

(二) 商標中、秘辭中、又は數字の集合中に用ゐた終點、讀點、斜線(則、三四ノ二號、實例、程、五二ノ七號)尙ほ此場合の斜線と本目(イ一)の斜線とを區別せよ。

(ニ) 既述普通辭解説(四二頁)(イロハ)に該る國語を使用した場合に用法違反の綴りがあつたら正當の綴方により語數を計算する。(則三三三ノ一項、實例、程五二ノ一號參照)但し必ずしも改書、若しくは切り離させる意味ではない。

(ホ) 綴り々々の切り方を公衆の選擇に任せるものがある、夫は左の通りであり。(則三三三ノ二項、實例、程五ノ二、三、四、五號參照)  
地名、船名、數量語、辭典に許さるゝ聯結語。

### 第四章料 金

#### 第一節總 則

##### 第一目、料金の分類

電報に關する料金は左の如く分けて考ふことが出来る。

- (イ) 一般電報料金
- (ロ) 特殊取扱料
- (ハ) 其他の料金(例、電報受取證書料、略號登記料等)

右の中ロハに付ては夫々の章節で述べることにし、本節では(イ)一般電報料金に付て説明する。

##### 第二目、料 金 額

電報料金の多寡を決定する原因は左の通りである。

- (イ) 發信局所々在の市町村内に宛てたるものなるや否
- (ロ) 右以外の内地に宛てたるものなるや否
- (ハ) 新領土に宛てたるものなるや否
- (ニ) 字語數は如何



(ホ) 官報なるや私報なるや

右に依り判定の上左の料金率を適用する。尙ほ本表は則三七を分り易い様に書き直したものであるから同條と對比して修得せよ。而して表中小笠原島は地理上或は行政上内地たること勿論だが料金に關しては内地と引離して覺ゆるを要する。

區 間	和		文		歐		文	
	最低料金 (十五字以内)	累加料金 (五字以内ヲ増ス毎ニ)	最低料金 (五語以内)	累加料金 (一語ヲ増ス毎ニ)	最低料金 (五語以内)	累加料金 (一語ヲ増ス毎ニ)	最低料金 (五語以内)	累加料金 (一語ヲ増ス毎ニ)
(一) 同一市町村宛	官報、私報共 十 五 錢	三 錢	十 五 錢	三 錢	十 五 錢	三 錢	十 五 錢	三 錢
(二) (一) 以外ノ内地宛	官報、私報共 三 十 錢	五 錢	三 十 錢	五 錢	三 十 錢	五 錢	三 十 錢	五 錢
(三) 小笠原島、朝鮮、臺灣、 樺太、ヤップ宛	官報 三十錢 私報 四十錢	五 錢	三 十 錢	五 錢	四 十 五 錢	五 錢	四 十 五 錢	五 錢

因に滿洲及芝罘も(三)と同一である。

第三目、同一市町村、附市内電報

法規條文中に謂ふ同一市町村とは同一市、同一町、同一村の略言であることは説明する迄もないことだが、是等は何れも市制及町村制といふ法律に據つて成立した地方自治體の區域のことである。

例へば東京市は市制に據り、東京府豊多摩郡澁谷町及神奈川縣鎌倉郡川口村は町村制に據り夫々成立した地方自治體であつて是等市町村の廣さは取も直さず是等自治體の行政區である。

此中の一を選んで再言するに川口村にある片瀬局(サガミカタセ)を目標として同一村といふときは川口村全部を指すのだから此の場合の同一村は單一的に考ふことが必要である、之を忘れて通俗の考に捉はれ大字や字で呼ばれる部落の複合體の様に思ふときは川口村大字Aに對し同村大字Bは同一村でないかの様な誤解に陥るところがあるから深く注意するを要する。東京市や澁谷町のことにも之に準じて察知せよ。

次に取扱規程上では「發信局所ト同一市町村ニ宛テタル電報」のことを市内電報と謂ふて居る(程六ノ十一號三九八等)故に前示片瀬局で受付けて且つ同村に配達する電報は市内電報である。此場合の市内なる語は一般の用法に反し一見奇異の様だけれども用語の冗長を避ける意味から生じたものに過ぎない。而して此の市内電報なる語は内部關係に於てのみ通づること規則上の用語でないから對外的には用ふべきでない。

第四目、料金納付方

電報に關する料金は原則として賴信の際、郵便切手を賴信紙に貼附して納める(則四二)例外として特別の規定がある場合には現金で納めることもある、例へば託送に關する料金などはそれである。



(託送の事は後講する)

第五目、端數切捨

料金を算定するに當つて錢位未滿の端數が出たら其れは切捨てる(則四一)料金の端數が出るのは照校電報の場合(則三八)及び日割計算の場合(則一三八、氣通則九等)等である。

第二節 追 徴

追徴とは電報に關する不足料金を受付完了後料金納付義務期間(法二〇)中に追納せしめることである。

追徴の詳細は第九章第五節に述べるが此際は同節に示せる追徴の場合の表解を見、且則四三及四四を一讀して夫等の概念を得て置けば宜しい。

第三節 還 付

第一目、電信事業の與ふる損害

電信事業の運行上は色々公衆に損害を懸ける場合がある、先づ其の場合を表解する。

- 電信事業の與ふる損害
  - (一) 電報の取扱に關して與ふる損害
    - (イ) 直接損害、一名電報料金の損害(則四五)
    - (ロ) 間接損害(法二四)
  - (二) 其の他の業務執行上與ふる損害(法六、九)

本表(二)の場合は損害を賠償する、(一ロ)の場合は賠償しない。

(一イ)の場合は損害の觀念に含めず料金還付の名目で償還することになつて居る、(間接損害ある場合には當然直接損害たる電報料金を還付する等に誤解する勿れ、是等二者は必ずしも關聯なし)

第二目、料金還付の場合

以下、右表(一イ)に對する則四五を説明する、(表中に現はれた他の法條に關しては本節講義の目的でないから措く)

左に掲ぐるものに限る。其の納付人の請求に依り郵便切手を以て納付したるものは郵便切手で、通貨で納付したものは通貨で還付する。

一、電信官署の過失により受信人に到着せざりし電報の電報料及特殊取扱料。但し第六十九條の規定に依り送達した電報の料金は還付出來ぬ。

如何なる場合に過失で電報が不達になるかは神ならぬ人のすることだから甚だ多岐多様に涉り到底豫測出來ぬ。兎も角も電報不達の場合には料金を還付するのである。

然し發信人(即ち料金納付人)は自己の電報不達と知つて後、遅れたに拘らず改めて送信する様發信局に請求出來ることは則六十九條に規定されて居る、此の際も尙且つ料金を還付する必要はないから右但書があるのである。



(註) 發信人、又は受信人側に過失があつて不達となつた様な場合は勿論本號の關する所でない。

二、電信官署の過失に因り郵便にて到着し得べき日時より遅れて到着したる電報の電報料、及特殊取扱料但し特殊取扱料の中受信報知料及返信料を除く

右の中「郵便ニヨリ到着シ得べき日時ヨリ遅レテ」とあるが果して之に相當するや否は箇々の場合に各局では明確に分らぬことがある、其時は電務局の判定に任せる外ない。(電務局では郵便物結束時間表等に依つて對比する)

而して郵便物の所要時間と電報のそれとを對比するに付ては電報夜間不配達原則(則六三)の適用を受けた結果留置<sup>2</sup>かれた時間は算入されない。

又ツニ、ツツ、ナツの料金を還付せぬ理由は別に不思議はない、是等料金は兎も角も目的通りの効果を奏するからである。

三、電信官署の過失に依り誤謬を生じ且用弁を欠きたる照校電報の電報料、及特殊取扱料(受信報知料及返信料を除く)但し尋問に依り校正し得たる電報に關するものを除く

本號は照校電報が誤り且つ用弁を欠いた場合のことを謂ふて居るのである。照校電報に誤謬があるや否は發信と着信とを對照して見れば外形的に分るけれども用辯を欠いたか否は實際に依つて

判別する外ない、若し争あらば結局は電務局の認定を俟つことになる。

又照校電報が一旦は誤つても尋問(後講、課金局報の發受)の結果直つたなら用辯を欠いたとは看做さず料金を還付せぬ。

四、電信官署の過失に依り徴收したる過納及誤納の料金

概括して言へば「取る可からざる料金」のことである。過納は「取り過ぎ」誤納は「誤つて取りたるもの」と觀念せよ。

尙ほ程五五参照、又切手に據る場合のみならず現金納付の過納、誤納にも想到せよ。

五、(イ) 發信人の請求に依り配達前停止したる電報の前納返信料、受信報知料、及配達料

(ロ) 發信人の請求に依り郵送前停止したる外國郵送電報の外國郵送料。

發信人は發信後、其の電報の停止を請求することが出来る(後講、課金局報の發受)其請求が幸に間に合ふたときにはナツ、ツニ、ツツ、マツ、ハホの料金、及び<sup>2</sup>の料金は還付する。

右何れの場合も電報料其物は還付せぬことに注目せよ、是れ當然の事理である。

六、(イ) 受信報知の取扱を爲さざりし電報の受信報知料

(ロ) 時間外の取扱を爲さざりし電報の時間外料

右の中(イ)は結局受信報知書不着の場合の事である。



(ロ)は如何なることを「時間外ノ取扱ヲ爲サ、リシ」とするかは實際に想像出来ないから疑を存して置く。然し若し該當することがあつたら本號を適用する迄である。

七、電報直配達區内にて配達したる電報の配達料

(イ) 別使又は解船を以て配達を爲さざりし電報の配達料

右はマツ、ハホの料金が用を爲さず無意義に終つた場合のことである。如何なる理由で無意義に終つたかは問ふ所でない。

(註) 本號のことは一號、二號、三號、四號等のこと、引離して考へよ。

八、返信料前納證書を添付して発信したる電報の電報料及特殊取扱料が發信人の納付したる料金に満たざるときは其の剩餘

(イ) 別使配達電報の別使配達料が發信人の納付したる料金に満たさるときは其の剩餘

右(イ)は返信を原發信人(即ち返信料納付人)に宛てた場合か、然らば前納證書使用者と原發信人との間に私的連絡あつた場合でなければ還付請求といふことは殆ど起り得ないことに着眼せよ。

(ロ)はマツ五と指定したものが事實マツ三で済んだ様な場合のことである、如何なる理由でマツ三で済んだかは是亦問ふ所でない。

九、返信料前納電報が宛先より再送せられ、従つて其局にて該前納證書金額中より再送の旨通知のため最低料金を控除したる場合に剩餘あらば其剩餘

十、返信料前納電報に對し返信料前納證書を交付せざりしときは其の前納返信料

(イ) 返信料前納電報に對し交付したる返信料前納證書を使用せざりしときは其の前納返信料  
(ロ) 返信料前納電報に對し未使用前納證書が原發信人の手に入つたときのことである。左もなければ右二場合を約言すれば未使用前納證書が原發信人の手に入つたときのことである。左もなければ斯様な還付問題が起り得ないこと勿論である。

(ロ)の場合には發信人が如何にして前納證書を入手したかは法規問題でない。(イ)の場合に付ては則七八参照

十一、發信電信官署に於て送信前に返還したる電報の電報料及特殊取扱料

送信前返還に付ては則六〇ノ一號、程、四三参照

第三目、還付請求方法

料金還付の請求をするには左の條件に副ふことが必要である。

- (イ) 規定の還付原因あること(既述)
- (ロ) 料金納付人から請求すること(同)
- (ハ) 料金を納付した局所に請求すること(則四六)



- (ニ) 料金納付の日から六十日内にすること(同)
  - (ホ) 請求書を提出すること、(書式は一般の風習に従へば宜しい)
  - (ヘ) 左の場合には夫々の證據書類を添付すること。
  - (甲) 不達の場合には着信局所又は受信人の證明書。
  - (乙) 遅延又は照校電報誤謬に係るものに付ては其の電報送達紙、(後者の場合に用辯を欠きたる證明書に關する規定がないから結局夫は要らぬのである)
  - (丙) 未使用前納證書に係るときは其の證書、(剩餘還付請求のときは前納證書の添附を要せぬこと勿論である)
  - (丁) 送信前返還に係るものは當該賴信紙、(以上、則四七)
  - (註) 總て電信法規上「*x*ノ日ヨリ $\gamma$ 日」とある場合には其の*x*に當る初日は算入せぬものと記憶せよ、是れ民法第四百十條初日不算入原則の適用である。
- 第四目、處理方**
- 前目の條件に適合した料金還付請求を受理したときは左の手續をする。
- (イ) 第二目一號乃至九號に係るものならば相當文書と關係書類とを電務局に送付する、(程、三九〇)

- (ロ) 第二目十號及び十一號(即ち未使用前納證書及送信前返還)に係るものは自局限りで還付する、此際は勿論自局出納員との連絡を要する。尙ほ程、三九二參照
- 右(イ)に對し後日電務局から還付すべき旨の指令が來たら出納員と打合せの上本人の出局を求めて還付を結了する。

### 第五章 差 出

#### 第一目、總 說

本章では主として公衆を目標として電報の差出に付て講ずる、内部に於る實際取扱方は受付の章で説くことにする。

#### 第二目、取扱時間(一般的)

電報取扱時間を規定する所の大正十二年告示三三一を左に抄記する。但し此の取扱時間は一般の電報に付て謂ふて居るのだから至急電報、時間外電報、新聞電報等は此の制限を受けないのである。

- (イ) 一、二等郵便局、電信局及集配三等郵便局
- 毎年三月一日より十月卅一日迄……………自前六時至後八時



(ロ) 電報配達事務を取扱ふ無集配三等郵便局  
 毎年十一月一日より翌年二月末日迄……………自前七時至後八時  
 毎年三月一日より十月卅一日迄……………自前七時至後八時

(ハ) 電報配達事務を取扱はざる無集配三等郵便局  
 毎年十一月一日より翌年二月末日迄……………自前八時至後八時  
 毎年三月一日より十月卅一日迄……………自前七時至後八時

但し休日及び休暇日に限り正午迄とす。

毎年十一月一日より翌年二月末日迄……………自前八時至後八時

但し十二月廿九日より同卅一日迄を除くの外休日及び休暇日に限り正午迄とす。

(ニ) 電信取扱所

自午前八時至後八時

(註一) 右告示は強て暗記するにも及ばぬ、せめて(イ)丈でも覚えて置けば便宜である。

(註二) 取扱時間は事實受付時間のことであると觀念せよ、然らざれば傳送や配達上のことに關し往々誤解を招く惧がある。

(註三) 至急電報、時間外電報、新聞電報等を總稱して規程上「取扱時間ニ拘ラズ取扱フべき電

報」と謂ふ場合がある。

第三目、取扱制限(箇々の)

一般的に局所の階級を異にすれば取扱時間も異にすることは前目に示した通りだが、其上にも局所の規模の多少等に従つて取扱種別も夫々異つて居る、換言すれば取扱制限に差異があるのである然し此事は一般的には説明出来ない。官報又は遞信公報上で箇々の局所に就ての告示を参照する外ない、(實際には「通信官署名録」が出来て居る、是は上記制限等を集録したものである)

制限の例を挙げれば(一)歐文を取扱はぬもの(二)配達をせぬもの(配達區を有せざるもの)(三)時間外は一切取扱はぬもの等である、是等制限は當該局所前に掲示される(則五一)

(此の頁に通信官署名録見本の交付を受け貼附して参考にせよ)

第四目、差出方法

電報を差出すには原則として左の條件に適合せねばならぬ。

- (イ) 頼信紙に記載すること。
- (ロ) 電信官署に差出すこと(以上、則五二)
- (ハ) 書法料金等の規定に順應すること(明文不俟)
- (ニ) 取扱時間内なること(則五〇ノ反面)



(ホ) 取扱制限内なること(則五一ノ反面)

第五目、差出方法特例

電報を差出すには前目の條件に従つて局所に出頭して頼信するのが原則だけれども電報規則は公衆の利便を計つて左の數種の特例を設けてある。

(一) 郵便に據る差出(則五三)

此の場合には電報(勿論相當電報料金を貼附して)を封筒に入れ、表面には差出さむとする、局所名を書き且つ「通信事務」電報在中」と傍書すれば無料で宜しい。然し特殊郵便の取扱を受けるならば無料の特免理由は消失するから一般の料金を課せられること勿論である。

尙ほ右に従つて一旦附郵したならば普通、特殊の如何を問はず其後電信吏員の手許に配達される迄は其の性質に於て一般郵便物と何等變りはなく全然郵便法規に支配されること多言を要しない。

(二) 受付函投入(則、五四)

公衆が電報を便宜時間外に差出さうとするときは當該局に電報受付函の設置ある場合に限り夫々投入することが出来る、尙ほ此場合、投入し得る電報の取扱種別に付ては規則は何等言明せぬけ

れども條理上、明文を俟たず通常信に限り差入れることが出来るのである、(唯實際には電報受付函の設置ある局所は甚だ少數である)

(三) 配達人依託(則五五)

左記電報の配達を受けた者は配達の時から五分間以内に電報を作製して其の配達人に頼んで差出すことが出来る。

- 一 返信料前納電報
- 二 局 待 電 報
- 三 別使配達電報
- 四 解船配達電報

(四) 電線託送(則、一五二以下)詳細は後章に出る。

第六目、受付時刻

受付時刻を決定するには(換言すれば頼信紙額表中の受付時刻を記入するには)左記の中何れかに據る。

- (イ) 既述差出方法原則によつて頼信する場合は之を應諾した時刻、(規則上明文不俟、但し程、三一の規定あり)



(ロ) 郵便頼信及び配達人依託の場合

取扱時間中に到着したときは其の時刻(則五六ノ一項)

取扱時間外に(取扱時間に不拘取扱ふべき電報ならば其時刻(則五六ノ二項但書)到着したときは)然らざる一般電報は次の取扱開始の時刻(則五六ノ二項本文)

(ハ) 受付函投入の場合は次の取扱開始時刻(則五六ノ二項、本文)

(ニ) 電線託送の場合のそれに付ては後章に述べる。

### 第七目、遅延承知

天災事變其他の事故に因り電信設備に故障のある場合又は一般に通信輻輳の場合には其旨を當該局前に揭示することになつて居る(程、二一)然るに拘らず公衆が強ひて電報を差出すなら其餘白に「遅延承知」と記載せしめる、(則、五七)遅延承知のものに對しては遅延の結果に付き一切の責任を負はぬこと勿論である。

### 第八目、受取證書

發信人から特に電報の受取證書の請求があつたら、差出の日より三日以内に限り證書一通に付て料金五錢を納付させて之を交付する、但し其の切手は證書面に貼付消印して渡してやる。尙ほ程四〇及び件名表記載例「上旬分」参照。

(註) 發信人が何故受取證書を請求するか、又其を何の爲に使用するか等は電信法規問題でない。

### 第九目、返 還

發信人は電報差出後、未だ傳送されない場合に(勿論切手消印後)之を返還して貰ふことが出来る、此の際は返還料として金五錢を要する。

取扱者は件名表中、其電報に該當する摘要欄内に「返還」と記入し(其番號は其儘欠番として置く)返還料の切手は其句件名表の末尾に貼付消印し且つ其理由を書いて置く。

若し返還の請求を受けた際に原信の切手消印前であつたなら便宜何等の料金を取らず其の儘返還する、程、四三参照。

(註) 返還を受けた者は後に料金還付の請求が出来る、然し返還は必然料金還付を伴ふものと誤解してはいけぬ。宜しく返還と料金還付とは引き離して考へよ、既講料金還付節参照。

## 第六章 受付事務

### 第一目、概 要

既に講義した料金や差出の規定に従つて公衆が電報を頼信して來たならば一應調査し之を受付けね



ばならぬ、要するに同一事物を表より見て差出と名け裏より見て受付と呼ぶに過ぎないのである。本章では此の受付の手續を述べる、従つて前章で説いたことは再び繰り返さぬ。

第二目、受付の際の調査事項

電報を差出す者があつたときは受付當務者は左の條文に列記してある事項に違ふことなきや否を調査せねばならぬ。尙ほ本條は特に重要な點を挙げたのだから是等以外のことに付ても法規全體の精神に鑑みて一切のことを考慮せねばならぬ。

電報取扱規程第二十條、電報ヲ受付クルトキハ左ノ事項ヲ調査シ其ノ正シキコトヲ認メタル上領諾ノ旨ヲ告グベシ。

- (一) 記載方規定ニ違フコトナキヤ。
- (二) 書體不明瞭ニシテ誤讀ノ虞ナキヤ。
- (三) 種類適當ナルヤ。
- (四) 指定ノ記載正シキヤ、及指定事項ヲ要スルモノニシテ之ヲ欠クコトナキヤ。  
(例へば時間外でもあつたら必然ウナ又はララが要る)
- (五) 別使配達又ハ舢船配達ヲ要スルモノニ非サルヤ。

(一例として本書二五頁第三目参照)

(六) 受信人名ヲ連記シタル電報ハ宛所ガ同一ナルヤ、及他ニ料金減脱ノ疑ナキヤ。  
(是は結局は通信區畫便覽を参照する外ない。第四目、第一の(一イ)を終れば明かになる)

(七) 略號名宛ノ電報ニシテ規則第十一條第二項ニ該當スルモノハ着信局所名ノ記載アリヤ。  
(連記や減脱は實際には稀であるけれども注意はせねばならぬ。連記に付ては既述第二章第一節第四目(ロ)参照、減脱に付ては後講)

(八) 賴信紙餘白ニ發信人居所氏名ノ記載アリヤ、又ハ其ノ居所氏名ノ記載ナキモ差支ナキヤ。  
(三五頁ハ参照)

(九) 賴信紙ニ貼付ノ郵便切手ハ無効ノモノニ非ザルヤ、及料金額ニ相當スルヤ。  
(無効の切手とは明治初年發行のものなどを云ふのである)

(註) 公衆は多くは法規に暗いのが常だから窮極する所は親切なる妥協が如何なる場合にも必要である。

第三目、切手の消印

前目の調査を終つて受付を應諾したなら直に當日の日付印を以て其の貼付切手を消印する尙ほ程五七、及五六参照。



第四目、受付當務者が電報に記載すべき事項、

第一、和文電報

- (一) 着信局所名
- (二) 種類
- (三) 字数
- (四) 發信局所名
- (五) 發信番號
- (六) 受付時刻
- (七) 局内心得

上記記入方に關する心得の詳細を項目毎に左に分説する。

(一) 着信局所の定め方

着信局所は左記の中何れかに依つて決定の上記入するのである。

(イ) 通信區畫便覽に依る場合

一般には是に依つて決定出来ることが大部分である、(ロ)以下に述べることは總て特別の場合に屬する。

(ロ) 電報配達特別受持地名表に依る場合

取扱時間に拘らず取扱ふべき電報を、時間外には一切の電報を取扱はぬ局所の受持區内に宛てたときは「電報配達特別受持地名表」を見て着局をきめる。

(註) 區畫便覽で一應調べ出した着信局所が果して「取扱時間に拘らず取扱ふべき電報」を取扱ふや否は其の便覽丈けでは分らぬ、別に「通信官署名錄」を参照する必要がある。

(ハ) 發信人の指示に俟つ場合

略號名宛を使用した電報の宛所中には其の受持局名を括弧で圍んで示す場合があることは本書三五頁で述べた通りで、其の場合には勿論指示された局名を以て着局とする。

(ニ) 託送電報發受所名表に據る場合

電報發受のため電信又は電話を私設し得ることは電信法第二條に明示されてある。是等の託送電報發受所に宛てたもの、或は之を肩書としたものは別に定められた發受所を着局とする。

(註) 發受所は大正十四年九月公達第七二三號で示されて居るが、全國に約百二十ヶ所あり、其の中東京遞信局管内のものが約三十ある「別冊」一編一類終りの方「託送發受所名」参照

(ホ) 分配局名表に據る場合



既述の各方法に依つても未だ着局が分らぬ場合を考慮して規程上分配局といふものが定められてある。多くは各地方々々の集中局を之に充て、ある、其所轄區域に宛てた電報が正當着局不明のときは分配局を着局とする（分配局では實際の地理的知識によつて着局改正すること勿論である）又受付の際便宜發信人に聞くか其の他の方法で正當着局が分つたら分配局に宛てる迄もなく其局を着局とする。

(註) 名宛の書き方に付ては則九乃至十一の規定があるけれども、場合に依り公衆は是等よりも遙かに粗漫に書いて來ることがあるが夫れでも成る可く受付ける方針からホの様な規定を生じたのである。

(二) 電報の種類の記載方

通常私報は省略する。其他は總て略號で記載する、程二九參照

(三) 字數の記載方

是は「字數計算」に關する法則に従つて記入する。(四五頁)

(四) 發信局所名

是は氣送局に限つて記入する、結局一般の局では全然記入を要しない。(記入してないものを空

で送るのである)

(五) 發信番號

發信番號は原則として受付順に記載する、而して受付通數の少數(一日約十通以下)の局所では一句を通じて番號を逐ふのである。其以上の受付通數ある局所では毎日番號を更新する。

尙ほ公衆報と局報とは別箇の發信番號を用ゐる、後出第六目、「發信原書の整理」參照。

(六) 受付時刻記入方

是は前章第六目に説いた通りである。

(七) 局内心得

局内心得といふのは局所間送達上の參考事項であつて其の内容は長短種々あり得るが之を簡略にするために片假名二字乃至數字で現はざる様になつて居る。受付の際記載する局内心得の一ニ例を挙げればムケ(名宛中有料字數ニ計算スベキ疑アル文字審査濟)キン(近接地電報)等である。

(註) 局内心得は受付の際のみ記載する様に誤解する勿れ、寧ろ通信係や、中繼局で添付する場合が多いのである。

最後に以上一乃至七の記入をする外、更に宛所中に段落を記入する。(程、三二參照)



第二、歐文電報

- (一) 着信局所名 Delivery office
- (二) 種類 Class of telegram
- (三) 発信局所名 Office of origin
- (四) 発信番號 No.
- (五) 語數 Words
- (六) 受付時刻 Time
- (七) 局内心得 Remarks

是等記入方の心得を左に示す。

- (一) 着信局所の定め方  
小局の受持区内などに宛てた歐文電報の着信局所は區畫便覽丈けできめるのは不安である。宜しく「電報配達特別地名表」を参照する必要がある。
  - (二) 種類の記載方  
其他の點に關する説明は和文電報のそれに準ずる。
- 和文電報のそれに關する説明に準ずる。

(三) 語數の記載方

既講の語數計算方法に従つて記入する、若し實語數と課金語數とが違つたら、精算語數/課金語數の様に記載する。例へば實語數十語ある普通辭電報中に Nihonyusenkabusaiikaisha の語があり他は總て十五字以内であつたら、其の語數の記載方は 11/10 である。

(四) 発信局所名

是は必ず記入する。(和文電報のそれと對比せよ)

(五) 発信番號

和文電報のそのの説明に準ずる、但し歐文専用の逐次番號を用ゐること勿論である。

(六) 受付時刻の記入方

和文電報のそれに準ずる。程、一四参照。  
尙ほ日イタリヤは佛語 *matin* から出て居るので朝を意味し兼ねて午前をも意味する、ソイは同語 *soir* から出て居り夕の意味と午後の意味とを有する。

(七) 局内心得

和文電報のそれに準ずる、但し假名を其の音に従つて羅馬字に直すのである、例へば和文のム



イならば歐文では  $\text{MIL} \dots \dots$  とする。(指定ナツ  $\text{RP} \dots \dots$  の類と混同してはいけぬ)

第五目、件名表の記入方

件名表とは發信電報の番號の原簿であり且つ通數及料金等の計算表である。規程末尾様式參照。受付當務者は前目の手續を了つたら件名表の相當番號左傍に斜線を引いて其の番號は既に使つた印とし次で電報を檢査當務者に送付する。(檢査當務者は更に之を通信係の方に廻すことは言ふ迄もない)

後刻送信済の電報を檢査係から受取つたら、式の如く件名表を書き滿たすのである。此の際の信語數の記載方は左の通りである。

和文電報……………十五字迄を一信とし、以上五字以内を加ふる毎に一信を増す。

歐文電報……………課金語數を記入する(此點額表記載方と異なることを注目せよ)

上記は原則であるが例外として左の取扱方がある。

- (イ) 受付の際件名表の各欄全部を記入する必要ありと認められた場合
- (ロ) 自動番號器で番號を附ける場合

(ハ) 前電報を見て番號を逐ふことが出来る様な電報少數の局所

以上の場合には番號混亂の悞れがないから件名表番號に斜線を施すに及ばぬ。

(ニ) 局報の場合

(ホ) 爲替局報の場合

以上の場合には件名表に據らず「發信番號表」の相當番號左傍に斜線を引き、夫等電報は檢査當務者に送付する。

(註) 一般の慣習では件名表の記載に付ては原則的の規定に據らず却て例外(イ)に據るものが多い。是は送信前の分秒を惜んで送信後に件名表を記入するよりも寧ろ受付の際之を書き滿たす方が種々の方面に於て利點が多いからである。

第六目、發信原書の整理

送信済の發信原書は左の區別に随ひ且つ番號順に綴り、毎日通信を終つた後件名表又は發信番號表と讀み合せて對照せねばならぬ。

- (イ) 和文電報
- a. 公衆報
  - b. 局報
  - c. 爲替局報



(ロ) 欧文電報  
a. 公衆報  
b. 局報  
報(欧文爲替局報なるものはないことを想起せよ)

### 第七章 配達

#### 第一目、總説

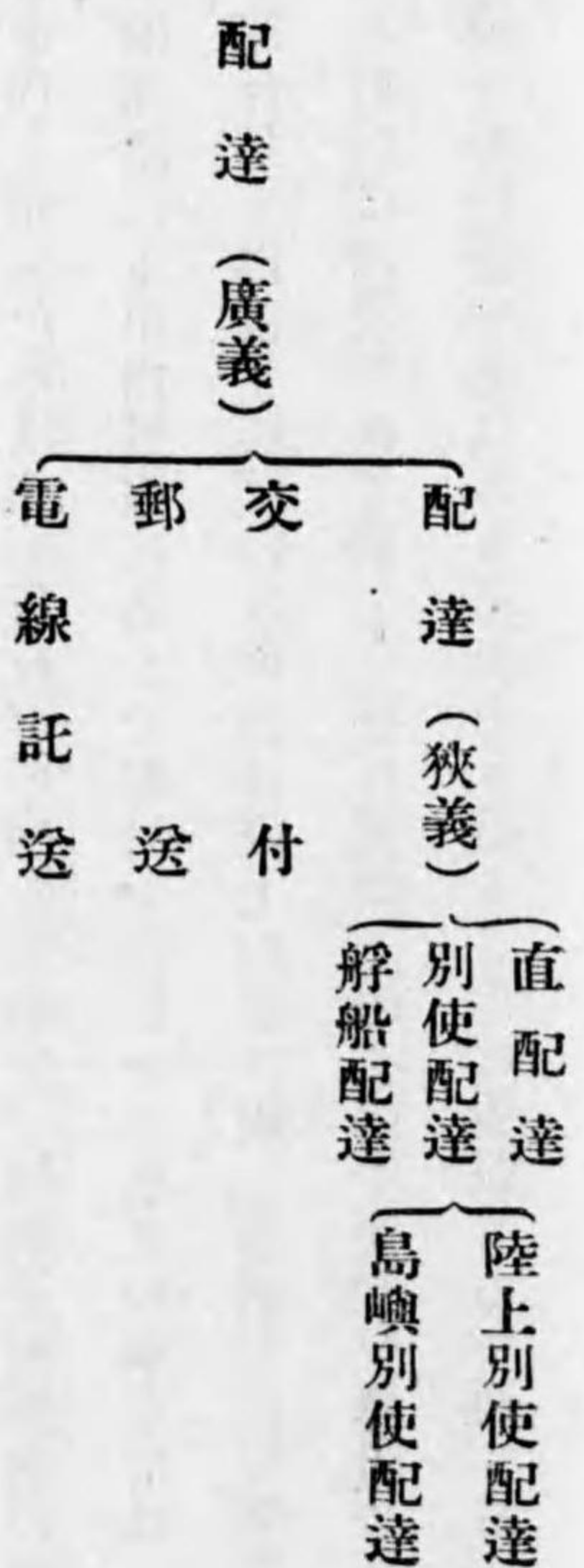
本章では公衆關係に於る配達に關する規則の主要なる點を概言する。内部的の實際事務に付ては後章「配達事務」其の他に譲る。

#### 第二目、配達の意義

廣義に於る配達とは着信電報を受信人の受領又は了知し得る状態に置くことである、狹義では着信電報を電報配達人に依り受信人の居所に送附することである。

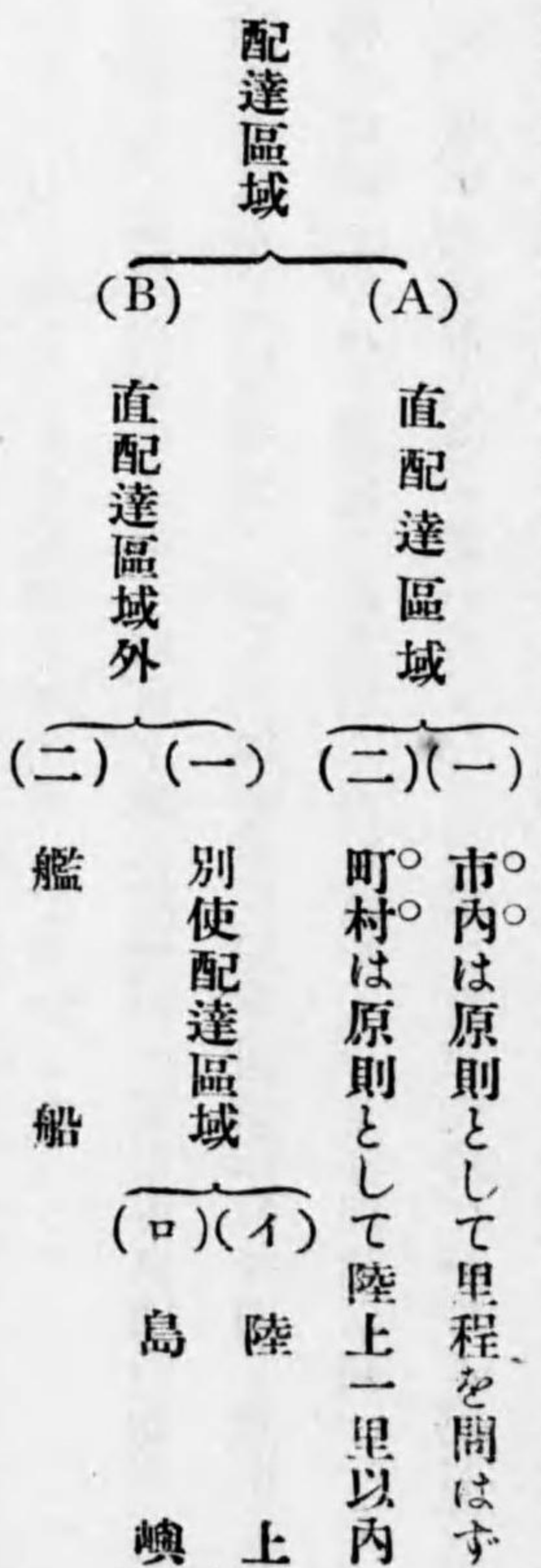
此の狹義の配達でも本人に直接手交出來れば最も宜しいが、他に代人と認むべき者に手交するも妨げないのである。

配達の總ての場合を左に表解する。



#### 第三目、配達區域

配達事務を取扱ふ局所の配達區域は左表の様に分れる。(則六一、六二)



右表に付て二三の注意點を擧げるに、市内も町村も里程に關しては一定の配達受持局を起準として言ふこと勿論で、一の市の町又は一の村を單數の局が受持つも複數の局が分割的に受持つも里程に關する理論に變りはないのである。例へば栃木縣日光町には日光、中宮祠、清瀧の三配達受持局



があつて同町の中字田母澤は日光局の、字歌ヶ濱は中宮祠局の、字下原は清瀧局の、夫々直配達區域だが是等字が受持以外の局からは何里あらうと一般の場合には考慮の必要ないことである。次に直配達區域たる一里の圏内は必ずしも一の行政区に限る譯でなく時としては數箇の市、町、村に亘ることがあり得ることも説明を要せずして明かであらう。

又町村は陸上一里以内をいふからは水上即ち町村の一部たる島嶼の如きは假令一里の圏内にあつても當然除外される、島嶼別使に關する規定が丁程を問はぬのは即ち此事に對應するものである。

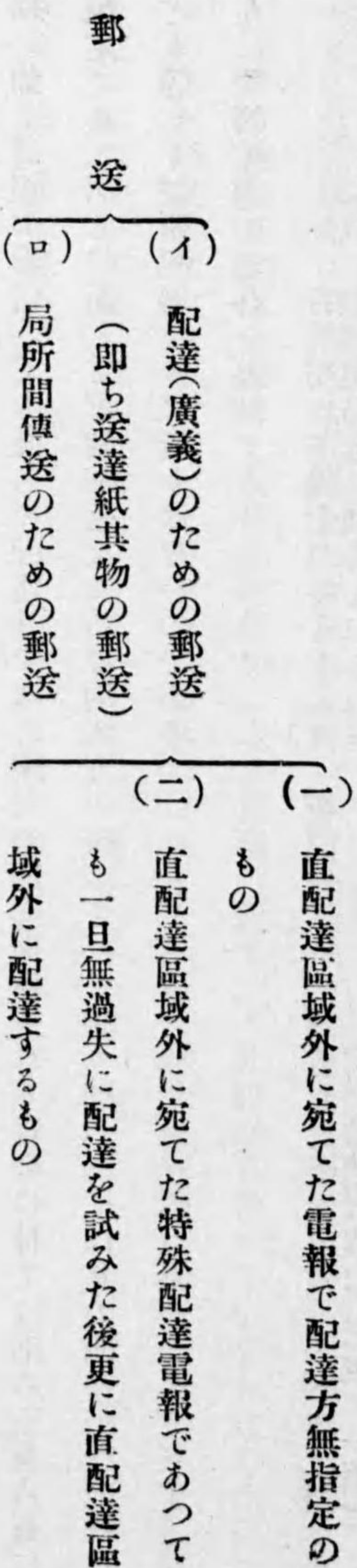
市内に付ては陸上のみと限定されて居らぬけれども、是亦理論は同一であつて原則として水上は除外される。唯水上に市内の一部があるなどの事は實際に稀だから、規則に明記しなかつたに過ぎない。横須賀市猿島などは市内たること勿論で且つ一里以内だけでも直配達區域外であるのは是が例證である。

上述に市内と謂ふたのは總て行政市の内の意味で、規則上對外的の用語である、故に此の市内を誤て内部的用語たる市内電報に結んで町村を含むかの如くに解してはいけない。

以上を綜合して再言すれば行政市内は陸上配達に關し原則として里程を問はぬといふ特典が與へられて居り町村は制限されて居る。是れ實際上の必要や便宜を考量された結果である。従て町村では市内電報でも別使配達なるものがあり得ることに着眼するを要する。

第四目、郵送

電報を一旦受付けてから送達を完了する迄に起り得る郵送の場合の主要なるものを表解する。



右の中ロに付ては後章、通信中に説くことにする。今回はイに關する則六二を一讀して概念を得て置く程度で宜しい。(イ)に對する實際取扱方も後章に出る。

尙ほ總て電報を郵送する場合には、附郵後其郵便物が配達される迄は全く郵便法規に支配されるから電信法規の適用外に出ることと電信吏員の立場から言へば監視や監視をする限りでないこと勿論である。

第五目、翌朝配達

本目は主として通常電報(「取扱時間に拘はらず取扱ふべき電報」及びタラの指定ある電報以外の電報の意である、以下之に倣ふ)に對する夜間不配達原則から起る結果を説明するものである。



元來「取扱時間に拘らず取扱ふべき電報」以外の電報は午後八時を過ぎれば取扱はれないこと、換言すれば受付けられないことは前に差出の章中に述べた通りだが夫に拘らず夜十二時迄は普通に配達するのである。此の受付のこと、配達のこと、は引き離して覺ゆるを要する。(午後八時を過ぎれば一切の取扱を爲さず従て配達もせぬ様な小局のことは複雑になるから暫く念慮外に置いて先づ大局を標準にして考へよ)

夜十二時後着した通常電報は、翌朝配達になる、翌朝配達とは「次の取扱時間の開始を待ちて配達」の別言であつて一の熟語である。故に某月一日午前三時着の通常信を目標にして翌朝配達と謂ふ場合の翌朝は決して二日の朝を意味するのではなく一日の午前六時又は七時のことである。

斯の如く電報が着信しても直ちに配達せず次の開局時間迄保留される場合に付ては則六三及六五に規定されて居る、而して翌朝配達なる語は則六五に明示されて居り則六三には其の明言がないけれども等しく翌朝配達たるに變りはないのである。

左に翌朝配達の場合を表解する。

- |      |  |                                      |
|------|--|--------------------------------------|
| 翌朝配達 | (A) 着信局に午後十二時より<br>翌朝開局迄に到着したる<br>通常信(則六三) | (イ) 夜間送信にて到着したるもの<br>(自局保留、程、二三四ノ一項) |
|      | (B) 豫め受信人の請求によるもの(則六五、程二八八)                | (ロ) 翌朝送信にて到着したるもの<br>(他局保留、程、二三四ノ二項) |

右表(Aイロ)の夜間送信及翌朝送信は則六三に出づる「午後十二時を過ぎ到着したるもの」の内部的細別で對外的には無關係なことであるが、程二三四の理解に資するために示したのである。再言するに自局保留は特定三等局以上にのみあり得べく、他局保留は普通三等局以下にのみあり得るのである。尙ほ夜間送信のこと及翌朝送信のことは後章に説くから此際深く考へないでも宜しい。(B)の方を詳説するには呶々の言を費さねばならぬけれども斯様な請求は實際に稀有であり且主として箇々の場合の妥協に依る點が多いのだから説明を略す。

### 第六目、保管通知

一般の場合に保管と言へば大概「責任を以て物を存置する」位の意味だが、電信法規上の保管は一種特別の意味がある。即ち「配達交付不能なるも一定の期間保存す」の意である。

電報が着信局に保管になつたら其の事を發信局を經由して發信人に通知する。(則、六八)(如何なる場合に電報が保管となるかは後章に説く)

尙ほ規則上保管通知に關し「局報ヲ以テ」などの明文はないけれども、實際には原則として局報を用ゐる。然し局報其物を發信人に送達出來ぬことは勿論で其の局報に基いて別に文書を作製して送達するのである。

因に保管通知のみならず規程に依る總ての通知(即ち文書)を局所から公衆に送達するときには電報



に準ずるのである故に書面を電報配達人が配達することは決して稀ではないのである。程、一六参照  
(註) 官署名録上の所謂「無配」の局所から被通知者に文書を送達する場合の手續は前記程一六  
に盡きて居るとは解されない、結局便宜の方法に據る外ないであらう。

## 第八章 特殊取扱

### 第一節 總 說

#### 第一目、講義 範圍

本章では主として特殊取扱の種別や其差出、受付の方面から説明する。(特殊取扱電報の傳送、検査  
配達等に付ての詳細は他章に譲る)

#### 第二目、特殊取扱の併合

特殊取扱の併合に付ては法條中に禁止されてある場合と、然らざる場合とを分けて考へる必要があ  
る。

明文で禁止されて居るのは左の通りである。

第一例 ナツ、チラ 又は ナツ、ナチ

第二例 チラ、ムヨ 又は ナチ、ムヨ

第三例 ツニ、チラ 又は ツニ、ナチ

第四例 ツツ、チラ 又は ツツ、ナチ

第五例 ウナ、タラ 又は ララ、タラ 等。

積極的に明文で禁止して居らぬ併合に付ては解釋に依つて可否を決する外ない。

併合可なるもの

第一例 ウナ、ナツ、ムニ、ヤム、ニカ

第二例 ウナ、ナツ、ムニ、ツニ、ニカ

第三例 ウナ、チラ、マツ

第四例 ムニ、チラ、ハホ、ララ 等。

併合不可なるもの

第一例 ムナ、マツ 又は ムナ、ハホ

第二例 TR PN 又は PN NS 等。

### 第二節 至 急

至急電報といふのは通常電報に先ち送達せらるゝ電報のことである。詳言すれば至急官報至急局報  
又は至急私報は通常官報、通常局報、又は通常私報に先つて送達されるのである。尙ほ既講送達順位



参照。

至急の取扱を望む者は指定をウナ (U) とし、且つ至急料として官報ならば原料金額、私報ならば原料金額の二倍を夫々附加せられる。而して至急電報に對しては時間の制限がない。故に晝間、夜間何時でも取扱はれる。

(註一) 原料金額といふのは其電報が他の特殊取扱(例へば、ムニ、ナツ等)を受くる場合などのことは度外視して謂ふのである。要するに至急の取扱を受けること、至急以外の特殊取扱を受けることとは引き離して考へよ。

第三節以下の説明亦是に準ずる。

(註二) 至急電報は送達上先送権を有する丈けであるから他の總ての特殊取扱を包括する譯ではないのである。故に別使區域に宛てたものであるならば假令ウナにしても更にマツを附ければ矢張り郵送せられることを免れないのである。實務に當つたら特に此事を注意せねばならぬ。

(註三) 至急電報に對しては時間制限がないけれども「若し其局が時間外の取扱(受付)をするならば」を前提することと言ふ迄もない。

### 第三節 返信料前納

#### 第一目、意義

返信料前納電報とは發信人が電報差出と同時に受信人のために返信料を前納する電報である。

(註) 返信料前納證書を添付して差出した電報は返信料前納電報ではない。

#### 第二目、請求

返信料前納の取扱を望む者は其電報にナツ (N) の指定をせねばならぬ。

右は原信官報ならば官報相當の、私報ならば私報相當の返信最低料金を前納するときのことである。若し其以上の料金を前納するならば右指定に更に其金額を附記する、其金額は錢位以上である限り何程でも宜しい。(勿論最低料金を超過しての意である)例へば内地相互間で一音信の返信私報を照校で受けたいならば其指定はナツ三七とする。

尙ほ私報たる原信に單にナツの指定ある場合にも其の金額を異にすることがある。即ち原信が私報でも其の名宛が官廳である場合には其の返信だけは官報で出すものと豫測して徴料するのである。

程六五参照。尙ほ此事は特に殖民地關係に結びて考へよ。(内地關係でのみ考へたら無意義に終る)  
(註) 官廳より私人宛に官報を差出すことは規則上聊かの奇もないけれども、反對に私人が自發的に官廳宛官報を前することは規則上あり得ないことを想起して上述を理解せよ。

#### 第三目、着信局對受信人關係

返信料前納電報の着信局では相當前納證書を發行して電報と共に受信人に配達する。受信人は夫に



對して受領證を提出する。

右は最も普通の場合のことである。少しく變則の場合のことに付ては則七二及七三を参照せよ。

#### 第四目、返信料前納證書の性質

返信料前納證書の性質は一の有價證券である。即ち證書を提出する其事が權利行使の要件であるから、理由の如何を問はず、其の提出なければ自ら料金を支拂はずに返信を出すことは不可能である。上記の次第だから従て證書の再度發行をせぬのが原則である。再度發行は稀有の特例に屬することである。再度發行は稀有の特例に屬することである。再度發行は稀有の特例に屬することである。

(註) 有價證券とは債權を行使するに當り其の債權を證明する證書を提出することを絶對の要件とする證券である。此事は鐵道乗車券や公債證書などに付き想ひ合して見よ。是等と前納證書とは其の性質が甚だしく類似するのである。

#### 第五目、返信料前納證書所持人の權利

返信料前納證書は前目で説いた通り有價證券の一種だから前納證書所持人の權利は一般有價證券の所持人のそれに準ずる。即ち前納證書所持人は其證書に關し左の權利を有する。

- (一) 電報發出用に使用するの權
- (イ) 前納額の範圍に於て日本内地任意の局所より電報を差出すこと、但し實際料金が證書面金

額を超過するときは其超過額丈切手で納付すること。

(ロ) 任意の受信人に宛て發出し得ること。

(二) 自由に處分するの權

(イ) 其儘となし置くこと。

(ロ) 他人に讓與すること。

右は理論的に述べたのであるが、道義的に言へば(一イ)に依つて原發信人に返信を出すのが最も望ましいことは多言を要せずして明かである。

又(二ロ)の様に受信人は前納證書を他人にすら讓與出来るのだから況して場合により手交又は郵送等の方法で原發信人に交付出来ることは言ふ迄もない。

#### 第六目、前納證書充當

前納證書充當とは公衆に屬する前納證書を法規に従つて局所側で使用することである。反面から見て變體なる返信發送と考へても宜しい。

前納證書を充當する場合は次の通りである。

返信料前納電報を着信地の肩書人等の請求に依つて更に他に再送するときは一面に於て前納に關する指定を削除し他面に於て其局發行に係る前納證書を使用して電報再送の旨を發信局を經由して發



信人に通知する。此場合は最低料金を控除される(則九五)尙ほ此事は再送の節で再言する。

第七目、前納證書使用制限

既述第五目(一)に依つて電報發出のために證書を使用するならば左の制限に従はねばならぬ

- (イ) 使用期間中に使用せねばならぬこと。(則七四)
- (ロ) 證書一通を以て二通以上の電報の料金に充つるを得ざること。
- (ハ) 證書二通以上を以て一通の電報の料金に充つるを得ざること(以上則、七五)

第八目、前納證書に關する發信人の權利

發信人は自己の前納したる前納證書の使用期間中は何等の權利がないことは第四目及第五目の反面からも明かであらうが、使用期間經過後、原電報發信の日から六十日以内は左の權利を有する。

- (イ) 若し前納證書が着信局所に保管されてあるなら、上言期間内に發信局所を經由して其交付方を請求することが出来る。(則、七八)

- (ロ) 則四五ノ八號、九號、十號により料金還付請求權がある。既講第四章第三節第二目參照。

(註) 使用期間中に原發信人が前納證書を使用するといふこともあり得るけれども其場合は原發信人たることは考慮する必要がない。單に前納證書所持人としての權利行使と見れば宜しい。

第九目、前納禁止

左の電報は返信料前納とすることが出来ない。(理解の便宜上、追尾電報は返信料前納に出來ず、返信料前納電報は追尾に出來ずといふ様に總て兩方面から考へよ)

- (イ) 追尾電報(則九〇)
- (ロ) 再送電報(則九五)
- (ハ) 配達日時指定電報(則一二六)
- (ニ) 新聞電報(則一二七)
- (ホ) 其他特別規則に據る電報(例之、氣象通知電報、船舶通報等)

第四節 照 校

第一目、意 義

照校電報とは發信人の請求により其の全部を送受の都度反復校正する電報である。此の取扱を受けるには指定をムニツとする(則、七九、八〇)斯様な制度を設けられた理由は特に誤謬を妨ぐを目的としたものなること多辯を俟たない。

(註) 全部とは公衆關係で言ふのだから「傳送せらるべく記載したる全部」を意味するので控欄や額表を含まぬこと勿論である。

第二目、料 金



照校料は電報料の四分の一である。(則三八)若し錢位未滿の端數が生じた場合のことに付ては既講端數切捨原則参照。

左式により照校料と照校電報料との區別を了解せよ。

$$\begin{array}{cccc} \text{電報料} & \text{照校料} & \text{照校電報料} & \\ x + \frac{x}{4} & = & y & \end{array}$$

各自は上述其他を適用して左表により、更に通常信の場合、至急信の場合、官報の場合、私報の場合、の總ての方面から料金額の算出方を考究する必要がある。(此表に従へば二十四種の答が出来る)

照校電報	(イ)	内地宛	(一)	市内	和文
	(ロ)	新領土宛	(二)	其他	和文
				和文	和文

第三目、特別責任

照校電報の取扱に關して局所が負擔する特別責任に付ては既講料金還付節参照

第五節 受信報知

第一目、意義

受信報知電報とは發信人の請求により其の受信人に送達せられた日時を電信又は郵便に依つて報知する電報である。

第二目、請求

受信報知を受けるには二法ある。一は電報に依る受信報知で、二は郵便に依るそれである。左に分説する。

一、電報受信報知電報

受信報知を電報で受けたい者は原電報にツニPCと指定し其報知料として原信の種別に相當する最低料金を納める(則、三八)其の結果着信局所が出す受信報知局報文は何字にならうと料金に影響はない。

(註)「原信の種別」とは原信が官報なるや私報なるやの區別に付て謂ふのである。

二、郵便受信報知電報

此場合はツツPCと指定し其報知料として三錢を納める。

(註一) 受信報知電報と受信報知其のものを區別して考究せよ。

(註二) ツニ、ツツの指定は共に原信が至急なるや否や、直配達なるや否や等には全然關係ない。

換言すれば、受信報知料は原信が他の特殊取扱を受くるや否に依つて影響を受くることはない



のである。又受信報知其のものに對しては原則として特殊取扱(例、至急、照校等)を認めぬことに注目せよ。

第三目、受信報知不許可

左の電報に對しては受信報知の請求が出来ない。

- (イ) 汽車中に在る者に宛てたる電報
- (ロ) 追尾電報
- (ハ) 再送電報
- (ニ) 新聞電報
- (ホ) 配達日時指定電報

第四目、報知すべき日時

發信人には受信報知として左の區別に依り電報又は郵便で夫々の日時を報知する。

- (イ) 配達又は交付の場合には其の日時
- (ロ) 電線託送の場合には其の送信の日時
- (ハ) 附郵の場合には其の附郵の日時

尚ほ右イの場合に限つて着信局所と受信人との間に電報受取紙の受授が必要である。則八三參照

第五目、報知料充當

左の場合には報知料を充當して夫々の理由を發信人に通知する、結局是等は受信報知に代るのである。

- (イ) 受信報知電報が不達保管の場合
- (ロ) 受信報知電報が宛先より再送された場合
- (註) 是等の場合には當然充當過剩還付の問題が起り得ないことを既講前納證書充當の場合に對比して着眼せよ。

第六節 追尾

第一目、意義

追尾電報とは發信人の請求に依り受信人の行先に追及する電報である。

- (註一) 追尾電報は主として居所の轉々する、例へば旅行者などに宛てる場合に利用される。
- (註二) 一般の場合に受信人移轉のため其轉居先に電信(程、二九二ノ二項本文)、又は郵便(程、二九二ノ一項但書)で送達することもあるけれども其事と追尾とを混同してはいけぬ。
- (註三) 本節のことは次節再送と密接の關係を持つて居り本節を良く了解しなければ次節學習の障害になるから特に戒心を要する。

第二目、請求



追尾電報にはチラ「ひ」と指定するを要する。名宛の記載方は一般の場合と同じでもよく、又第二以下の居所を逐次に記入しても宜しい、後者の場合には勿論則三七但書の適用を受ける。然しチラと指定した其事のためには特別の料金は要らない。

第三目、権能による指定記入

第一着信局以遠の追送局は必要に応じて任意にララ、マツ又はハホの指定を挿入する権能がある。(則、八八) 結局規則は發信人の意志は此の取扱を希望するものと看做したのである。

第四目、追 尾 料

追尾電報は追送一回毎に相當電報料を計算し之を受信人から徴収する。(則八九、此の徴収が不能の場合は則四三に據ること勿論である)

第五目、追 尾 方 法

追尾電報は受信人の居所が逐次に記載してあつたら無論のこと、是が逐書なくとも着信局所で行先を調査の上追送する。(則、八八ノ一項上段) 左に實際取扱方を述べる。

追尾電報の着信局で受信人出發後等のため配達が出来なかつたら一面に於て着信原書餘白に「出發後ニ付キAニ追送ス」等のことを記入し、他面頼信紙に原信の儘を轉寫する、但し此際宛所は新宛

所にせねばならぬ、且第三目に述べた必要と認むる指定を記入し、又は既存の指定を削除する、更に必ず局内心得「α 局名ヲエッセ」(追尾料ヲ圓々錢受信人ヨリ追徴アレ、α 局、の意)を添附し然る上で相當線に向つて送信する。

右頼信紙は内部的處理上、自局の發信になる、換言すれば自局發信原書綴に入るのである、其便宜のため追送の際自局發信番號を切手欄に記入する、此の發信番號は勿論のこと、自局名も額表として傳送する譯ではない。

上記は最も單純なる場合に付て言ふたのである。尙ほ程、六九及び七一を一讀せよ、

(註一) 上述によりチラの指定があつても追徴のための局内心得を伴ふのは第一着信局以後なることに注目し、次節ナチの場合と對比せよ、

(註二) 考究材料として左に追尾経路假定圖を示す(實際に於て横濱にはハホ、静岡等にはマツがあり得る、夫等のことを含めて考へても宜しい)



(註三) 宛所逐書の場合の説明は彌が上にも複雑になるし又實際にも稀であるから措て説かぬ。



先づ以て宛所單記の場合に付き了解に努めよ、  
第六目、追尾禁止

左の電報は追尾とすることを許されぬ、(則九〇)

- (イ) 返信料前納電報
- (ロ) 受信報知電報
- (ハ) 同文電報
- (ニ) 汽車中に在る者の發する電報、等、

第七節 再送

第一目、意義

再送電報とは受信人又は宛所の者の請求に依り本人の行先に追及する電報である、此請求をするには電報着信前たる到着信後たるを問はぬ、然し着信後本人から再送請求をするといふことは實際に於て想像し難い)

(註一) 再送の語に再の字があつて或る一通の電報が幾度も件數を異にして再送されるかの様に誤解され勝ちだけれども其文字に拘はれてはいけない。追送三回四回に及んでも夫を總括的に一件として再送と呼ぶのである、此事を腦裡に措かなければ再送電報不達のため請求者から追

徴する場合等に當つて往々誤解の本になることがある。

(註二) 着信電報が再送されることに付ては原發信人は全然關知する所でないこと勿論である。

(註三) 宛所の者等は他に再送に依らず郵便に依る廻送の請求も出来る、何れの方法を選ぶかは其者の任意である。

第二目、請求方法

再送の請求をする形式は書面、(例へば符箋)口頭何れでも宜しい、又其際何等の料金は要らぬけれども左の條件に従はねばならぬ。

- (イ) 着信局所に請求すること、(則九一)
- (ロ) 着信の日より三日以内なること、(則九二、然し是は遅れた限度を示すので着信前の請求を妨げるものでない)
- (ハ) 送達紙を差出すこと、若し原信ナツ附ならば其前納證書をも添付すること、(則九三、是は一旦配達後請求の場合に限つて適用あること勿論である)
- (ニ) 禁止規定に觸れざること、(禁止規定とは例へば汽車中に在る者の請求は許さぬ如きである)

第三目、準用

前節に説いた追尾の場合の行先逐書、中間追送局の指定削除、追送料算出、禁止規定の四法則は再



送の場合に準用せられる、

是等準用すべき條文を便宜の爲左に改書して示すことにする、

「則八七ノ二項、再送電報ニハ追送スベキ第二以下ノ居所ヲ逐次ニ記載スルコトヲ得」

「則八八、再送電報ハ受信人ノ居所判明スル限り之ヲ追送ス、此ノ場合ニ於テ電報取扱時間外ニ亘リ追送スルトキ又ハ電報直配達區域外ニ追送スルトキハ追送スル電信官署ニ於テ其ノ電報ニ時間外、別使配達、又ハ舩船配達ト指定ス」

「則八九、再送電報ノ再送ニ關スル料金ハ再送一回毎ニ新ニ電報ヲ差出シタルモノトシテ計算シ之ヲ受信人ヨリ徴收ス」

尙ほ追尾に關する則九〇は再送に關する則九一ノ一項、但書、九五、九七に對立して居る、換言すれば則九〇は殆ど其儘再送に準用せられたと同結果になる。

#### 第四目、再送請求者の責任

再送請求者は其再送に關しては發信人同様の責任を負はねばならぬ、此事に付ては則九六及び則四三の二項を参照せよ、

#### 第五目、再送請求者の指定添削請求

再送請求者は前目に述べた通り發信人に準ずるのだから必要に應じ既存指定に對し添削を請求出來

るのは當然のことである、(則九四)

右は解釋上、自然ナチの指定のこと、中間局の指定添削のこと、禁止指定のこと等とは區別して考へよ。

#### 第六目、再送通知充當

再送請求に係る電報既存のツニ、ツツ又はナツの指定に對しては其の着信局、即ち再送局で是等特殊料金を充當して其の電報再送のことを發信局を経て發信人に通知する(則九五)左に場合を分けて説明する、

##### (イ) ツニの電報再送の場合

此場合にはツニの指定を削除して再送の旨、局報(種類ムラ)で電報受信報知に代へて通知する尙ほ控除額は局報の字數に拘らないことは第五節第二目で説いたと同じである。

##### (ロ) ツツの電報再送の場合

此場合にも同様指定を削除して再送の旨を文書で郵便受信報知に代へて通知する。

以上イロは第五節第五目の一部の再掲である。

##### (ハ) ナツの電報再送の場合

此場合も指定を削除し再送の旨其前納證書を使用して課金局報(種類ニラ)で通知する。



此際も控除される金額は字數に拘らず最低料金である従つてナツ<sup>a</sup>即ち最低料金を超過したものに對する證書の場合には當然過剰となる。(此場合の過剰のことは既講料金還付に關聯あり)以上イロハに關しては程七四を一讀せよ。

第七目、再送手續

着信局所で再送の請求を受けたら其電報を賴信紙に轉寫しナチと指定する、其他總て前節第五目に説いたチラ追送の場合の處理方に準ずる。

唯再送電報の中間局の取扱方で追尾電報の場合に比し劃然異なるのは次の點である。即ち再送電報の第一着信局所以遠で本人出發後等の爲め更に追送するときは局内心得末尾に必ず再送局名を附記せねばならぬ(程、七六)是は第四目に一言した則九六延て四三ノ二項適用の場合に役立つものである。

(註一) 程七六に謂ふ第一着信局所は原發信局から見れば第二着信局だけれども再送に關して言ふのだから左様は呼ばぬのである。

(註二) ナチの指定あるからには必要局内心得を伴ふことチラに對比して注目せよ。

(註三) 左に再送経路假定圖を掲げる、此の圖形は前節終りのものと全く同じだけれども考へ方は當然異ならねばならぬ、特に局内心得の點より考究せよ。(Cより再送請求ありたるものと假定す)



第八節 同文

第一目、意義

同文電報とは發信人の請求により本文を同うする二通以上の電報に對して特別なる簡便の取扱をする電報である、再言すれば一面に於て手數を節約にし他面に於て小額の料金で差出すことの出来る電報である。

第二目、同文電報の要件

同文電報の取扱を受けるには左の要件に適合せねばならぬ。

- (イ) 本文同一なる電報二通以上十通以内なること。(則九九)
- (ロ) 宛所が同一行政区域内なること。(配達局の單複は問はぬ)
- 又は同一局の配達受持區域なること。(行政区の異同は問はぬ)
- (ハ) 同一發信人なること。(是は明文がないけれども則九九の解釋上疑ない)



右要件に叶つて同文電報の取扱を請求するならば其原信にムヨ五(五は總通數を示す數字)と指定する。

(註一) 同文電報は二通以上を一通と看做す譯ではない。故にムヨ五の場合の通數は依然五通であつて夫々發信番號を異にすることは言ふ迄もない。

(註二) 若し同文のものが十通以上ある場合には十通毎に一組として同文電報とすれば宜しい。

(註三) 實質上同文でも同文電報にするや否は發信人の自由である。要するに同文電報なる語は形式的意義を多分に藏することを注目せよ。

### 第三目、原信等の語義

原信とは同文電報の最初の一通に外ならぬ。結局同文電報は必ず「原信」と「原信ヲ除キタル他ノ各通」とを包含するものである。然るに實際の内部關係では慣用語として前者を「親」後者を「子」と呼ぶのが常である、是は甚だ分り易い言葉だから以下の説明には主として之を藉りることにする。(但し場合を考へて本來の名稱を用ゐることを忘るゝ勿れ)

### 第四目、字數計算方及徴料方

同文電報の字數計算方に付ては「子」の本文は一切之に入らぬ(則一〇〇但書)然し「子」に對しては一通毎に同文料として十五錢を課する。(則、三八) 此同文料は親の字數(結局は子にも現はれるけれど

も)及宛地に拘らぬことに注目せよ。若し「子」に獨特の指定があつたら其字數は「親」に併算する。右に依つて「親」の字數が決定したら其徴料方は一般の場合と變らない。而して親子の料金を一括して親に貼付する(則一〇一)子に獨特の料金が要する場合も同斷である。(程八三)

(註一) 規則は子の方の本文も書いてあることを豫期して居る。則一〇〇の但書は茲に於て意義を爲すのである。然し是は強制する必要はない。程八二参照。

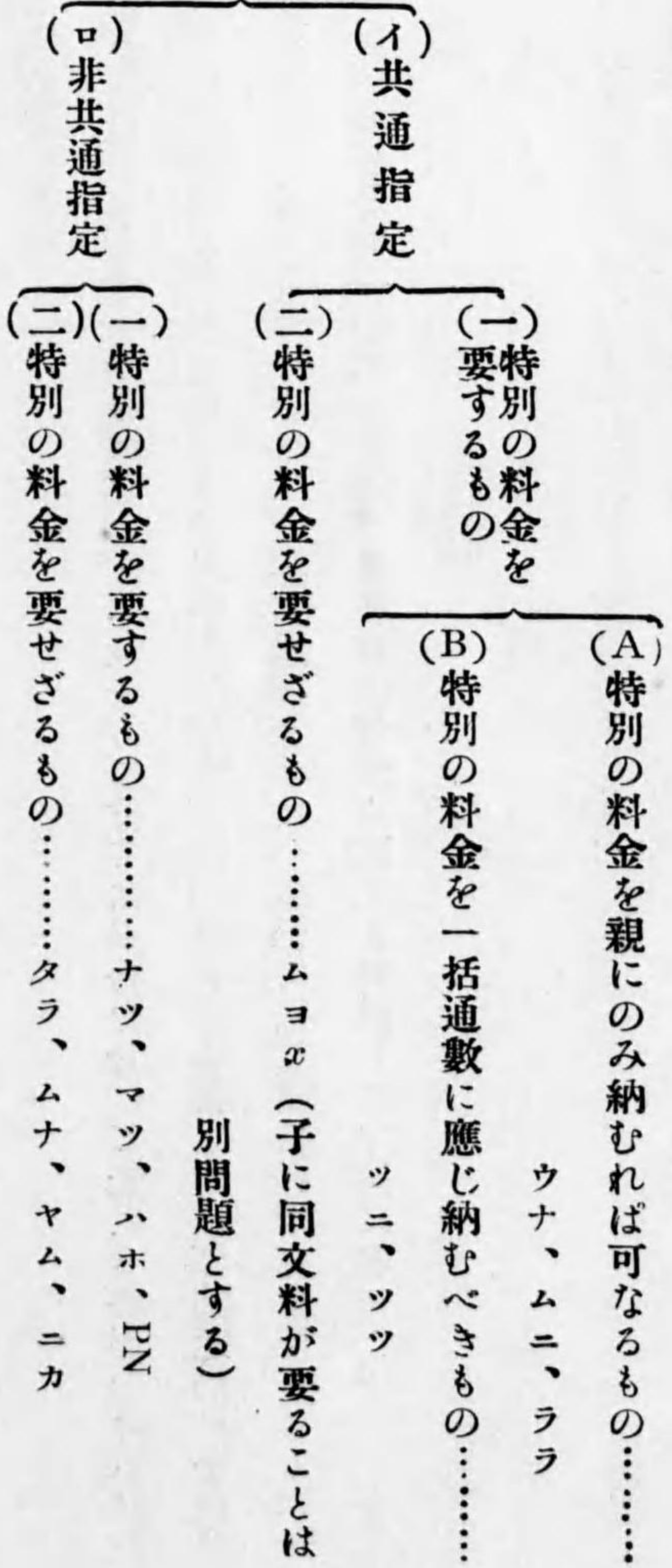
(註二) 同文各通の中に更に連名といふことも許されるけれども實際に稀なことであるし徒に説明を複雑ならしめるを欲しないから説かぬ、先づ各通一名宛の場合を修得せよ。

### 第五目、同文電報の指定併用

同文電報の指定併用のこと及び是等指定に伴ふ徴料方に付ては場合を分けて覺える必要がある、左表に就て考究すれば理解に便利であらう。表中共通指定とは「親」のみ指定すれば共通的に子に及ぼし自然着信面に現はるゝもの」の意で、非共通指定とは「必要に應じ獨特に指定を要するもの」の意である。尙ほ本表は則一〇二の分解に過ぎぬのだから同條と對照して了解に努めよ。



同文電報の指定



第六目、同文電報の受付方

同文電報を受付けるに當つては本節上述のこと及び一般受付に關する規定に従はねばならぬこと勿論だが更に左の手續を必要とする。

- (イ) 子の額表は發信逐次番號の外、何も記載を要せぬ。(着信面には全部現はれるけれども此事は後講する)
- (ロ) 子の本文欄には發信人に漢字で「同文」と書かせる。是は第四目註一で示した規則上の豫期と一致せぬ様だけれども特に憂慮する程の事でない。

- (ハ) 一括料金額は切手欄内に記入する、其譯は検査等の際の便宜になるからである。(金額の表示方迄は規程中にも言ふて居らぬが、例之一圓五十錢ならば「50」位が宜しからう)

第九節 外國郵送

第一目、意義

外國郵送電報とは發信人の請求に依り着信局より外國に郵送せられる電報である。

(註) 一般に外國と通信するには外國電報、外國郵便の二途あるけれども外國郵送電報は速度と料金とに於て夫等の中間に位するのである。

第二目、請求

外國郵送電報には PN と指定(ハ)は我が電信系上の着信局名。尙ほ此の指定は當然二語である) し左式の様な料金を納付する。則三八参照。

一般歐文料金 外國書狀書留料 總料金

(二十六號又は十三號)

X + Y = Z

(註一) 實際には外國郵送電報は長春 Changchun 日本局を経て Siberia に宛つる等の場合に利用される。歐米又は南支宛等を横濱、長崎等より外國郵送にすることは法規上差支ないが事實



稀である。

(註二) 電報無料郵送の規定は外國關係では適用ないことを着眼せよ。

### 第三目、制限

外國郵送電報には左の制限がある。

- (イ) 關東租借地及滿洲宛に非ざること、
- (ロ) 歐文なること、

(註) 右イの制限があるけれども是等地宛は他に日支電報規則の適用に依つて和歐文何れでも發受出来るから何等の不便もないのである。

### 第十節 時間外

時間外電報とは取扱時間後に差出す電報で至急の取扱に據らざるものである。

時間外電報にはララ SS と指定し、時間外料三十錢を納付するを要する、而して此種電報は夜間配達タラの指定を要せずして當然夜間でも配達される。然し夫がために傳送上殊別の順位を與へられる譯ではない。

時間外電報は右の通り時間に拘らず傳送配達されるのだから従つて内部的にも之に應ずる規定がなければならぬ、其事は後出「夜間通信」の所で述べる、

(註) 朝鮮では彼方の電報規則に依つて時間外には至急電報、新聞電報及無線電報のみを取扱ふ而してララに關する規則はあるけれども當分の中取扱はない、従つて日本内地からララのもの發することも出来ない。

因に次節に説くタラは朝鮮からは來るけれども(此點は日本内地を主眼としたから)内地よりタラのものを發することは出来ぬ。

### 第十一節 夜間配達

#### 第一目、意義及請求

夜間配達電報とは至急の取扱を受けずして取扱時間中に差出す電報で着信局に午後十二時後着信しても直ちに配達する電報である。此取扱を受けるにはタラ SS と指定する、但し是がために特殊の料金は不要である。

(註) 前節に述べたララの指定をするのは取扱時間外にのみあり得るが、タラは取扱時間中にのみあり得るのである。兩者共結果に於て夜間不配達原則の例外となるけれども其性質上の區別を混同する勿れ。

#### 第二目、タラ要否

夜間配達電報は差出の際「若し夜半十二時後着せば」といふ不確定の場合を豫想するのだから、タ



ラの指定要否の判定には頗る業務の實際智識に俟つことが多いのである。故に受付吏員と差出人とで談合の結果兎角の決定を必要とする。程、二二参照。

### 第十二節 留置

#### 第一目、意義及請求

留置電報とは發信人の請求により受信人の出頭を待ちて交付せられるために肩書の電信局所又は郵便局所に留置される電報である。何れの場合も「ナ」<sup>ナ</sup>と指定するを要する。

(註) 留置電報は主として旅行者等居所未確定の者に宛てる場合に利用される。

#### 第二目、留置電報の細分

留置電報を分ければ(甲)電信局所留置電報と(乙)郵便局所留置電報とになる。是は肩書局所の如何に依つて區別したのだが結果に於ても種々の差異がある。即ち(甲)は全然電信法規の適用を受けるが(乙)は一旦着信局所から附郵されたら一に郵便法規に支配されるのである。故に(甲)の留置期間は三日(則一〇九)だが、(乙)は郵便法規に従つて十五日(郵則四〇ノ二ノ一項)といふ様なことになる。

(註一) 電信法規上「電信官署」又は「電信局所」云々とある場合は其局所が他に郵便事務を取扱ふや否は全く關係ないことは曾て總論中に説いた通りである。其反對に電信法規上「郵便局所」或は「郵便官署」云々とある場合には必ずや其局所は電信事務を取扱はぬことを示すので

ある。

(註二) 無集配郵便局は留置郵便を取扱はない。而して電信法規は此事を打破出来ぬこと勿論で從て無集配郵便局留置電報なるものは在り得ないのである。

### 第十三節 別使配達

#### 第一目、意義

別使配達電報とは發信人の請求により着信局の直配達區域外に宛てた電報を別使を以て配達するものである。

(註一) 別使には一般の電報配達人を用ゐず臨時に雇ひ上げた者を使役するのが原則である。

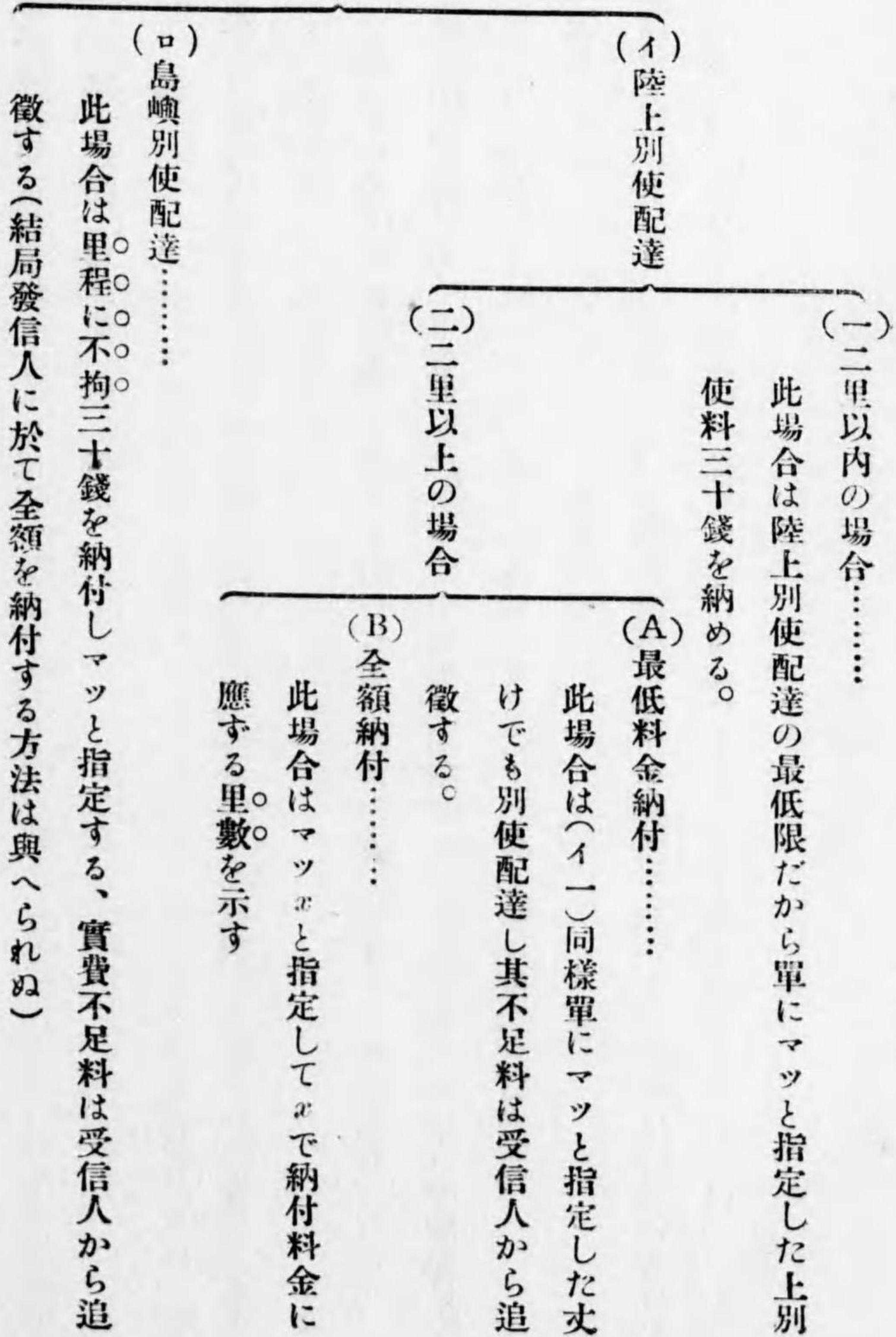
(註二) 直配達區域外に宛てた電報は必然マツの取扱を強制するのではなく、發信人の意志に委せるのである。誤解してはいけぬ。但し一應注意することに付ては本書六六頁参照。

#### 第二目、別使配達の種類

別使配達を區分すれば可なり多様になる。左に表解し併せて説明を加へる。(是等は普通の場合を示したので所謂「別ニ告示スル場合」に付ては徒に複雑にすることを好まぬから表示せぬ)



別使配達



尙ほ右表に關しては則三八及一一〇参照。

(註一) 島嶼別使配達の場合は當然端艇等に據らねばならぬけれども其事は船配達とは謂はぬ

次節のことと混同する勿れ。因に實際島嶼でも橋梁等に據つて配達出来る箇所は電法信規上の島嶼ではない。江ノ島の如きは其一例である。

(註二) 島嶼別使配達實費は大體に於て高額に昇るのが常で、百八圓(小笠原西ノ島)百六十圓(千島、色丹島)に至るのすらある。従つて實際取扱は少數と見て宜しい。

第三目、配達證徴收

別使配達電報の受信人は其の別使が持參した電報受取紙に捺印又は署名して返さねばならぬ、其故は此場合特に慎重の取扱をするに外ならない。(則一一一)

第十四節 船配達

船配達電報とは發信人の請求に依り艦船に宛てたものを船配達する電報である。是が請求に當つてはハホロと指定し船料三十錢を納める。其實費不足額は受信人から追徴する。此場合發信人に於て全額を納付する規定が備はらぬこと島嶼宛別使の場合同斷である。

(註一) 船配達の場合も原則として其都度船及船夫を雇ひ上げる。

(註二) 條文中に「實費ニ滿タザルトキハ」とあつて其反面に「實費ニ滿ツルトキ」を聯想させる様だけれども實際に於て三十錢で實費に滿つる場合は想像出来ない、大概是不足である。又萬一滿ちて餘りあつたにせよ過剩還付の規定はないのである。



(註三) 艦船宛無線電報のことは本節の關する所でないから其事と引き離して考へよ。

### 第十五節 局 待

局待電報とは發信人が發信局所に在りて返信を待つことを知らしむる電報である。是にはヤム W.T. と指定する。

(註一) 局待電報の着信局では受信人から返信を強要する權能がある譯ではないのである。誤解なきため豫め發信人に注意する必要がある。

(註二) 局待電報の返信(換言すれば着信局即ち原照會信の發信局に待つ者に宛てる電報)其物は局待電報とは呼ばぬことに注目せよ。

(註三) 局待電報の返信の宛て方に付ては特に明文はないけれども『キヨクマチ』位で宜しからう(此場合は既述留置電報の觀念と同じでないことに着眼せよ)

### 第十六節 親 展

親展電報とは發信人が受信人以外の者の披見を憚り親展の取扱を請求した電報である。是にはニカ C.T. と指定する、着信局では此種電報に對しては特に封緘をして配達する。然し是がために必ず本人に手交することを要するのではなく一般の場合と異ならない。既出七六頁配達の意義參照。

因に歐文電報には C.T. の指定をすることは素より差支ないけれども、此指定の有無に拘らず總て配達

の際封緘する。

### 第十七節 配達日時指定

#### 第一目、意 義

配達日時指定電報とは發信人の請求により着信局に於て指定せられたる日時迄其電報を保留して後配達する電報である。

(註) 本電報の内容如何は問ふ所でない。然し實際には代議士選舉等の際、立候補者が多數人の投票を勧誘する場合などに利用される。

#### 第二目、請 求

電報が配達日時指定の取扱を受けるには左の要件に適合するを要する。

- (イ) 日本内地宛なること。
- (ロ) 同文の電報五十通以上あること。
- (ハ) 同一電信官署に着するものなること。(行政區の單複を問はず)然らざれば同一市内に宛てたるものなること(配達受持局の單複を問はず)
- (ニ) 一二等局に差出すこと。然らざれば或る三等局所在行政區に他に一二等局なき場合に限り其三等局に差出すこと。



- (ホ) 配達日時を指定すること。
- (ヘ) 指定日時に對し左の猶豫あること。
  - (一) 差出局(發信局)の受持區内に宛てたもの及差出局と同一市内に宛てたもの
    - ……………二十四時間以上
    - ……………三十六時間以上
  - (二) 然らざる地に宛てたもの……………三十六時間以上
  - (ト) ムヨ以外の指定をなさざること。
- (註一) 右の中ロの同文及ホの指定は共に廣義である。前者は同文電報を意味せず、後者は指定欄に記入すること意味するのでない。
- (註二) (ハ)及(ヘ)の市内も勿論行政市の中の意である。而して「同一市内に宛つる」は既講第八節同文電報の要件中の「同一市町村に宛つる」に對立して町村が洩れて居るけれども實際に一の町村中に複数の受持局があるのは稀有なことであり大概「行政区の單複を問はず同一局に着するもの」に該當するから事實不便はないのである。
- (註三) (ト)のムヨは唯許されるといふ丈では是を絕對に必要とするのではない。(然し實際には配達日時指定電報にはムヨとせぬ方が却て稀である。此の指定をした場合は同文電報の規則をも併せて適用すること勿論である。)

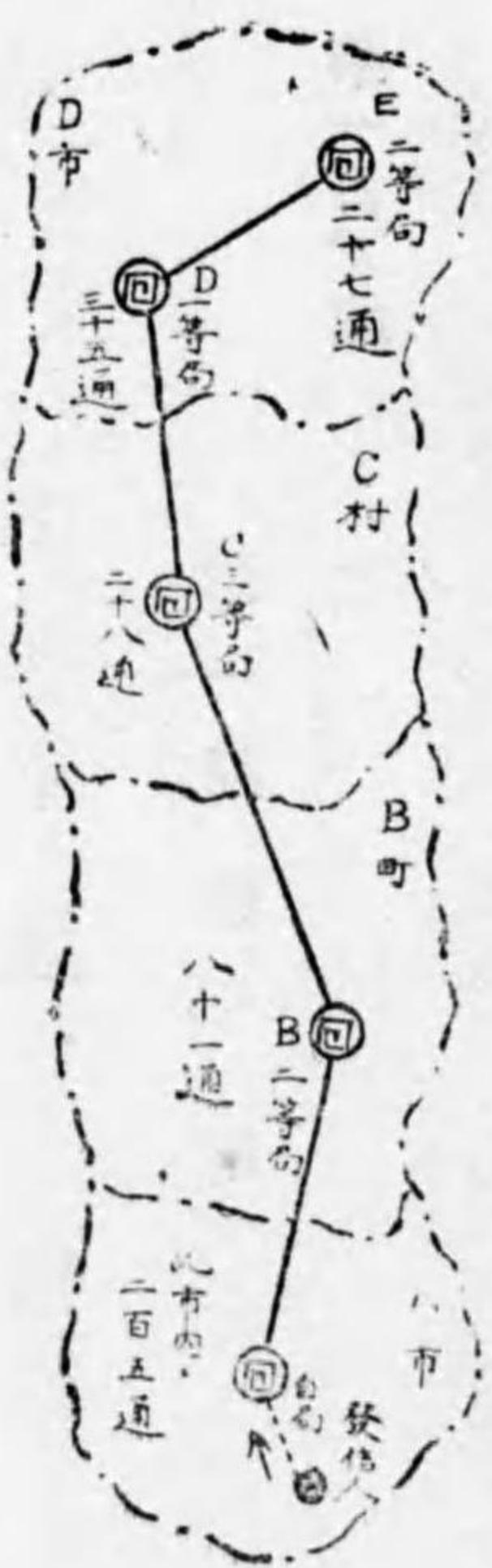
第三目、受 付 方

配達日時指定電報は前目要件に叶つた通數毎に各一括せしめ料金を一括毎に纏めて最初の一通(以下便宜「親」)の呼稱を用ゐる。然し必ずしも既講同文電報の親子と混同してはいけぬ)に貼付せしめ且つ切手欄(若し餘裕がなかつたら他部分餘白でも宜しからう)に差出月日時分、指定配達月日時刻、合計通數の三事項を記載せしめる。

此場合に額表中受付時刻は指定された時刻とする。且つ局内心得のツウリヒセタオ(配達日時指定電報の通、7日午前8時配達開始アレ、の意)を添附する。其他は一般と變らない。

「子」の方の額表は何も記載を要せぬ、但し字數が「親」と異なる場合に限つて是が記入を要する。(此事は同文電報とする場合にのみあり得る)

件名表の記載方に付ては處理規程書式例參照。



(註) 發信人が一時に三七六通を自局に差出し配達日時指定電報の取扱を希望した場合に其可なる分、不可なる分、同文電報に出来る分、出来ぬ分等、各方面から上記假定圖に就き考究し見よ。

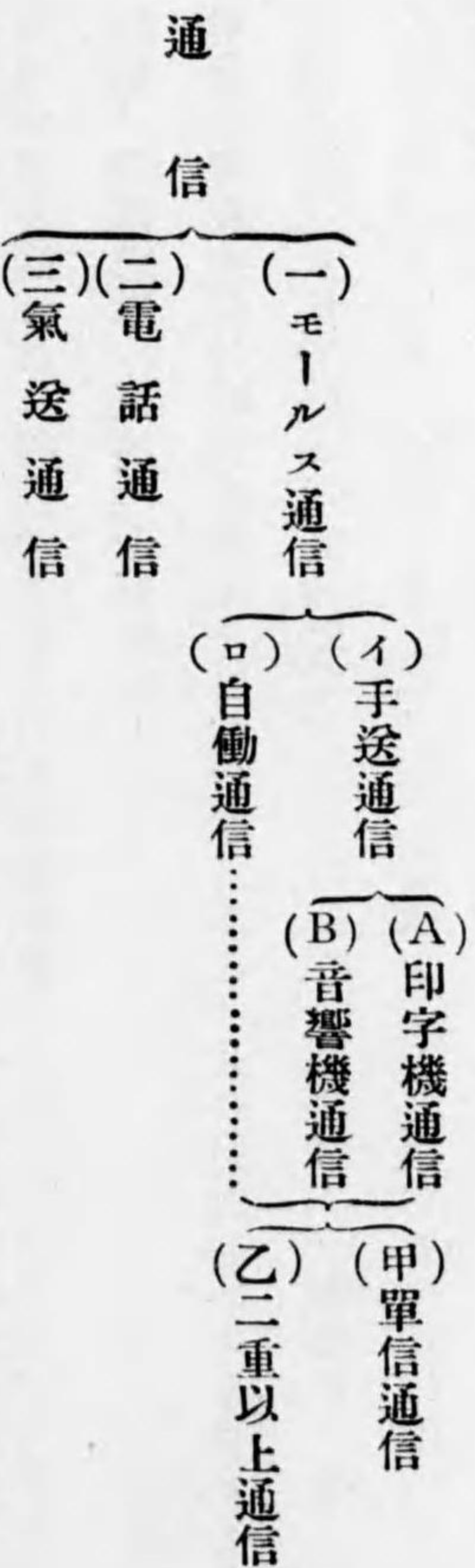


# 第九章 通信

## 第一節 總則

### 第一目、總說

通信とは電報送達手續の一部分たる局所間の送受を謂ふのである。通信は原則として電氣的裝置に依ること勿論だが例外として其の他の場合もある。是等各種の場合の重なるものを表解すれば左の通りである。



本節では實際の必要に應じ主として右表の(一イA B 甲)に付て重要な點のみを説く、詳細なことは他の科目(即ち通信術及實踐)に於て學ぶ筈である。

尙ほ法規上手送通信では印字機たると音響機たるとの間は何等の區別は要らぬから以下述べること

は此の二者に通じた規定であると心得ること。

### 第二目、通信者の親和

通信者は互に好意善感を以て通信の疎通を計らねばならぬことは多言を要せぬ點であつて萬一微細なる感情問題のために機上争論等をなし延いて通信の疎通を阻害する様なことがあつたら事業の賊子と言はねばならぬ。此事は確く謹む必要がある。遞信要路亦如何に其の點に注意を拂つて居るかは程、一二一、一一三等に依つて窺ひ知るべきである。要するに通信當務者は他局に對して一局を代表する者でなく、自局長官の手足であることを自覺すれば過なきを得るであらう。

### 第三目、對手局の喚呼

通信を始めるには先づ對手局を呼び出さねばならぬ。此の場合には對手局の呼出略號を何度も繰り返して呼ぶのである。呼出略號は豫て所轄遞信局長が決定して關係局に通達してある。右喚呼に當つて二局専用の回線ならば何等面倒ないが、三局以上接續の回線ならば他局所で使用中でないことを確かめた上で之を爲さねばならぬこと勿論である。

### 第四目、通信速度の協定

通信は言ふ迄もなく相對的の仕事であるから自分には如何に優れた技倆があつても對手者が未熟ならば矢張り高速度では通信が出来ぬ、於茲乎對手者の技倆の如何に依つて通信速度を調節する必要



が起つて来る。

原則としては一分間に和文八十五字、欧文六十字以内で相手者の技倆に應じて調節する、例外として相手局と特に協定した場合は最高速度の制限なしに適當の速度で通信することが出来る。

(註) 相手者の技倆を一致させる方法としては電信現業員檢定規程と言ふのがあつて従事員全部に就いて年々試験し其の結果一、二、三級の等級を以て其の技倆を決めることになつて居る。

第五目、通信用語

通信に際しては電報の傳送以外に其の準備行爲や通信中の質疑の爲めに相手局と色々交渉する必要が起つて来る。此の交渉を簡便に濟ませる爲め「通信上ニ用ウル字號」中の「符號」を使用することは勿論であるが、是以外にも習慣上澤山な略語が出来て居る。之を通信用語といふ。如何なる種類の通信用語があるかは實踐の教科に譲つて置くが、實際の對話に當つては之等を吞込んで居て之を活用し、冗長の言葉はなるべく避くる様にせねばならぬ。

第六目、送信順序

(A) 和文電報は左の順序で送信する

- (一) 通過番號(之を使用せぬ回線ならば送るを要しないこと勿論である)
- (二) 着信局所名(直接着信局所に送るときは之を省略する)

(三) 種類(種類を特に記載したものに限つて送信する)

字數

(四) 發信局所名(之は氣送局以外の局所では書かぬけれども空で送る)

發信番號

(五) 受付時刻(受付の日と送信の日とが異なるときは場合により月日、又は日をも送信する)

名宛

指定

局内心得

(是等は各通必ずあると限らないこと勿論である)

(十) 本文

(B) 歐文電報は左の順序で送信する

(一) 通過番號(説明和文電報のそれと同じ)

(二) 着信局所名(同)

(三) 種類(同)

(四) 發信局所名

(五) 發信番號



- (六) 語數
  - (七) 受付時刻(説明、和文電報の夫れと同じ)
  - (八) 局内心得(同)
  - (九) 指定(同)
  - (十) 名宛
  - (十一) 本文
- 尚ほ右は既講受付の際の額表等記載方と對比して混交せぬを要する。

第七目、中繼 順路

中繼に依り送達すべき電報を送るに際しては所定の順路に當る局に向つて之を爲さねばならぬ、箇々の局を中心として實際の順路を示すは本講義の堪ゆる所でないから略すけれども一例を擧げれば東京局發山梨縣南巨摩郡富河局に着する電報は左記二順路の中何れでも行かぬことはないがイの方が所定の順路である。

- (イ) 東京發—甲府中繼—萬澤中繼—富河着
- (ロ) 東京發—静岡中繼—萬澤中繼—富河着

尚ほ中繼順路違ひの電報處理方は後章検査中に説く。

第八目、局内 心得

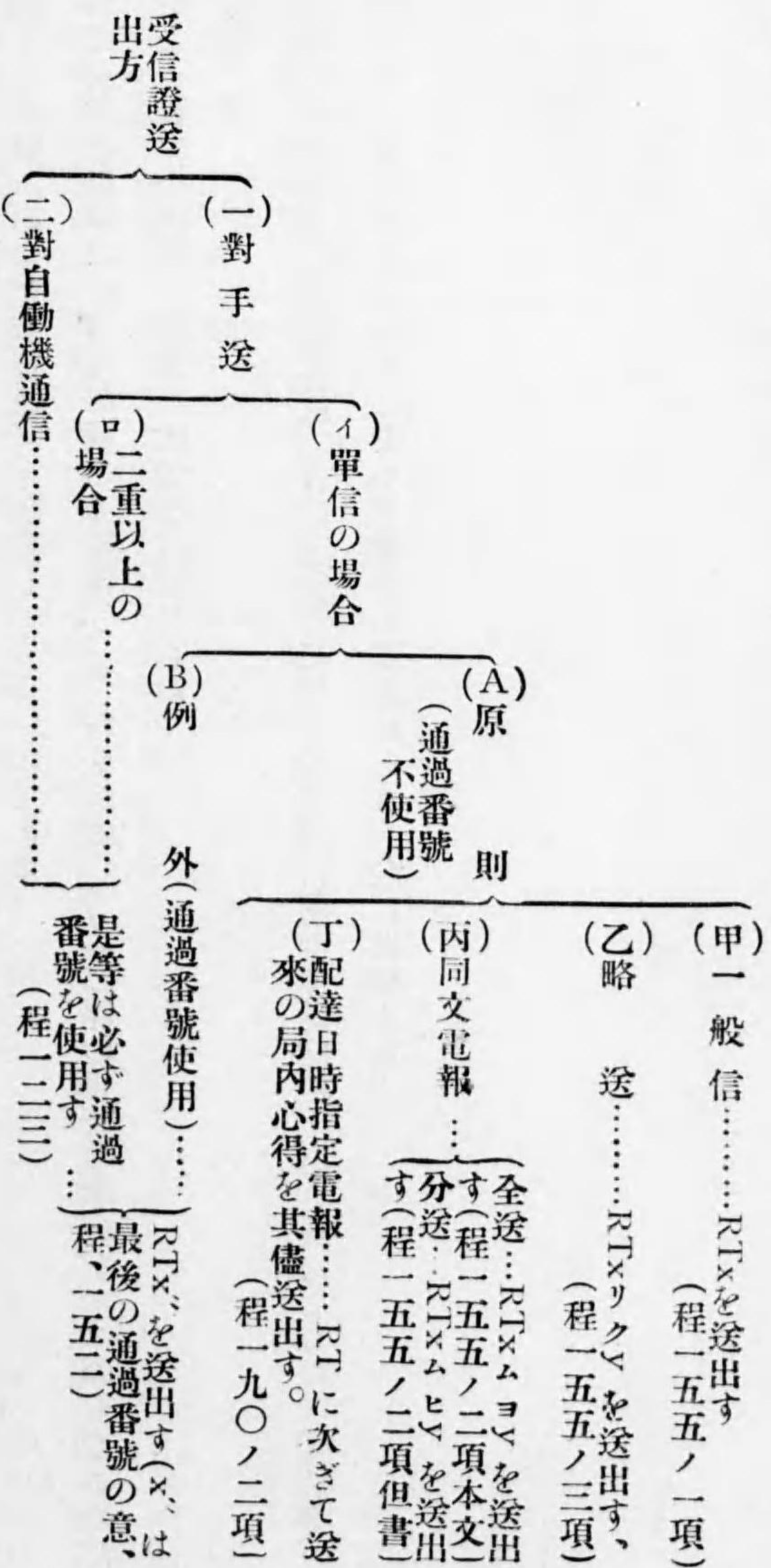
局内心得とは前に第六章第四目中に一言した通り電報取扱に關して關係各局所間に必要な事項を通知する爲に其の電報に添附する通信文である。局内心得の略符號は「局報略號表」中に編成せられ各局に配付されて居る。若し此の略號表又は取扱規程上に示された略符號に該當しない事件を通報する必要があつたら普通文で記載してもよいのである。

尚ほ局内心得中には重複の疑ある電報(ムエ)料金追徴(レン等)等の重要な事柄を示すのもあるのだから一般電文同様に慎重に送受せねばならぬ。

第九目、受 信 證

電報の受信を了し(勿論自分で見て完全に)たら對手局に向つて受信證を出さねばならぬ、受信證の送出手は通信方式の如何に依つて幾分の差異がある。左に表解する。





尚ほ右は複雑を避けて照校の場合の事には觸れて居らぬのである、次目終り次第各自に於て自得せよ。

第十目、照 校

「照校を要する電報」は送受の都度(中繼に依る場合にも想到せよ)照校せねばならぬ「照校を要する

電報」とはムニの指定を有する照校電報は勿論爲替局報をも含んで居るのである。

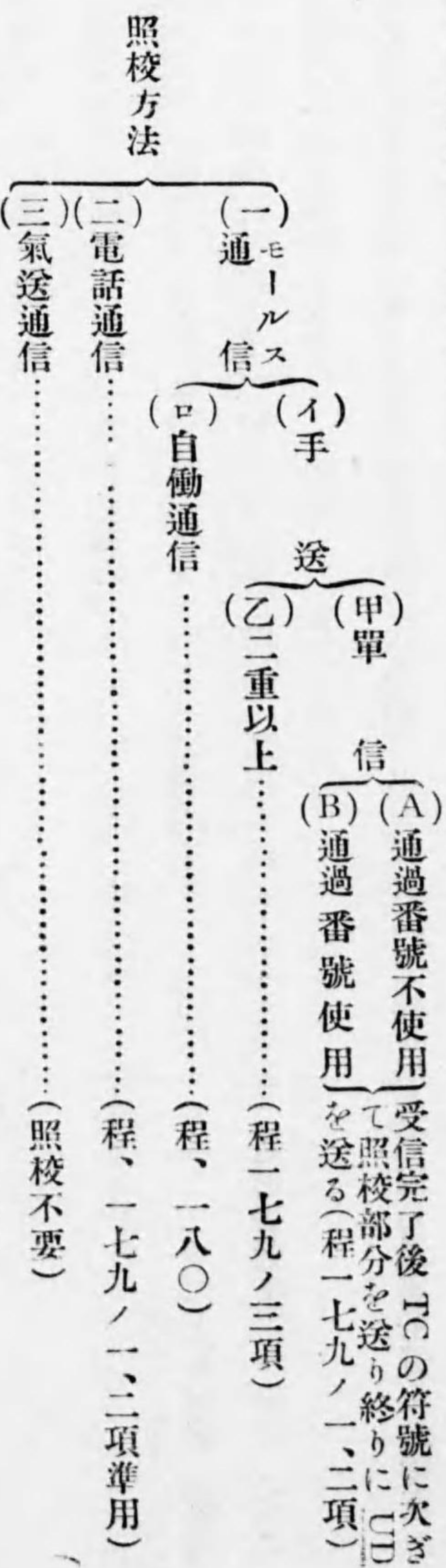
以下照校すべき部分と照校方法とに分けて説明する。

(イ) 照校すべき部分

照校電報は名宛、指定、本文、即ち發信人が傳送せらる可く書いた部分を照校する(程、一七八)爲替局報は本文の初めから爲替金高迄を照校する、金高には括弧が伴ふけれども夫をも送る。(程四四二)

(ロ) 照校の方法

照校の方法も通信方式の如何に依つて幾分の差異がある。是等を左に表解して示す、夫々の根據たる條文をも一讀せよ。

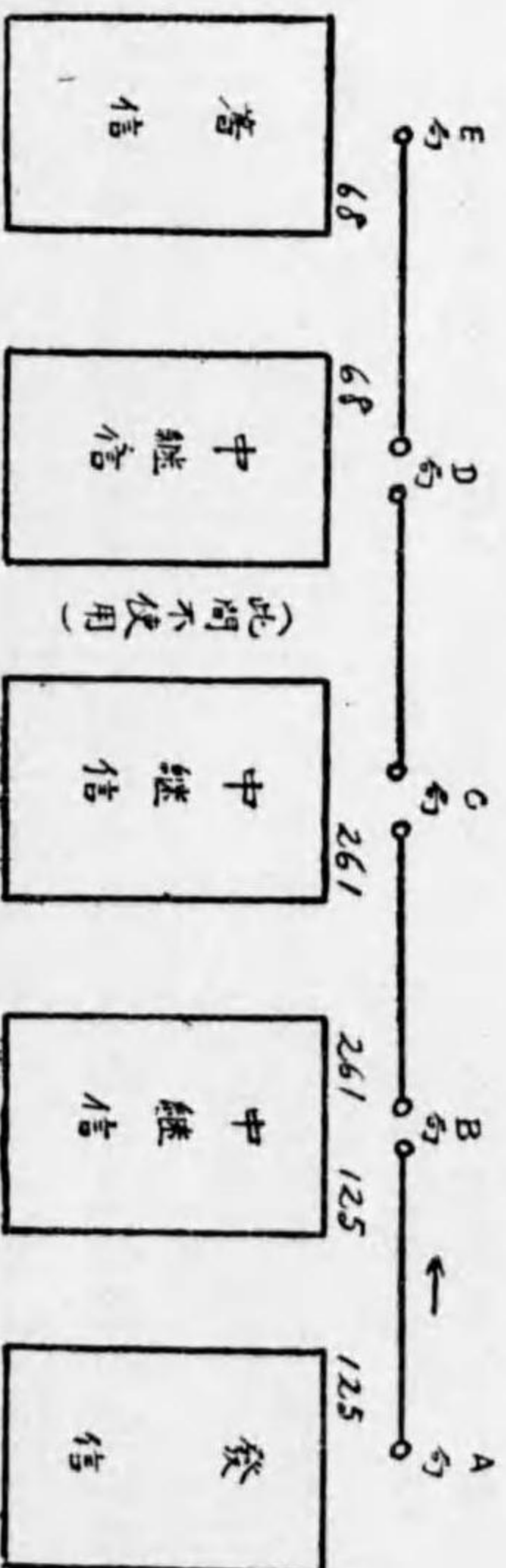




第十一目、通過番號

通過番號とは電報が一定の回線を通過したことを表はす爲に附ける番號である。通過番號を使用する實益は受信證送受に當り一の簡略法となる點にあるので二重以上の回線に使用するが原則だけでも二局接続の單信回線に準用されることもある。通過番號使用の手續に付ては程一二三を参照せよ。

以上のことを單純に考へぬ様に假定例、A局發、BCD三局中繼E局着電報の通過番號生滅變更の狀態を圖示する。因に發信番號其物は終始不變なことは言ふ迄もない。



第十二目、連送

同一順位の電報は交番に送受することが原則であるけれども電報が多數あるときは左に示す制限の下に連送することが出来る。(程、一一八)此の際も一通毎に受信證を要すること勿論である。

- (イ) 其の回線に接続する他局所の電報を遅延せしめざることを。
- (ロ) 兩局所交互に連送するときは一連送二十分を限度とすること。

第十三目、略送

電報を傳送するときには其の電報面に現はれた文字は全部有の儘送るのが原則だが左記條件に該當する場合に限つて略送が出来る。

- (イ) 或る一回線で二通以上送る場合なること。(是等電報が同一局又は同一行政區に着するや否は問ふ必要なく、又通數の制限もない)
  - (ロ) 本文同一なること。(指定は必ずしも一致するを要しない)
- 略送の場合の手續に付ては程一八六より一八九及一五五ノ二項を参照せよ。
- 尙ほ略送の要件と同文電報受理の要件とを區別し且連送のことゝは引離して考へよ。
- (註) 略送と同文電報との關係は左表により區別して了解せよ。

同文(廣義)	
(イ) 同文電報(狹義)の要件に適合するもの	(一) 同文電報となしたるもの
(ロ) 同文電報の要件に適合せざるも本文同一なるもの	(二) 同文電報と爲さるるもの

此の二者は略送の要件に適合する場合に之を爲すことを得

第十四目、貼付原書

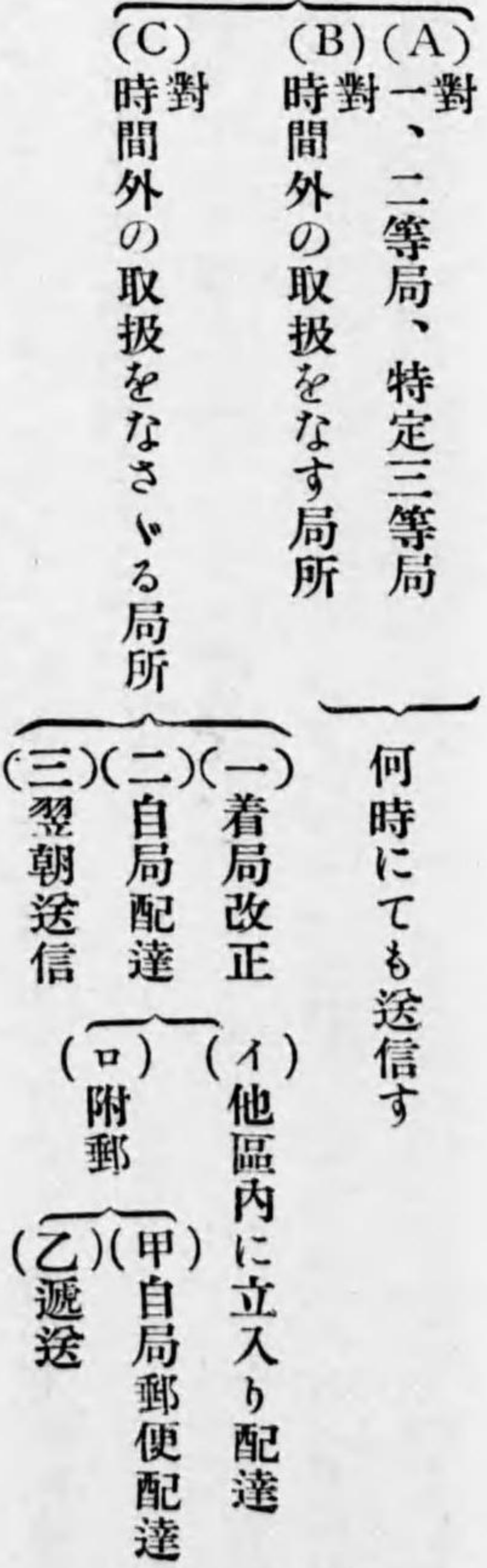


自動機に依る受信は原則として貼付式で受信する、其の場合の詳細を説くのは本節の目的でないから措くが、以下既に完結したる貼付原書を目標として通信上心得べきことを一言する。貼付原書に依る中繼の場合には現はれた字號のまゝ送ればよいこと勿論である。唯略體數字で印出してある通過番號は他線へ流用は出来ぬ、次に誤謬訂正は……と出て居るが之を其儘送つてはいけない、宜しく(本來貼り隠されてある筈だけれども若しあらば)……と直す必要がある。又照校電報は特に照校をも印出してあるが之は送らずに其のまゝとして置いて對手局の照校を受くるべき材料とすべきである。

第十五目、夜 間 送 信

茲に夜間送信といふのは便宜用ゐた言葉であつて主として午後八時以後の送信方を説く積りである(夜間配達の夜間といふ語より少しく意義が異なることを注意せよ)午後八時後になれば對手局の取扱時間制限の關係から普通の場合と同様には行かぬので程一〇及び一一に特別な規程が設けられたのである、是等條文は一讀しただけでは甚だ難解だから左に程一一〇に就ては甲表、程一一一に就ては乙表で表解して示すことにする。宜しく條文と較べ合はして會得すべである。

甲 表  
取扱時間に不拘  
取扱ふべき電報  
夜間配達電報



乙 表  
一般電報の  
夜間送信





## 實 際 例

以下程一一〇の理解と運用とに資するため實際例を示すことにする。

尙ほ是等は必ずしもあらゆる場合に觸れず又程一一一に關する實際例は述べぬが總て左記に準して推し計るを要する（實際の線路接續狀況又は箇々の局所の事務の範圍は時々變ることがあり得るけれども夫に拘らず理論を會得するが肝要である）

（設例甲）「カヅササンブグンマツヲマチアザサルヲ」はカヅザマツヲ（取扱所）の電報直配達區であつて松尾郵便局の郵便區である。而して隣接局ヨコシバからも一里以内である。

〇局午後四時受付右村某宛ウナ報を中繼局チバで午後九時受信したとすれば正當受持局（所）たるカヅサマツヲには送信出來ぬからチバでは「着局改正」をなし局内心得チバムヲを添付してヨコシバに送信する。（甲表C一）

（設例乙）「カヅササンブグンマツヲマチアザモトミヅフカ」はカヅザマツヲ所の別使配達區域（二里）であつてヨコシバからも二里以内である。

右電報の處理方は設例甲により推して知ること。（甲表C一）

（設例丙）「トチギケンアシカガグンオマタマチアザヤハタ」は受持「オマタ」所から二里以内で隣接局アシカガからも亦左様である。

〇局午後四時受付配達方無指定のウナ報、中繼局たるアシカガで午後八時半頃受信したとすれば翌朝七時（又は八時）送信するに比較し最も速達すべき方法即ち左の如き處理をする。

アシカガでは該中繼信に基き「自局配達」の手續をして附郵する、翌午前五時足利發小俣方面行郵便車連結列車があるとするれば該郵便物は優に其の便に間に合ふことは甚だ分り易いことで、やがて小俣局の第一便で凡そ午前七時頃に配達せらるゝは豫想するに難くない、結局翌朝送信するよりも場合に依り二三時間或は約一日程遲達を防ぎ得ることになる。（甲表C二ロ）

（設例丁）上例何れにも該當しないもの（勿論甲表(A)(B)にも該當しないもの）例へば設例丁に似た場合に足利局で午前五時半頃の受信でもあつたら「翌朝送信」とする。（甲表C三）

（註一）乙表中「何時にても送信す」は夜間不配達原則を破る意味ではない、誤解する勿れ。

（註二）夜間送信のことは受付に關する程二七の一號と引き離して考慮せよ。

（註三）電信を取扱ふ無集配三等局の中にも電報配達區を持つものと持たぬものがある。電報配達區を持つものゝみが此際の問題となるのである。

（註四）電信取扱所中には配達區を持つものが稀にある、是等のみが夜間送信の際の問題となること註三同斷。

（註五）郵便區及び電信區を有する普通三等局は大概電報の時間外の取扱をする。



(註六) 着信局(所)が時間外の取扱をするや否は發信人としては全然顧慮する必要ないことを留意せよ、

### 第十六目、特急電報の處理

便宜簡單に「特急電報」と名けたが之は條文上の「内容特ニ急ヲ要スト認ムル電報」の意である。夜間になつたら既述程一〇及一一に従つて何れの局に送信すべきやを決定した上尙注意すべきことがある。程一二は其事を規定したものである。此の程一二を略言すれば内容特に急を要すと認むる電報があつたら何等特別の指定なきに拘らず(ウナ、ララ、タラ等の指定ある電報ならば本條に關係なきこと勿論である。)恰もタラの指定あるものに準し速かに送受するを要する。上述以外に付ては條文を参照せよ。

### 第十七目、翌朝送信電報の處理

既述何れかの方法に依り送達の途を講じたる自餘の電報換言すれば翌朝送信すべき電報の處理方に付ては程二二三に明示してある、就て學ぶを要する。

## 第二節 電話通信

### 第一目、總 說

茲でいふ電話通信とは恰も一般の電信機で電報を送ると同じ理由で電話機で電報を送ることである

(加入電話に依る電線託送の場合や、局の電話機を通話のため公衆に使用せしめる場合などは本節に全然關係ないことに注意せよ)

電話通信に付ての特別な處理方は程一七四より一七七に據るを要する。

### 第二目、準 用

右の中程、一七六に據つて準用すべき夫々の條文を便宜のため左に改書して示す。原條文と對比考究せよ。

程一四三 電話機ニ依り電報ヲ送信セムトキハ回線各局所ノ使用中ニ非ザルコトヲ認メタル上受信局所ノ呼出點數ヲ明確ニ送り應答ヲ得タルトキハ直ニ「可受」ノ意ヲ告ゲ「可送」ノ意ノ返答ヲ待チテ送信スベシ。

受信局所ヲ連呼スルモ容易ニ應答ヲ得サルトキハ先ヅ回線ニ異狀ナキヲ確メタル上更ニ適當ノ時間之ヲ連呼シ仍應答ヲ得ザルトキハ引續キ凡十五分ノ間隔ヲ置キ同様ノ手續ヲ繰返スベシ、但シ午後十二時後ニ於テハ凡二時間ノ間隔ヲ置キ之ヲ繰返スコトヲ得、

(注意) 此の但書は對手局が時間外の取扱をせぬならば適用する場合のないことは勿論である。

程一四四 自局ヲ喚呼セラレタルトキハ猶豫ナク應答シ對手者ノ「可受」ノ言ニ對シ「可送」ト告ゲ直ニ受信スベシ。但シ已ムヲ得ザル事故アリテ直ニ受信シ得ザルトキハ「可待」ノコト、其ノ



待ツベキ時分トヲ告グベシ。

程一四五 通信上ノ請求、照査、又ハ質問ノ爲メ必要アルトキハ前二條ノ例ニ依リ喚呼應答スベシ。

程一四六 電報ヲ着信局所又ハ中繼局所ニ送信スルトキハ「着信」又ハ「中繼信」ノ區別ヲ其ノ冒頭ニ告ゲ終尾ニ「終信」ノ旨ヲ告グベシ。

電報ヲ連送スルトキハ中繼信ノ次ニ着信ヲ送信シ、又ハ和文電報ノ次ニ歐文電報ヲ送信スル等、受信局所ニ於テ式紙ノ變更ヲ要スル場合ニ限り先ヅ之ヲ識別セシムル爲メ相當事項ヲ告ゲ次ニ僅少ノ間隔ヲ置キ更ニ其ノ旨ヲ告ゲ引續キ送信スベシ。

程一五五 通過番號ナキ電報ノ受信證ヲ送ルトキハ〇スト告ゲ引續キ該電報ノ發信番號ヲ送ルベシ。

前項ノ場合ニ於テ同文電報ナルトキハ左ノ例一ニ依リ〇ストノ言ニ引續キ原信ノ發信番號及「ムヨ」ヲ冠シタル一括通數ヲ示ス數字ヲ送ルベシ、但シ第二百四十一條ニ依リ分送ヲ受ケタルモノナルトキハ左ノ例二ニ依リ〇ストノ言ニ引續キ第一電報ノ發信番號及「ムヒ」ヲ冠シタル分送通數ヲ示ス數字ヲ送ルベシ。

一、OK 三二二一ムヨ四

二、OK 三二二二ムヒ三

第一項ノ場合ニ於テ受信シタル電報ガ第八十六條ニ依リ略送セラレタルモノナルトキハ左ノ例ニ依リ〇ストノ言ニ引續キ第一電報ノ發信番號及「リク」ヲ冠シタル一括通數ヲ示ス數字ヲ送ルベシ。

OK 三二二一リク四

程一五九 長文ノ和文電報ヲ送信スルトキハ本文毎五十字目ノ次ニ「是ガ五十目ナリ」ノ旨ヲ告ゲ

五十目ノ文字カ濁點又ハ半濁點ヲ附シタルモノナルトキハ其濁點又ハ半濁點ヲモ送りタル後「是レガ五十一字目ナリ」ト告ゲ 次ニ僅少ノ間隔ヲ置キ引續キ殘ノ部分ヲ送信ス

ベシ、此ノ場合ニ於テ受信當務者字數ニ相違アリト認ムルトキハ直ニ其ノ送信ヲ遮止シテ第三百二十六條第二項ノ例ニ準ジ照査スベシ

### 第三目、符號使用方

電話通信上ハ符號を用ゐず通常ノ名稱で言ふのである、例へば UU, DO, TC など、言はずに「局内心得」「本文」「反復」など、告げるのである。

### 第三節 其他の通信

#### 第一目、總 說

本節では既述以外の通信に付て簡単に概念を示す。



### 第二目、二重通信及四重通信

二重通信とは二重機に據る通信のことである、二重機といふことは線は一本のみ使つて或る特別の装置により兩局同時に送信しても何等字號混亂の悞ない様に出來た機械である、結局甲局のAが送つて乙局のCが受け、同時に乙局のDが送つて甲局のBが受けることが出来るのである、圖解すれば如左、



次に四重通信とは四重機に據る通信である。

四重機も線は一本のみを使ふが複雑なる機械の力に依つて二重機の倍の働きをするものである、換言すれば同一時に甲局に四人、乙局に四人掛つて通信出来る仕掛である、圖解すれば如左、



以上述べた二重以上の通信のことを單信に對比の關係上、總稱して多重通信と呼ぶことがある。

多重通信は上説の方法で續け様に送受をするのだから勢ひ單信の場合とは其方式が異ならざるを得ないのである、故に是等機械に掛るには單信で充分熟達した後でなければならぬこと多言を要しない。

### 第三目、自働通信

自働通信とは自働機に據る通信のことである。

自働通信の方法を概言すれば先づ桐油を塗つたスリップに電文を鑽孔器で鑽孔して夫を自働送信機にかける、自働送信機の速度は手送の三四倍に達する、従つて受信機も普通のモールス印字機などでは堪えられぬから、特別の受信機を使用する。結局三四人で鑽孔したものを一臺の自働送信機で送るのであるから受ける側でも普通に受けたのでは間に合はぬに依つて原則として貼付式で受信する。

(註) 東京大阪一番線の自働通信の速度は一分間三五〇字である。

### 第四目、氣送通信

氣送通信とは氣送管に依つて通信するものである。(電信にして電氣の力によらざるものあることを注目せよ)

氣送管は二局間の地下に口径二寸位の鉛管(其の上を更に鐵管を以て覆ふ)を通し、壓搾空氣の力で電報を其儘送附する装置である。



各局から氣送連絡局(即ち氣送管に據り通信する局)に着する電報を其の地の氣送集中局に直通線で送るときは總て着信として送らねばならぬ。

(註) 現在では大阪川口局及北濱局が氣送連絡局で大阪中電局が集中局である。

東京には震災前氣送連絡局が五局あつて東京中央電信局に集中してあつたが未だ復舊せぬ。

#### 第四節 通信上の事故處理

##### 第一目、總 說

電報送受に際しては天爲又は人爲に因り色々な事故が起ることがあるけれども電報は其儘放置出来ぬことは多言を要せぬことがある。以下夫等の場合に採るべき處理の方法を述べる。

##### 第二目、タハ電報の處理

慣用語に従つて便宜タハ電報と名けたが是は「不分明の箇所あるため送信側に尋問中なるも訂正方遅延の虞あるため其儘送信する電報」の意味である。

受信した電報に疑はしい點があつたら一應尋問せねばならぬこと勿論だが(程一一三ノ一項)容易に直り相もなかつたら検査係と協力して左の處理をする。

(一) 其電報が自局で中繼すべきものであつたら其局内心得にXYタハ(X不分明ニ付キY局ニ尋問中ナルモ訂正方遅延ノ虞アルニ付キ其儘送信ス、の意)を附けて送信し他面、局報を以て當該信を送

つて來た局側に向け相當照會する(程二一四ノ一號)此場合、局報中に用ゐる略號は(イケ)(x不分明ノタメタハノ局内心得ヲ添付シテ送信シ置キタルニ付直接着信局所ニ宛テ訂正方通報アレ、の意)である。

(二) 其電報が自局着信であつたら(勿論以遠局からタハが附いて來ない場合のことである)送達紙記事欄に「x不分明に付き問合中なるも取敢ず配達す、訂正を要するときは更に通知す」と記載して配達に附し他面送つて來た局側に對し局報で相當照會する。(程二一四ノ二號)

(三) 其電報が自局着信であり且タハが附いて來たなら前掲(二)の場合同様の事を送達紙記事欄に記入して配達に附した丈で後は相當訂正報の來るのを待てば宜しい。(程二一四ノ三號)

(四) タハの附いた電報の跡を逐ふて訂正の局報が着信局に來たら一方に於て受信人に對し訂正通知の書面を原電報の配達方法に準じて送達し他方に於て其事實を原着信紙餘白に記入して置く。

若しタハの附いた原信受信後、間もなく訂正局報が着し送達紙其物が訂正出來る場合なら勿論其様にする。(程二一六)

(註) 原信がマツ附でもあつたら訂正通知も亦マツに準することに注目せよ。結局此場合は一種の官損に歸するのである。

##### 第三目、自發的訂正



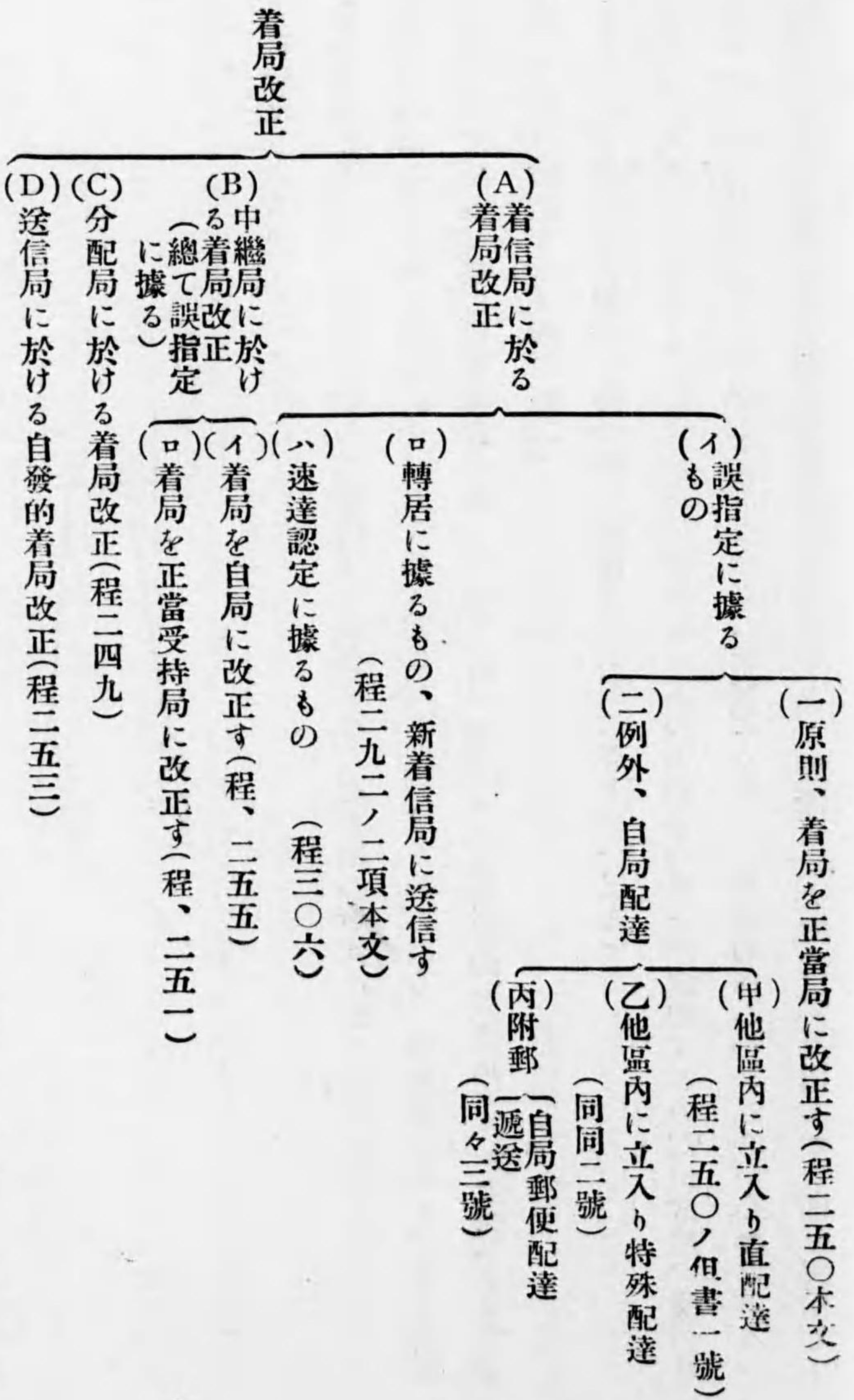
送信した側で後刻其の電報に誤謬があることを発見したときは、自發的に訂正方を着信局所宛局報で通知する(受けた側でも同じ様に誤謬に気が付いたか否は此際分る筈はないのだから問題外である)(程二一七ノ一項)着信局所に右通知が着いたら既述タハに關する(四)と同様の處理をする。

第四目、着局改正

(イ) 着局改正を爲す場合

着局改正とは既に受付係の手を離れて傳送途中に在る電報の着信局名を改正して其局に傳送することである。

着局改正を爲すべき場合を左に表解し併せて規程上の根據を示す。表と夫々の條文とを對照して考究せよ。

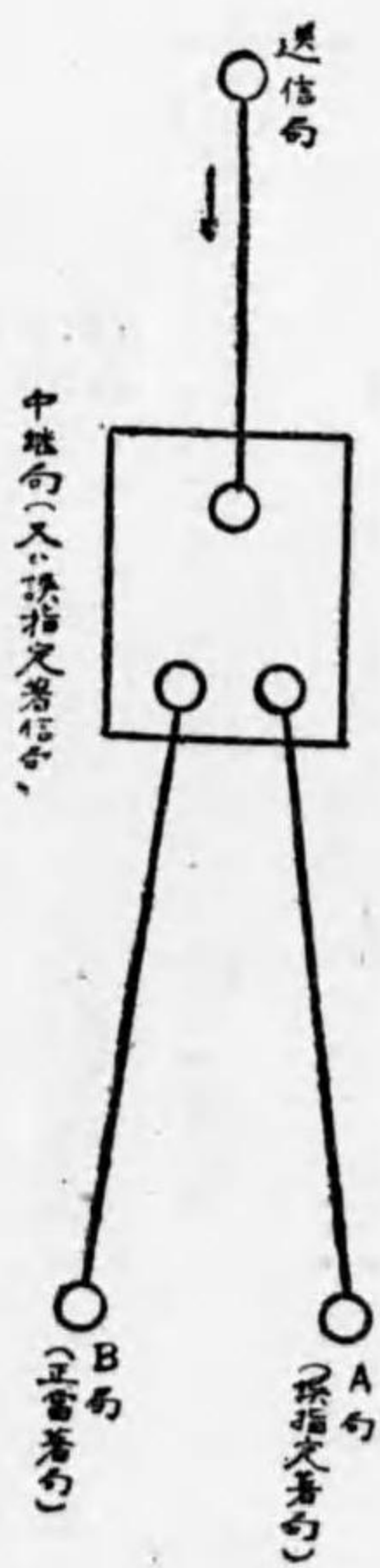


(註一) 右表着信局、中繼局等の語は當該電報を標準として謂ひたるものなることに注意せよ。  
(註二) 受信人移轉の際は必ず着局改正をして電送すると限るのではない、誤解する勿れ、移轉



の場合の詳細は後講する。

(註三) 送信局に於ける自發的着局改正に付いては左圖を參考として會得せよ。



(ロ) 着局改正の手續

上述着局改正表解の區別に従つて處理する場合には左記手續の中何れかに依るのである。

(Bロ)の場合は元來中繼紙に受けたもの、着信局を改正するのだから一番簡單である、即ち着信局名を正常局名に直し且つ局内心得をムラ(局「自局」名)ニテ着信局所ヲ改正シタル電報、の意)を附けて相當送信する。(程二五二)

(Bイ)の場合には着送紙に書き替へ配達する。(程二五五、一三九)

(Aイ一)又は(Aロ)及(Aハ)並に(C)の場合には其の當該信の紙上で處理するのだが當然、欄が足らぬから餘白を利用して左の「見出し」の許に相當記入する。勿論局内心得をムラが必要である。

但し(Aハ)の場合に限り局内心得は「タシ」である。(實際には大概此の「見出し」の印を使用して

居る。慣用語ではムラ版と呼ぶ(程二五二)

改正者の 局内心得	送信時分	當務者
--------------	------	-----

(D)の場合もムラ版を使用して送信する。其際は局内心得をタレ(着信局所ニ指定シテ送信済ノ電報ナルモ着信局所名改正ノタメ再ビ送信ス。重複受信ノ分取消アレ、の意)を添附する(程、二五三)

(Aイ二)の場合は特別の説明を要せずして明かであらう。

第五目、回線障礙及び通信輻輳

回線障礙又は通信輻輳の際は左記の中速達の爲めに最良と認むる方法を探るべきである。(程、二〇)

一、何れが最良であるかは箇々の局の箇々の場合に依るのだから豫め確言出來ぬことは勿論である。尙ほ茲に説くことは差出の場合の遅延承知の問題とは引き離して修得せよ。

(一) 常用以外の直通回線に依ること。

是は大局相互間で一番線二番線とあつて平素二番線を使つて居る場合に其の線に事故があるならば一番線で送るといふ様な意味である。



- (二) 他局所の臨時中繼に依ること  
中繼順路なるものが一定して居ることは曾て説いた所だが若し他に臨時中繼を依頼出来る局があるならば各電報に局内心得 $\alpha$ ムル(α局ニ臨時中繼ヲ依頼シタル電報、の意)を附けて其局に送信する。(程二〇三)
- (三) 電話回線に依ること  
送信せんとする局に電話が通ずるならば之に依つて送信する、(電信専用電話回線に拘泥する勿れ否寧ろ主として交換に依る電話を指して居るのである。對手局が市内たると市外たるとは勿論問ふ所でない)
- (四) 臨時無線電信連絡に依ること。  
無線電信の装置を有する局でなければ此の處理が出来得ないこと勿論である。  
然し其の臨時連絡のことを無線装置のない各局に通報され其結果中繼順路に變更を受ける様な場合は各局では本號直接の適用ではないけれども其の通報に従はねばならぬこと多言を要せぬ。
- (五) 常用線恢復を待ちて送信すること。  
是は説明する迄もない。
- (六) 便宜の局に使用すること。

- (七) 便宜の局に郵送すること。  
右二場合の手續に付ては程二〇七乃至二〇九を参照せよ。  
尙市内局又は近接地局に使用或は郵送する場合に付ては程二一〇に特別の規定がある就て學ぶを要する。自然前記程二〇七乃至二〇九を適用するのは市内局及び近接地局を除いた局に對する場合のみとなる。(「特別法は普通法に優る」を想起せよ)
- (註) 今述べた郵送は電送に替るものたることは勿論の次第で、之を受信人に送達のための郵送(即ち送達紙其物の郵送)と混同してはいけぬ。

#### 第六目、應答延滞及通信遲滞

通信に當つては内に在りては自局員全般、外に對しては各局相互間互に協同一致して其疎通速達を計らねばならぬことは贅言を俟つ迄もないことであるが、萬一左の様なことがあつたら論争の意味でなく、平靜に其理由を當該局に尋問し且つ其の前後の事情を所轄遞信局長に報告するを要する(程一〇八)此の報告は遞信局長の現業局監督上の資料に供せられることは勿論である。

- (イ) 對手局にて應答を遅延したるとき(程一四三ノ二項に關聯あり)
- (ロ) 通信を妨害せられたるとき(故意過失の區別を問はず)

#### 第五節 電信回線通信監視措置規程の概要



## 第一目、總 說

本規程は電報取扱規程とは別箇に大正三年公達五一七で發布されたもので「通信法規」中にあり即ち一の單行規程である。該規程の趣旨は通信監視措置局略稱監視局なるものを置いて其局をして名の示す如く通信状態が順調に運ぶ様常に監視を怠らず、且つ天爲又は人爲に依り箇々の電信回線の通信が障碍を受くるときは臨機に適當の措置を採るといふ任務を負はしむるものである。而して該規程は主として根本的の方針を規定したので、細節に涉ることを規定するの權限は大部分各遞信局長に委任されて居る。故に本節は該規程と大正三年東部(現、東京)遞信局達五一「電信回線通信監視措置手續」とを綜合したものに付て概説する。

## 第二目、監視局

監視局なるものを設置せられる趣意は前目に述べた通りで、從て此設置に伴つて監視局は必要の程度に於る監督權を賦與されたことになる、其の監督權の内容に付ては該規程五、九等を一讀せよ。東京管内の監視局は左の一電信局、八郵便局である。(手續二)

東京、横濱、宇都宮、静岡、甲府、千葉、水戸、高崎、濱松

## 第三目、監視者

監視者とは監視措置擔當者の略稱であつて主事以上の者の中から當該局長が命免する。(手續三)

而して監視措置事務は必ず監視者自身で爲すべきもので代人等を許さぬことに付ては特に明文がある。(監視程、四ノ二項)

監視者の主要なる監視事項は凡そ左の通りである。(手續四)

- 一、通信の輻輳、回線障碍又は應答遅延等の爲め通信上阻碍を來すことなきや
  - 二、機上爭論又は雜談を爲すものなきや
  - 三、照校方法、又は受信證送方等不謹慎なるものなきや
  - 四、印出字號甚だ不整にして通信上支障ありと認むるものなきや
  - 五、制限外の通信速度を以て濫りに通信するものなきや
  - 六、局報を濫用し又は字句冗長なるものを發する局所なきや
- 尙ほ監視者が右の職務を遂行するが爲には電信監督機を使用するのが普通である。(手續八)

## 第四目、監視關係交信

機上に於て實際に監視關係が行はれるときに用ふる特別の符號は申告符號——と監視措置符號——とである。(監視程、一〇)

申告符號は各局所が通信阻碍事實に付て監視局に申告する際に用ゐられる、此符號は併せて他局通信を遮止する効果がある(監視程、六、八)監視局では申告符號に對する應答の場合も、自發的に他



局通信を遮止する場合も同じ様に監視措置符號を用ゐる。(監視程、七、八)

## 第十章 檢 査

### 第一節 通 則

#### 第一目、式 紙 配 賦

式紙配賦方に付ては程、二二二ノ一項参照。

#### 第二目、廢 紙 保 存

取消又は書損した式紙でも破毀等のことをせず必ず別に綴り置かねばならぬ、是は將來往々事故捜査の際の資料となることがある。(程、二二二ノ二項、程、一三九)

#### 第三目、略送電報の轉寫

略送電報として受けたもので最早自局以遠に略送し得ないものは檢査係に於て轉寫せねばならぬ。(程、二二八本文)然し自局以遠に略送し得る電報ならば既講第九章第一節第十三目略送の例に據る(同書)

#### 第四目、時間外取扱特例

時間外の取扱をする普通三等局で時間外に左の電報を取扱つたら當該信餘白に「時間外」と朱記し

て置く、是は當務者に時間外手當を支給するための根據になる。(程、二一九)

#### 一、至急公衆報

#### 二、時間外公衆報

#### 三、新聞電報

(註) 無線電報に付ては無電程、七に別に明文がある。

### 第二節 發 信 檢 査

發信檢査係の任務を約言すれば左の通りである。

#### 一、發信電報の機械配付

二、送信濟發信原書の蒐集、檢査、次で受付係に返付。

右を敷衍した程、二二一及び二二二は一讀明瞭だから別に説明を加へぬ、就て學ぶを要する。

尙ほ程二二二ノ二項に出づる「既ニ送信セシヤノ疑アリ、實際重複ナラバ取消アレ」の局内心得略號はムエである。

### 第三節 中 繼 信 檢 査

#### 第一目、概 要

中繼信檢査係の事務の概要は左の通りである。



- 一、中繼信の送信前検査
  - 二、検査後の配付
  - 三、送信後の蒐集、整理
- 第二目、検査事項

中繼信の送信前に検査すべき事項に付ては程、二二三を参照せよ。本條は一から二十四迄項目分けに書いてあつて一見甚だ煩瑣に堪えぬ様だが経験次第で何等實施の困難はないのである。是等を要約すれば結局注意深く隅から隅迄検査せよといふに歸着するのである。

尙ほ此際も既講タハ電報の處理、及び着局改正等の必要が起ること往々あり得るは言ふ迄もないことである。

第三目、中繼信配付

此事に付ては程、二二四参照。

第四目、中繼順路違電報の處理

中繼順路に付ては曾て一二回言及したが、若し順路違ひの電報があつたら受信側の疑義を避けるため局内心得カタニ(ア)局名ニテ發見シタル中繼順路違ノ電報、の意)を付けて順路違の儘以遠局に送信する、尙ほ程、二二五を参照せよ、又是等のことは臨時中繼や着局改正のこと、は引き離して

考ふるを要する。

第五目、送信後の處理方

是に付ては程二二六参照のこと。

第四節 着信検査

第一款 通 則

第一目、要 領

着信検査係の主要なる職能は通信係より送付を受けた着信電報を配達に附するがための總ての處理を爲したる上之を配達係に交付することである。

第二目、検査事項

條文如左

「程二二八、受信ヲ了シタル着信ニ付テハ自局所ガ正當着信局所ナルコトヲ確メ且第二百二十三條ニ準ジ(即ち中繼検査に倣ひ)必要ナル事項ヲ検査シ、尋問、訂正等ヲ要スルモノアルトキハ即時相當措置スベシ」

第三目、着信番號

條文如左



一程二二九、前條ノ検査ヲ了シタル着信ニ付テハ之ニ日付印ヲ押捺シ着信番號表ニ依リ順次着信番號ヲ着送紙ニ記載シ着信番號表中相當番號ノ左傍ニ斜線引ヲクベシ、但シ自働番號器ニ依リ着信番號ヲ記載スル場合又ハ電報少數ノ局所ニシテ着信原書ニ依リ順次着信番號ヲ記載シ得ル場合ハ着信番號表ノ使用ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ着信番號は處理規程第五條ノ調綴區別ニ從ヒ毎日之ヲ更新スベシ、但シ同一種類ノモノ毎日凡十通以下ノ局所ニ在リテハ一句毎ニ之ヲ更新スベシ

第四目、種類及指定翻譯

條文如左

「程、二三〇、受信シタル電報ノ種類及指定ハ送達紙名宛ノ傍ニ普通辭ヲ以テ之ヲ朱記スベシ。送達紙ニ敷寫シタル局内心得ニシテ受信人ニ通知スルコトヲ要スト認ムニモノハ記事ニ欄普通辭ヲ以テ適當ニ之ヲ記載シ、其ノ他ノモノハ適宜之ヲ抹消スベシ」

(註) 「朱記スベシ」とあるけれども實際には大概朱印を使つて居る。

第五目、折 疊

條文如左

「程、二三一、送達紙ハ左ノ手續ニ依リ之ヲ折疊ムベシ、

一、親展ノ指定ナキ和文電報ニ付テハ、表面ヲ外ニ、本文欄ノ線ヨリ縦ニ二ツ折トシ、次ニ本文欄ヲ内ニシ、挿込線ノ部分マデ、他端ヲ折疊線ヲ基準トシテ二ツ折ト爲スベシ。

二、歐文電報及親展指定ノ和文アル電報ニ付テハ其ノ記載ノ行ニ並行シ送達紙ノ末端ヲ本文初行ニ掛ケ内ニ三ツ折トシ更ニ名宛記載ノ部分ヲ反對ニ折返シ、次ニ名宛ヲ外ニ左右

和文電報ニアリテハ上下

端ヲ合セ、二ツ折ト爲スベシ。」

前項第二號ニ依リ折疊ミタル送達紙ハ其ノ兩端ニ掛ケ封印紙ヲ以テ之ヲ封緘スベシ。」

(註) 歐文電報は親展の指定有無に拘らず必ず封緘することを注目せよ。

第六目、封皮使用特例

條文如左

程、二三二、左ニ掲グル電報ノ送達紙ハ適宜之ヲ折疊ミ封皮ニ入レ名宛欄ニ記載シアル總テノ事項ヲ其ノ表面ニ轉記スベシ、但シ名宛欄ヲ透視シ得ル封皮ヲ使用スルトキハ之ガ轉記ヲ要セズ。

一、送達紙三枚以上ノ電報

二、郵便ヲ以テ送達スル電報

前項ノ封皮ハ成ルベク紙質及ビ形状ノ適當ナルモノヲ用キ、其ノ表面上部ニ電報歐文ナルトキハト朱記シ歐文電報及親展ノ指定アル和文電報ハ之ヲ封減シ日付印ヲ以テ封印スベシ其ノ他ノ電報ハ送達紙ノ脱出セザ



ル様之ヲ糊着シ又ハ折込ムベシ。

郵便ヲ以テ送達スル電報ノ封皮ニハ「自局名」ヨリ郵便「朱書トスベシ」  
尙ほ郵送に關聯して程、一七參照。

第七目、配達當務者送付

條文如左

程、二三三、第二百二十九條乃至前條ノ手續ヲ了シタル電報ハ之ヲ配達當務者ニ送付スベシ。  
受信報知電報別使配達電報又ハ追徴ヲ要スル電報ニ付テハ電報受取紙又ハ追徴證書等ヲ添付スベシ  
右受信報知に付ては則八二、八三に關聯あり。追徴の詳細は後講。

第八目、翌朝配達

條文如左

程、二三四、左ノ電報ヲ除クノ外、午後十二時後着信シタルモノニハ送達紙名宛ノ傍及着信原書  
餘白ニ時間外ニ到着シタルニ付今朝配達ス」ト未記シ之ヲ配達當務者ニ送付スベシ。  
一、取扱時間ニ拘ラズ取扱フベキ電報及夜間配達電報  
二、「内容急ヲ要ス認トムルニ付特ニ迅速送達アレ」局ノ内心得(タメ)ヲ添附シタル電報  
三、其ノ他内容ニ依リ特ニ急速ヲ要スト認ムル電報

左ノ局内心得ヲ添付シタル電報ヲ受信シタルトキ亦前項ノ例ニ依ルベシ。

タテ(自局)ノ取扱時間開始ヲ待チテ送信シタル電報、の意」

右に關聯して程、二二三、二八八但書參照。

(註) 程二三四は解釋上當然第一項は一、二等局、持定三等局に適用せられ第二項は其の以外の局  
所にのみ適用せられること既出第七章第五目翌朝配達表解及第九章第一節第十五目夜間送信乙  
表に照し會得せよ。

第二欸 特殊取扱電報着信検査特例

第一目、返信料前納證書調製

程、二三八、返信料前納電報ニ付テハ返信料前納證書ヲ調製スベシ、此場合ニ於テ受領證ハ配達  
前相當事項ヲ記載シ置クベシ。

前項ノ受領證ハ證書番號ノ順序ニ依リ之ヲ整理保存スベシ。

前納證書の金額は最も主要な點だが之を決定するには一に種類(官私報の別)發局、指定の三者を綜  
合して考へるのである。關聯、則、七二。

右條文「此場合ニ於テ」以下は、一般に受領證と言へば受取人が記載して提出するのが本來だけれど  
も此場合は便宜證書調製の際に受信人に代つて相當記載する意味である。



第二項の保存期間は翌月より六ヶ月間である。

### 第二目、前納證書郵送

ナツ附電報其物が郵送になるときは證書も亦同封で郵送されるのは當然のことである。其際の處理方は左の通りである。

程、二二九、返信料前納電報ヲ郵便ヲ以テ送達スルトキハ返信料前納證書ノ受領證ノ部ヲ切離シ前納證書ノ部ノミヲ電報ト共ニ封皮ニ入レ一般ノ手續ニ依ルベシ

右「一般ノ手續」とは郵送の際必ず履行すべき方法の意に過ぎぬ。尙ほ程、三二二、一七、三三二参照。

### 第三目、同文電報の謄寫

同文電報は既講の通り特別の方式で送つて來るのだから着信局では自局配達の分だけを「親」に做つて「子」を謄寫せねばならぬ。(ムヒ一で受けた場合ならば謄寫の必要ないこと勿論である)

此場合の各通の字數は如何なるかといふに非共通指定などの關係から各通のそれが違ふことあり得るのは勿論だから各通實際の字數を記載するのである。而して轉寫當務者は自己の略署名を欄外餘白に記載する。(欄内は既に記入してあるからである)(程、二四〇)

(註) 同文電報は「子」が事實他局の配達になるのでも均しく「親」の着信局に着信として送り來ることを想起せよ。

### 第四目、同文電報分送

着信同文電報の中他局に分送すべきものがあつたら一括毎に「親」「子」相當の扱ひをして着局改正の手續に準し(平易に換言すればムラ判を使用して)局内心得 $x$ ムヒ $y$ ( $x$ 局名、 $y$ 分送 $y$ 通の意)を添附して送信する。

此際各一括の「親」は本來の「親」と同じとは限らないこと勿論だが本來の親から謄寫するのである。又ムヒを附ける理由は指定との齟齬に對する斷りである。(程、二四一)關聯、程、一五五ノ二項、但書。

(註) 分送のことは同一行政區内に二つ以上の配達受持局ある場合でなければ起り得ないこと勿論である。

### 第五節 料金追徴

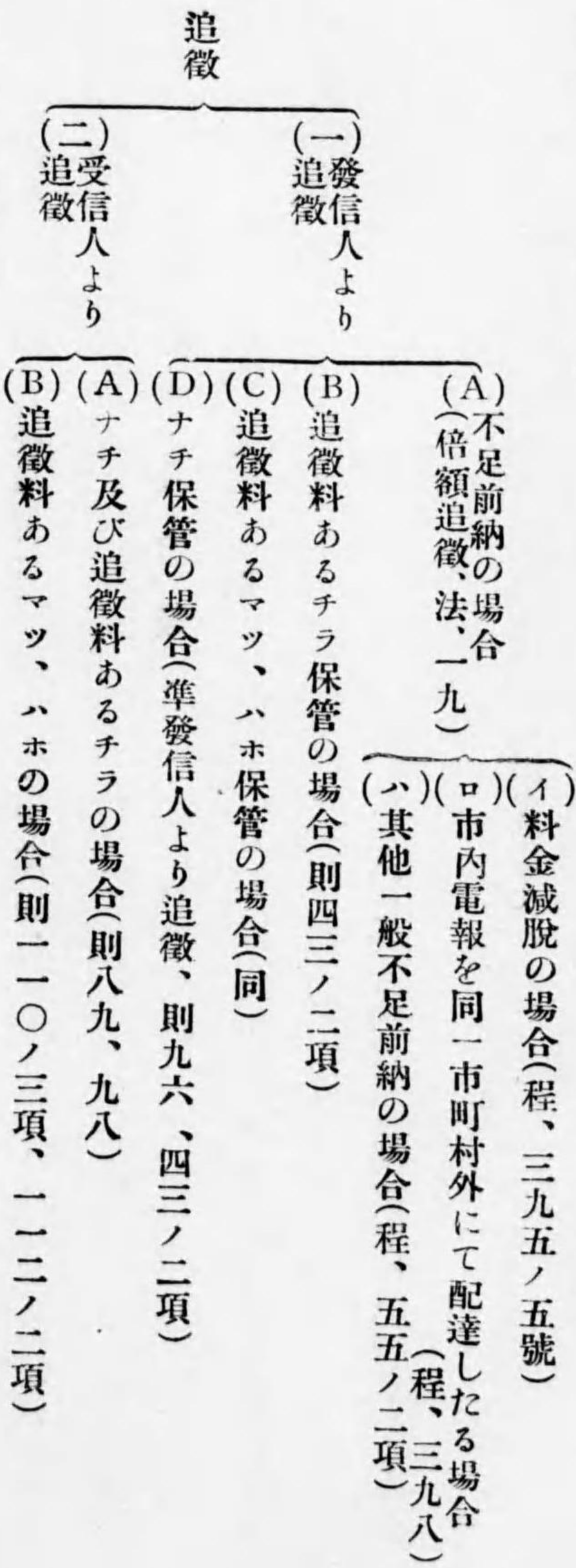
#### 第一款 通 則

#### 第一目、料金追徴の場合

料金追徴とは電報に關する不足料金を受付完了後、法二〇に據る納付義務期間中に追納せしめることを謂ふのである。

左に追徴を爲すべき場合を表解し且つ條文上の根據を示す。





第二目、追徴手續總説

上示表、何れの場合でも左の手續をする。

- (イ) 「電報料金受領證書」で追徴證書を作つて本人の追納料金と引替えに證書を交付する。(程、二五八ノ一項)
- (註) 追徴等に關しても法二三の切手納付原則が適用されること勿論である。但し實際の便宜は兎も角もである。
- (ロ) 料金を追徴したときは件名表に理由及び料金額を記載し其の餘白に切手を貼付消印する。(程、二五九、及び處理規程書式例參照)

第三目、追徴依託

料金追徴の場合は表で示した通り甚だ多岐に涉るのだから必ずしも自局区内で之が出来ると限らぬこと勿論である、茲に於て此事を他局所に依託する必要が起る。

追徴を依託するときは追納人居住地を受持つ局所に追徴證書を送つて依頼する。此際は追徴證書欄外に本人の居所氏名を附記する又電報があるならば夫をも郵送の形式を備へた上同封する。依託の際は總て相當の文書を要すること明文にないけれども當然のことである。後其の局から追徴料金を書留郵便に依り送付して來る筈だから其時は一般の場合同様に件名表上で處理する。(程二六〇)

第二款 追尾に關する追徴(表二A)

第一目、追尾料額算定

追尾料額の算定に當つては主として受信した電報の局内心得に據るのである。然し自局区内で事實マツの扱ひでもしたなら其回数や距離に應じて夫を加算すること勿論である。尙ほ程、六九及七一適用の結果の「エ」セ・「レ」タ、リ「エ」セ(ハ)局ヨリ追送、リ「圓」錢追徴アレ、外ニ發信人ノ納付シタル配達料未使用額「リ」圓「錢」アリ、貴局所要配達料ニ充當アレ、(の意)とある場合は實際の配達料に依り「リ」圓「錢」と差引計算をせねばならぬ。故に條文中に増減とあるのである。(程



二六一)

(註) チラの指定があつても始着の場合には何等の局内心得が附いて來ぬことを想起せよ。

第二目、追尾電報保管(表一B)

一回以上送追された追尾電報が配達出來ず、且其以遠に追送する途がなかつたら發信局に「何月何日貴局發第何號チラ配達不能保管す。仍て追尾に要する料金何圓何錢追徴あれ」の意味で左の局報を發する。(程、二六六)

(前略)・・・(トロ、トヨ) エツセ等

右の局報を受けた發信局では勿論第一款第二目で説いた様に、程、二五八の處理をする。

第三款 再送に關する追徴(表二A)

第一目、再送料額算定

前款追尾のそれに準ずる(程、二六八)

第二目、再送電報保管(表一D)

再送電報の着信局で夫が配達出來ず且其以遠に追送の途なく保管になつたら再送局に「何月何日何局發第何號誰宛、貴局より再送となりたる電報何のため配達不能に付再送料を再送請求者より追徴の上保管の旨發局に通報あれ」の意味で左の局報を發する。(程、二六七)

(前略)・・・(トイ・トタ) エツセ等。

右 局報を受けた再送局では前講、程、二五八の處理をし、且つ發局に向つて「何月何日貴局發第何號誰宛電報何局(最終局名)に再送せるに何々のため配達不能、保管の旨通知ありたり」の意味で左の局報を發する。

(前略)・・・(トイ・トソ) 等

第四款 別使配達に關する追徴(表二B)

第一目、原則

別使配達料(陸上)の前納額が實際里程に適合するならば何等追徴の問題が起らぬこと勿論だが、然らずして不適合、換言すれば不足ある場合は夫を追徴する。(程、二六九)

第二目、特例

左の場合と雖も特に別使料を増額することをせぬ。

- (イ) 標準たる通路に障碍あつて電報を持戻るか又は迂回して配達した場合(程、二七三)
- (ロ) 取扱上の過失で再三別使配達した場合(程、二七四)

尙ほ雇ひ上げた別使配達人の賃銀に付ては右規定と無關係なること言ふ迄もない。

第五款 解船配達に關する追徴(表二B)



第一目、原 則

解船配達電報を受信したときは配達實費に照し不足額を決定し夫を受信人から追徴する。

(註一) 實費は遞信局長の指定で一定して居る所もあるし、又雇ひ上げた船夫との約束で決定する所もある。

(註二) ハホの指定あるからは必ずや最低料金三十錢を納付してあるのだから追徴に付ては實費額から夫を除去せねばならぬこと勿論である。左式を會得せよ。

〃 實費實銀

〃 一 30錢 = 追徴額

第二目、特 例

前欸第二目ロは其儘ハホの場合にも適用される。程、二七四参照。

第十一章 配 達 事 務

第一節 總 說

本章では主として狹義の配達、交付、兼ねて移轉の場合の處理方等に關する規程を述べる。

本章中特に目立つのは「實況ニ應ジ」「適宜」「特殊ノ事情アルトキハ」「成ルベク」等の語が隨所に

用ゐられてあることである。是は何故かといふに箇々の局所の電報着信の繁閑や、地理的、天候的事情は必ずしも豫定出來ず、又限りある人數の配達人を使役する等甚だ事務進行が單純に行かぬために非常なる程度に當務者の常識手腕に俟つ點が多いからである。實務に當つては上長や經驗者の指導に頼る外ない。

第二節 通 則

第一目、對配達人受授

配達人に對する電報受授に付て概言すれば左の通りである。

(イ) 検査當務者から受取つた電報を配達番號表に對照する。

(ロ) 次に配達人に交付し配達番號表に證印せしめる。

(ハ) 配達人が配達を終つて歸局したら配達番號表中に相當記入する。

此時若し出發の際電報受取紙や料金の徴收を命じたものならば夫をも提出せしめねばならぬこと勿論である。

尙ほ上記に關しては程、二八八、二八九を一讀せよ。

第二目、配達速度

配達速度に付ては程、二九〇を一讀せよ、此の程二九〇は要するに絶體的の規定でなく大體の標準



を示したものである。

### 第三目、兼 配

電報を配達するに當つては一人の配達人が一通を持つて出發するのが原則であつて可及的其方針を採らねばならぬこと勿論だが各局では不定多數の配達人を使役出来る譯でなく其他種々の事情から此原則にのみ捉はれ、ば却て他の電報を犠牲にする惧が起る場合がある。故に規程では一定の條件の下に兼配といふことを認めて居る。其條件に關しては程、二九一を参照せよ。

尙ほ兼配との對立上、上述一通配達の原則に據るものを單配と呼ぶこと及び總て着信電報受信後配達人出發迄に要したる時分を慣例上經過時分と呼ぶことを記憶せよ。(經過時分の語は他の場合にも用ゐられるけれども其眞意は前後の事情に依り直に了解出来る)

### 第四目、再 配 達

直配達区内で行はるゝ配達に當つて受信人又は受信人に代つて受取るべき者の何れもが不在のため持戻つた電報は適當の時間を見計つて再達するを要する。

此場合の電報に限つて受信人が出頭して交付を求めたら渡しても宜しい。

(註一) 不在とは一時的不在、平易に言へば留守を意味するもので、死亡、移轉等の場合は別問題たること勿論である。

(註二) 第二項の交付は法第一三に出づる宛所配達原則に對し非常なる特例である、本項を以て如何なる場合にも適用し得るやに誤解する勿れ。

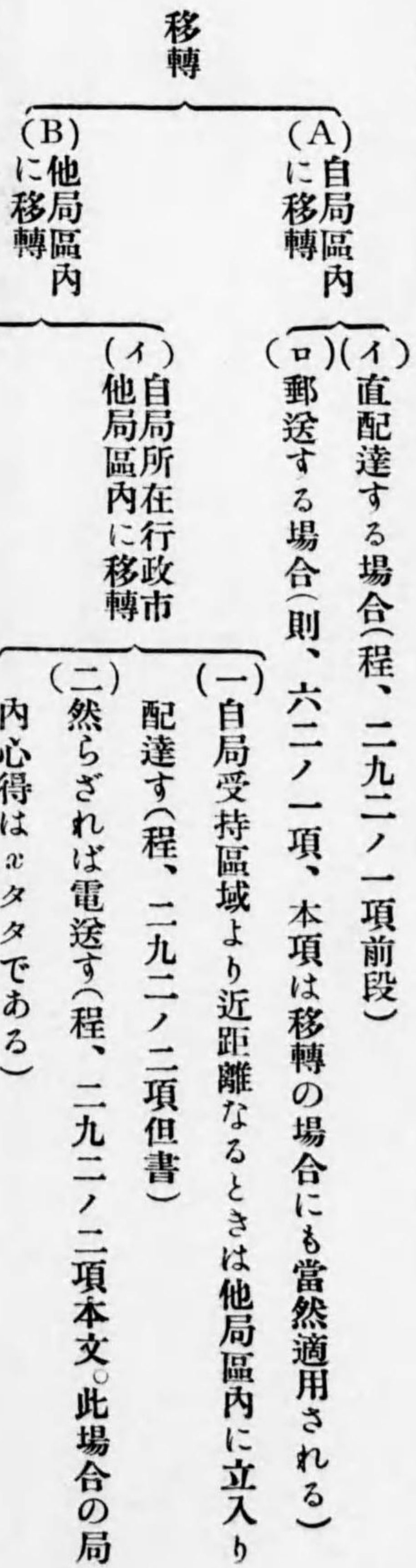
### 第五目、電報交付方

總て自局に出頭した受信人に法規に據り電報を交付する場合(例、留置電報、局渡等)は配達人の手を俟たぬこと勿論で從て配達人の證印は要る筈がない。其時は配達番號表相當欄に其の旨と其の日時刻とを記入する、例へば十月二日着留置電報を十月三日午前九時に交付するときは  
マナ 3/10/9m 位で宜しからう。(程二九九)

### 第六目、受信人移轉

受信人移轉の場合の着信電報の處理方は可なり複雑だから左に其場合を表解し併せて處理方の準則を示す。夫々の條文に就き修得せよ。





尚ほ右の處理に當つては當然既講着局改正の手續や一般郵送手續等と關聯あることに想到せよ。

### 第三節 保 管

#### 第一目、總 說

曾て保管通知のことを一言したが本節では他の總ての保管の場合の各種處理手續を説明する。

#### 第二目、保管の場合

電報が其目的を果さないで着信局に保管される場合は凡そ左の通りである。實際には(イ)(ロ)が保管電報の大部を占めて居る、尚ほ夫々の下に示したのは保管通知の局報文に用ゐる略號である。

(イ) 宛所誤記等のため本人尋ね當らざる場合(トロ)

- (ロ) 本人移轉先不明の場合(トリ)
- (ハ) 本人出發後の場合(トイ)
- 右(ロ)(ハ)は一時的留守に關せぬこと勿論である。
- (ニ) 本人死亡の場合(トチ)
- (ホ) 受取拒絶の場合(トホ)

(註) 上記(トロ)の枝分とも言ふべきもので(トニ)(トハ)(トレ)(トル)(トワ)(トカ)(トト)(トム)(トケ)等が設けられてあつて可なりに微細なこと迄現はし得る様になつて居るが實務に當つては局報略號表を参照すれば宜しい。

#### 第三目、保管手續通則

前目で述べた通り保管の場合は種々あり得るけれども如何なる場合でも發局では發信原書の餘白に着局では着信原書の餘白に保管の事由を簡明に(トロ)等と記載し置くを要する、成る可く朱書が宜しからう。

其後、電報を交付、送達出來た場合も其事由を右に準じて記載する。

以上に付ては程、三二七、三二八及既述第七章第六目を参照せよ。

#### 第四目、(トロ)の場合の處理方



電報保管の場合には其事由が異なれば夫れに従つて其手續も幾分の差異がある。然し其總ての場合に付て言ふのは管々しいから本目では最も普通の保管、即ち(トロ)の場合の處理方を述べる。宛所誤記又は不完全等のため受信人尋ね當らなかつたら發局に向つて左の様な局報を出す。

サク二三五シバクトモエテウ一五コンドウサプロウ(トロ)

(昨日貴局發第二三五號……宛電報、受信人宛所ニ尋ネ當ラズ、仍テ保管ス、の意)

若し右局報の結果、發局から名宛誤受訂正の局報が來たら更に配達を試みねばならぬこと勿論である。

尙ほ右(トロ)の局報を發する前に名宛が明かに通信上の誤謬と認めるときは先づ局報で名宛を照會しても宜しい、此場合の局報文例は左の様なものである。

サク二三五コンドウ(ワヤ)

然らば如何なる場合に通信上の誤謬ありと認めて先づ(ワヤ)の局報を出すべきかは法規的に豫定することは出來ぬ、箇々の實際に依つて判斷する外ない。

### 第五目、保管後の交付、送達

電報が保管になつたら一先づ其の電報の運命の終を告げた様なものだけでも受信人が法第十五條に許された期間内に受取方若くは移轉先へ郵便轉送方を申し出たら夫に應せねばならぬ。(如何なる動機で自己宛着信あるを知つて申し出たかは法規の關する所でない)其時は局報を用ゐる迄もなく、文書で發信局に通報する。(程、三二三)

## 第十二章 電線 託送

### 第一目、總 說

本章では電線託送に關する規則規程の全部に涉り其の主要な點だけを説明する。

### 第二目、意 義

電線託送とは託送取扱局所と公衆との間電信機又は電話機に依つて電報を送受することである。結局託送にすれば差出に關しては出頭頼信の勞なく、着信に關しては配達人の手を藉らぬのである。

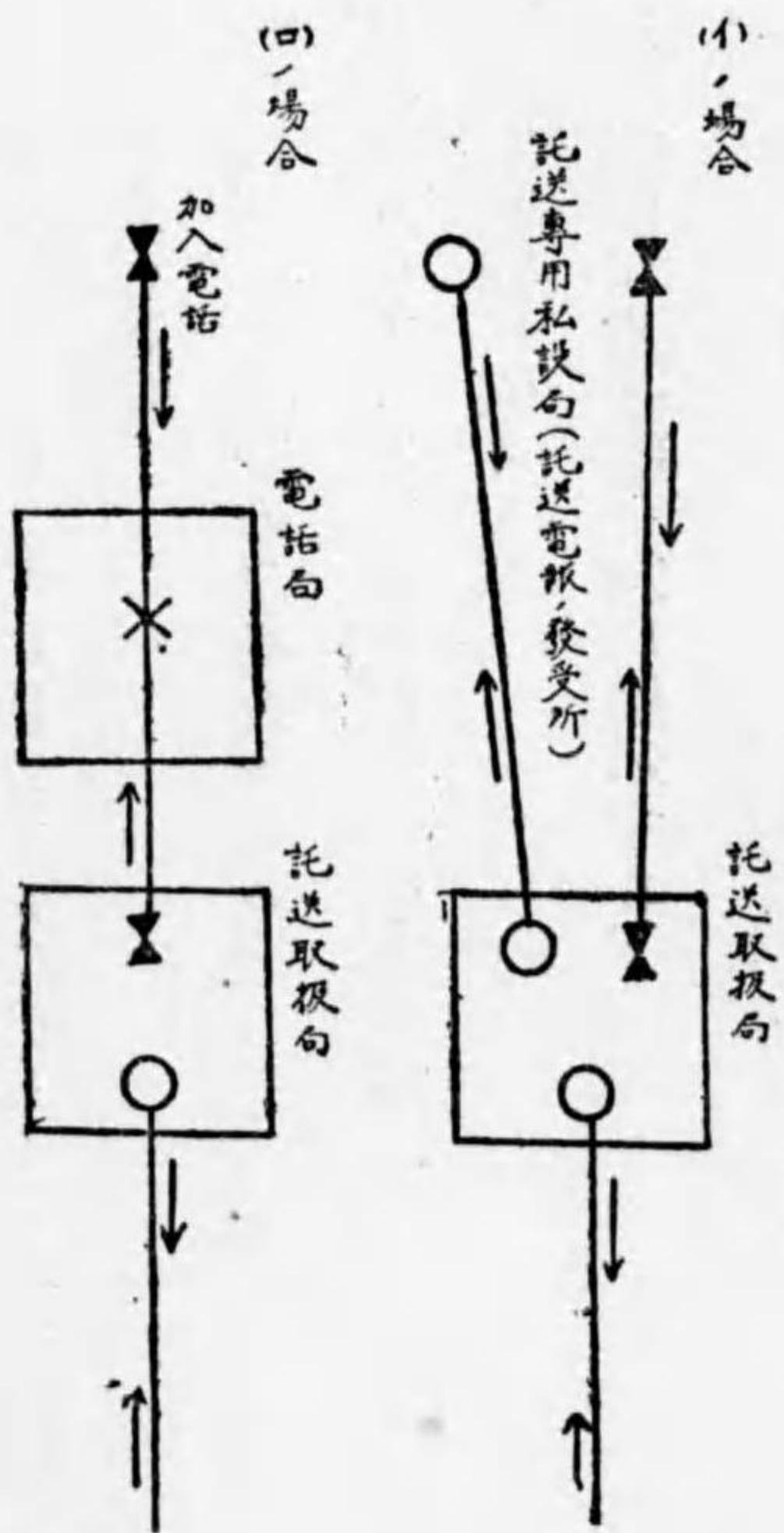
### 第三目、電線託送の種類

電線託送を區別すれば左の二場合がある。

- (イ) 託送専用の電信機又は電話機に依るもの
- (ロ) 加入電話機に依るもの

學修上の便宜のため是等を左に圖示する。





(註一) (イ)に依る實際託送者に付ては既に本論第六章第四目註(六九頁)に示した通りである。(ロ)に依る實際の数は正確には分らぬが東京市内丈でも千を超えて居る。

(註二) 上圖ロは東京や横濱などの様に獨立の電話局がある場合には良く適合するけれども然らずして託送取扱局が電話交換事務を兼ねるものが寧ろ多數を占めて居る。宇都宮、甲府、静岡、千葉等皆左様である。然し何れにせよ理論に變りがないことは言ふ迄もない。

第四目、託送開始

前目に示した(イ)の場合は元來電線託送を目的として電信法第二條の四號及び「私設電信規則」に従つて大臣の許可を受けて施設したものであるから施設後、更に特別の託送請求書等は要らぬ、然し

(ロ)の場合は從來電話交換に依る通話のみを目的として居たものを更に電報送受に兼用しやうとするのだから特別の請求が必要である。此請求は發信、着信双方に關しても良く又其一方のみでも宜しい。則一五二参照、但し此請求は電話(交換)局の存在する土地の電信局所が必ず受理するとは限らないので所謂「別ニ告示スル」電信局所だけである。結局、何れの局所が加入電話に依る託送の請求を受理するかは一々告示を見なければ分らぬ。

(註一) 全國の中廣く、何々の局所が託送を取扱ふやを知らうとするは寧ろ無用である。各箇人々々が若し自己の託送が許されるならば何の局所に請求するかが問題である。

因に東京市内ですら託送取扱局は東京中央電信局丈である。故に都鄙を問はず一の行政區に託送取扱局があるにせよ唯一局のみなるが常と見て宜しい。

(註二) 發信人、受信人の双方が偶然、託送者といふこともあり得るけれども本章の研究上は寧ろ一方のことのみを考へよ。

尙ほ發信人甲は受信人乙が事實託送者であることを知るにせよ賴信上全然影響を受けないのである。

第五目、託送料及納付金種

電線託送をすれば第三目に掲げた種類の如何に拘らず、又發信、受信の何れを問はず其の一通毎に



電線託送料として三錢を納付するを要する。(則、一五三)

託送取扱局では託送者が納付すべき託送電報に關する料金(即ち託送料と電報料)を一ヶ月毎に纏めて夫々の託送者に通知する、託送者は左の區別に従つて翌月(即ち當該通知書から見れば其の月)廿日迄に納付する。(則、一五五)

- (イ) 一、二等郵便局に納付するときは通貨に據る。
- (ロ) 現金出納官吏を置く一、二等電信局に納付するときは通貨に據る。
- (ハ) 現金出納官吏を置かざる一、二等電信局に納付するときは郵便切手に據る。
- (ニ) 三等郵便局に納付するときは郵便切手に據る。

(註) 一、二等電信局は實際に於て甚だ少數であり、其中でも現金出納官吏を置かぬ局は僅々一二を算する丈けである。此の後者の例は三重縣神島(二等)電信局の如きである。

第六目、託送に關する手續

託送電報の取扱方に付ては第三目の種類を通じて同じな點もあるし、又幾分異なつた點もある、夫等のことを左に分説する。

- (イ) 通 則
  - (一) 託送電報は發信ならば託送取扱局の發信になり、受信ならば同局の着信になる、換言すれば

其局の發信綴又は着信綴に入ることとは一般の場合と異らないのである。(程、三三四、本文)

- (二) 託送電報には其の發着信共原書餘白に徴收すべき料金を記載する。(着信にも追徴等の場合あることに想到せよ)但し託送料其のものは記載を要しない。(程、三六六)

- (三) 託送電報を送達(即ち託送者から見て受信)するときに左の様ながあつたら其際併せて通知する。(程、三四〇)

- (A) 追徴料あるときは其の金額と事由
- (B) ナツ附であつたら證書番號、金額、發行月日

(ロ) 専用機に據る場合の特例

- (一) 託送(専用)發受所で發着する電報は恰も一般の局所同様に其の發受所名を用ゐるし其他傳送上總て一般の取扱例に依るのである。一例を示せばトウケウアサヒ(東京朝日新聞社託送發受所)は本來一公衆に過ぎないが傳送上は一局かの様に取扱はれる、故にオホサカ發トウケウアサヒ着はトウケウの中繼として送り込まれる。程三三四、但書及三三五參照。

- (二) 發受所發の電報に對しては託送取扱局では各別の件名表を用ゐる、結局一般賴信のものよりは別の發信番號を使ふのである。(程、三三七ノ一項)然し此發信番號は外部關係なく單に自局(託送取扱局)處理上便宜のためである。



(ハ) 加入電話に據る場合の特例

(一) 託送取扱局と加入託送者との間の電報送受方に付ては、程、三三三を一讀せよ。  
(二) 同一電話加入区域内(電話法規上の所謂電話區市内)に在る託送取扱局は其区域内の加入電話

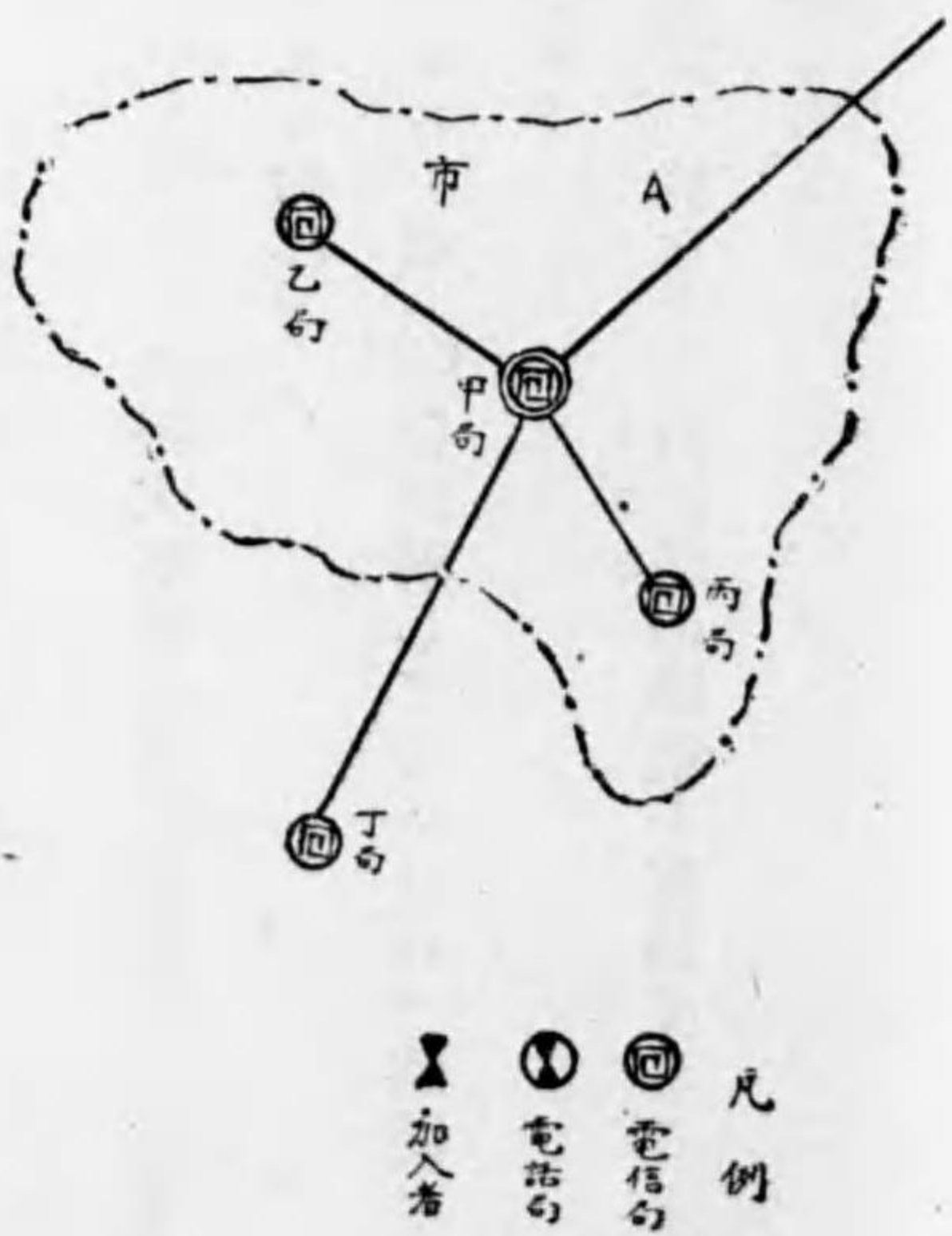
に依る總ての託送者の氏名を豫め其の同区域内の他の各電信局所に向つて通報し置くを要する  
即ち連絡を採り置くのである。

各局所では箇々の場合に當該受信人が託送者なることを辯別して宛所に不拘託送取扱局に向つ  
て送信せねばならぬこと勿論である。

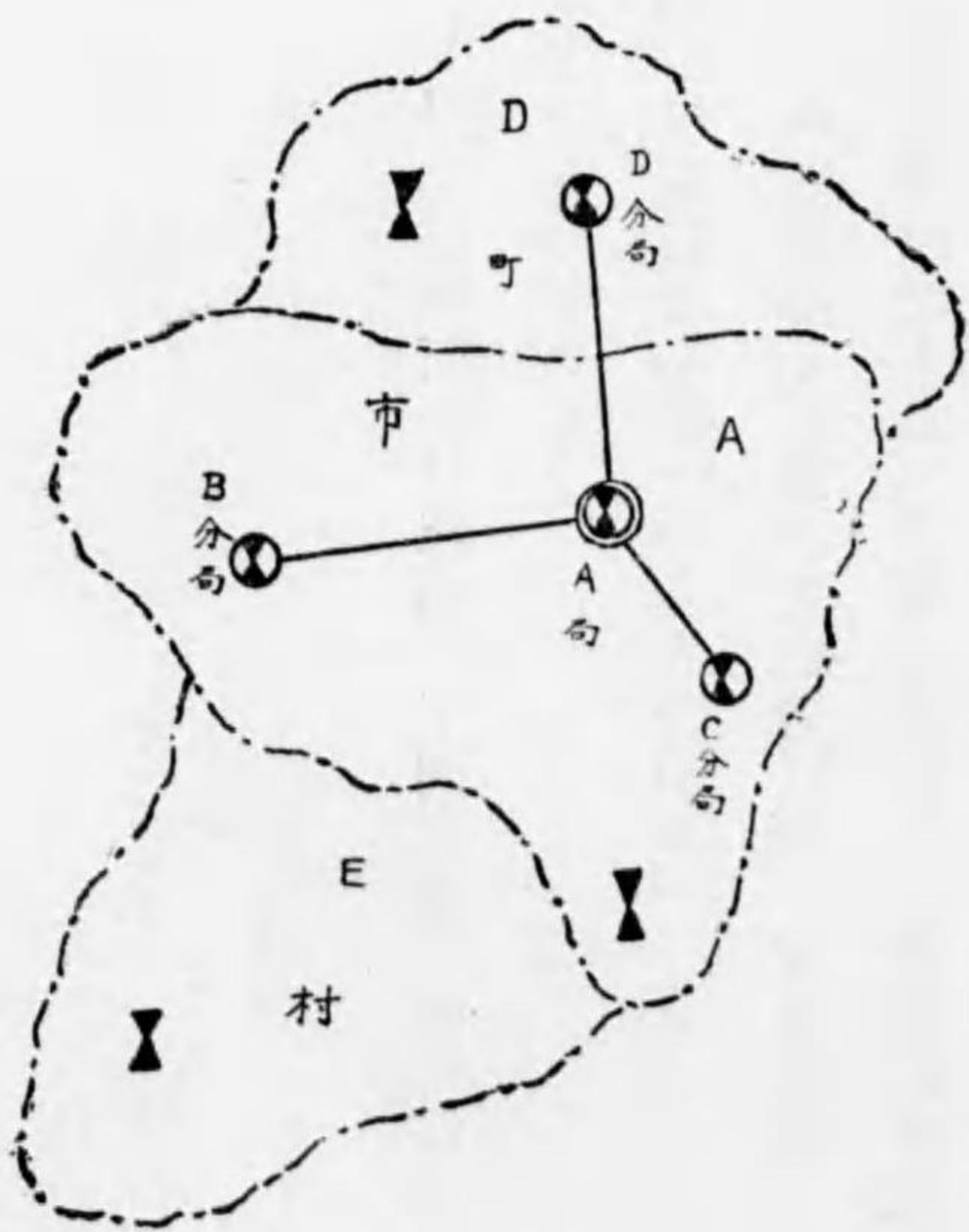
(註一) 東京市内にすら託送取扱局は東京局のみなることは前言したが同局の託送に關する管轄  
は本來の配達受持區域は勿論のこと更に東京市内のみならず東京電話區市内全部に及ぶのであ  
る。因に電話區市内は電信區市内と一致せぬ場合が寧ろ多くある、此事は別途電話法規を學べ  
ば分明する。

(註二) 左の二圖を重ね合した場合を想像して本章所講の理解に努めよ。

第一圖 電信區市内



第二圖 電話區市内





## 第十三章 略 號 登 記

### 第一目、總 說

一般に略號とは「普通に言へば長くなる所を簡略文字を使用して同意義を含めたもの」のことであつて通信上の名宛など、必然の關係はないものである。

然し茲に研究の目的となるのは「登記したる名宛略號」のことである。

電報受信上略號を使用したい者、詳言すれば使用して貰ひたい者は則一五九に従つて豫め配達受持局に登記するを要する。略號は和文、歐文何れでも良く又件を別にして數箇の略號を登記するものも素より差支ない。

(註一) 略號は和歐文何れでもよいと言つたが和文略號が歐文電報に、歐文略號が和文電報に通用する意味ではない。單純に考ふる勿れ。

(註二) 則一五九中の「使用セムトスル者ハ」を誤解してはいけぬ。略號を登記することは受身的、反射的の意味があるのである。  
又發信人が登記の有無に不拘本文の終などに自己名の略號を使用することはよくある例だけれども本章のこと、は全然無關係である。

(註三) 登記しない略號名宛を用ゐて電報を發する其の事は咎むる所でないけれども事實不達の悞があり其損失は當然發信人に歸する。

(註四) 法規は總て請求書なるもの、内容は示すけれども詳細の書式は示さぬのが常である。各自の常識を加味して假定略號登記請求書の書式を考へ見よ。

### 第二目、略號登記の種類及び料金

登記には常時登記と臨時登記の二種がある。

常時登記といふのは一會計年度(四月一日より翌年三月末日に至る)有効のもので、臨時登記は一定の月數の間有効のものである。前者の料金は年額十二圓、後者は月額一圓二十錢である。何れも求の際納付する。尙ほ常時登記に付ては月數に、臨時登記に付ては日數に、夫々端數があつても徵料上顧慮しない。(則一六一)

(註) 如何なる場合に常時登記にするや臨時登記にするやの利害選擇は法規の關する所ではなく登記者の考慮次第である。

### 第三目、局所間連絡

一電信區市内に一個の配達受持局があるのみならば何等他局との連絡通報は要らぬ。(全國に如何なる略號登記が實在するやは各局で知る限りでないことに注目せよ。但し次の場合は別である)